

令和3年第2回吉田町議会定例会

# 吉田町議会会議録

令和3年6月1日 開会

}

令和3年6月17日 閉会

吉田町議会

## 令和3年第2回吉田町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (6月1日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	1
○諸報告について	2
○議会閉会中の委員会活動報告	7
○議案第36号～議案第38号の一括上程、説明	10
○第3号報告の報告	13
○散会の宣告	15

### 第 2 号 (6月8日)

○開議の宣告	16
○議事日程の報告	16
○議案第38号の質疑	16
○散会の宣告	26

### 第 3 号 (6月14日)

○開議の宣告	27
○議事日程の報告	27
○一般質問	27
中 田 博 之	27
平 野 積	36
増 田 剛 士	50
山 内 均	63
盛 純一郎	76
○散会の宣告	90

### 第 4 号 (6月15日)

○開議の宣告	91
○議事日程の報告	91
○議案第39号～議案第41号の一括上程、説明	91
○議案第39号の質疑	95
○静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	97
○散会の宣告	99

### 第 5 号 (6月17日)

○開議の宣告	100
--------	-----

○議事日程の報告	100
○議案第38号の討論、採決	100
○議案第39号の討論、採決	100
○議案第36号の質疑、討論、採決	101
○議案第37号の質疑、討論、採決	102
○議案第40号の質疑、討論、採決	102
○議案第41号の質疑、討論、採決	103
○議会閉会中の継続調査について	103
○町長挨拶	104
○議長挨拶	104
○閉会の宣告	104

開会 午前 9時00分

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和3年第2回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

---

◎町長挨拶

○議長（大石 巖君） 開会に当たりまして、町長から御挨拶をお願いします。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長（田村典彦君） 議員の皆様のお元気な顔に接し、うれしく思います。

本定例会、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（大石 巖君） ありがとうございました。

---

◎開会の宣告

○議長（大石 巖君） 本日は、1番、福世義己君から欠席の届出があります。

ただいまの出席議員数は12名であります。ただいまから、令和3年第2回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（大石 巖君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定によりまして、11番、河原崎昇司君、12番、平野 積君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（大石 巖君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日6月1日から6月17日までの17日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日6月1日から6月17日までの17日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

---

#### ◎諸報告について

○議長（大石 巖君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

最初に、委員長の辞任及び選任について報告いたします。

議会閉会中に、議会広報特別委員会副委員長に対し、委員長の私、大石 巖から、一身上の都合により、議会広報特別委員会委員長を辞任したい旨、申し出、辞任願を提出いたしました。

議会広報特別委員会では、吉田町議会委員会第9条第1項に基づき、副委員長が委員長の職務を代行する中で、同条例第10条第1項の規定に基づき、辞任を許可し、委員会の構成に係る事件であるため、直ちに同条例第6条第2項の規定に基づき、委員長の互選を行い、同委員会委員長に4番、中田博之君が選任されました。

次に、監査委員から例月出納検査及び定期監査の監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承をお願いします。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承をお願いします。

次に、系統議長会関係、その他に関することについてであります。5月19日水曜日、東京都のライン・キューブ・シブヤにおいて、令和3年度町村議会議長・副議長研修会が予定をされておりましたが、東京都に新型コロナウイルス特措法に基づく、まん延防止等重点措置が適用されたことを踏まえ、開催方法を変更し、他日、動画配信されることとなりました。

また、5月31日月曜日、午後から静岡県地方議会議長連絡協議会・定期総会及び第1回政策研修会が静岡市で開催予定でしたが、現在のコロナ禍の状況を踏まえ、定期総会は開催を中止し、議案は書面にて協議することとなりました。

一方、政策研修会は、オンラインでの参加形式を取り入れ、浜松市感染症対策調整監で浜松医療センター感染症管理特別顧問の矢野邦夫氏による「新型コロナウイルス感染症対策について」と題した講演がありました。

次に、本定例会へ説明員として委任または囑託され、出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておりますので、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

続いて、町長行政報告を行います。  
お聞き取りのほど、お願いします。  
町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和3年第2回吉田町議会定例会の開会に当たりまして、町政運営の概要等につきまして御報告申し上げます。

5月の大型連休明け以降、新型コロナウイルスの感染が急速に再拡大し、現在は東京や大阪など、10都道府県で緊急事態宣言が発令されている状況でございます。県内におきましても、西部を中心とした感染者の急増や感染力が非常に強い変異株への感染が確認されていることから、県は、5月14日に独自の警戒指針をレベル5に引き上げ、変異株による感染拡大の抑制に向け、県民に対し慎重な行動を求めています。

当町におきましても、新型コロナウイルス感染者が徐々に増え始めており、5月23日には39例目の感染が確認されている状況でございます。新型コロナウイルスの感染拡大によって、昨年の1月から様々な行事が基本的に中止となり、町民の皆様にとりましては、これまで当たり前だった生活が一変し、あらゆる場面において自粛や我慢を強いられる日々が続く中、一体どんなふうになるのだろう、この先どんなことが起きるのだろうと非常に危惧されているのではないかと推察しております。

この新型コロナウイルスにつきましては、まだまだ不透明な部分もございますが、感染の拡大から1年が過ぎ、少しずつその対応策が見えてまいりました。今後の様々な取組におきましては、規模の大小はございますが、それぞれ対応策をしっかりと講じながら、ウイルスと共存する新しい日常に向かって一步一步進んでいかなければなりません。

さて、こうした状況の中、新型コロナウイルス感染症対策において最も有効な手段とされる新型コロナワクチン接種につきましては、現在、国が示す優先順位に従って医療従事者等、高齢者の順に全国で接種が開始されており、当町におきましても、この新型コロナワクチン接種を最重要課題として捉え、スピード感を持って対応しているところでございます。

4月22日から高齢者施設の入所者を対象とする巡回接種を開始し、町内の65歳以上の一般高齢者の皆様を対象とする接種につきましては、5月7日から吉田町総合体育館を会場とした集団接種を開始するとともに、町内6カ所の医療機関や榛原総合病院の協力の下で、順次、個別接種も開始しております。

接種の状況につきましては、5月27日時点で延べ1,462回分を完了しておりますが、国から強い要請がありましたことから、計画を前倒しするため、接種の担い手であります医療従事者につきまして、町内の医療機関の先生方などにさらなる協力をお願いするとともに、県の支援を頂きながら、接種日の追加や1日当たりの接種可能な人数を増やすなど、急ピッチで調整を進め、このほど、希望する全ての高齢者の皆様に7月末までに2回の接種を完了するめどが立ったところでございます。

今後、接種の予約が完了していない高齢者の皆様に対しましては、予約方法についての案内を送付し、保健センターや各自治会において直接予約することができる窓口を設けて対応するなどのきめ細やかな支援も併せて実施していく予定でございます。

町といたしましては、1人でも多くの皆様に1日でも早く、安全にワクチンを接種していただくため、引き続き、関係機関及び医療従事者の皆様に御協力を頂きながら、必要な体制の整備に全力を尽くしてまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐためには、ワクチン接種はもちろんでございますが、やはり町民の皆様一人一人の心がけが重要でございます。これから暑さの厳しい時期を迎えますが、引き続き、マスクの着用や手洗い、身体的距離の確保など、基本的な感染予防対策に努めていただきますよう、改めてお願いするとともに、町といたしましても、日々状況が変化するコロナ禍において、これまで以上に緊張感を持って感染拡大防止対策に万全を期し、地域経済の活性化を図る対策との両立に向けた取組もしっかりと進めてまいります。

それでは、令和3年度に入り、2カ月が経過しました本年度事業の進捗状況につきまして御報告申し上げます。

初めに、「災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、川尻工区における防潮堤の整備につきまして御報告申し上げます。

川尻工区における防潮堤の整備につきましては、3月に海拔11.8メートルの背後盛土が完了し、海岸保全施設として国への引渡しを行ったところでございます。本年度は、防潮堤の陸側の側道整備工事及び天端道の整備工事を順次進めてまいります。

次に、吉田漁港多目的広場の整備についてでございます。

吉田漁港多目的広場につきましては、防潮堤との取り合い部分における盛土工事が完成したことにより、川尻工区の防潮堤と接合し、一連の構造物となったところでございます。

本年度は、天端の一部をさらに1.5メートルかさ上げする盛土工事及びのり面に芝生を植生する護岸工事を予定しております。盛土工事につきましては、8月の発注に向けて準備を進めており、護岸工事につきましては10月までに発注をする予定でございます。

次に、河川改修事業についてでございます。

大幡川及び大窪川につきましては、河川の流下能力を高めるため、国の交付金を活用しながら改修事業を実施しております。本年度は、昨年度に引き続き、神戸地区におきまして大窪川の護岸整備を上流側に進める予定でございまして、出水期明けの11月には工事に着手できるよう準備を進めてまいります。

次に、木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0」事業についてでございます。

「TOUKAI-0」事業につきましては、町民の皆様の経済的負担を軽減するため、耐震補強事業、ブロック塀等撤去事業のいずれにおいても、昨年度から助成制度の拡充を図るとともに、有事の際の避難所における新型コロナウイルスの感染リスクを回避するため、地震が発生した際においても自宅での生活を継続できるよう、従来より高い耐震性を確保するための耐震補強経費に対して補助の増額を行うなど、積極的に木造住宅の耐震化を推進しております。

本年度は、耐震補強事業、ブロック塀等撤去事業ともに5月上旬から受付を開始しております。助成制度の拡充や耐震の重要性を周知するためのPR活動といたしましては、「広報よしだ」5月号に啓発記事を掲載するとともに、旧耐震基準の住宅所有者に対するダイレクトメールを8月上旬に発送できるよう準備を進めております。戸別訪問につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を注視しつつ、県及び耐震補強相談士と協議をしながら進め、耐震化率の向上を目指してまいります。

続きまして、「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、基幹相談支援センター「メデル」の開設につきまして御報告申し上げます。

地域の障害者福祉に関する相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター「メデル」につきましては、島田市、牧之原市、川根本町及び吉田町の2市2町の共同設置により、4月1日に開設いたしました。この「メデル」には、主任相談支援専門員や精神保健福祉士などの専門職員が配置されており、各市町における困難事例への対応や相談支援専門員の資質向上に向けた支援などに取り組んでいただくことにより、この地域における相談支援体制がさらに強化されるものと期待しているところでございます。町といたしましては、この「メデル」との連携を密に図りながら、障害者の皆様が住み慣れた場所で明るく充実した日々を送ることができる地域づくりに努めてまいります。

次に、高齢者福祉事業についてでございます。

昨年度に策定いたしました第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づき、健康づくりや介護予防の推進に取り組んでいるところでございます。この計画における新たな取組といたしましては、高齢者の健康状態を多面的に捉え、フレイルや生活習慣病などを予防するため、介護保険の地域支援事業と高齢者の保健事業を一体的に実施する施策を展開してまいります。

計画の初年度となる本年度は、住民主体の「通いの場」において、静岡県独自のふじのくに健康長寿プロジェクト「ふじ33プログラム」を実施する予定でございます。このプログラムは、フレイル予防に効果的とされており、「運動」「食生活」「社会参加」3つの分野に関する取組を3人1組で3カ月間実践することで、生活習慣の改善を図っていくものでございますが、今回は「通いの場」の特性を生かし、参加者全員で一緒に楽しみながら、それぞれの目標に向かって取り組んでいただけるよう、プログラムの一部を変更して実施してまいります。

町といたしましては、7月からの事業開始に向けて準備を進め、高齢者の皆様がいつまでも健康で生き生きと暮らしていけるよう、よりよい生活習慣の定着を図ってまいります。

続きまして、「活力あふれる産業振興のまちづくり」に関連する事業のうち、商工業振興事業費補助金について御報告申し上げます。

長引くコロナ禍におきまして、深刻な経済的影響を受けております小規模事業者の事業継続などを支援するため、昨年度に引き続き、吉田町商工会が実施しますプレミアム付商品券発行事業に対して、商工業振興事業費補助金を交付いたします。第3弾となる今回のプレミアム付商品券発行事業は、昨年度に実施されました第1弾及び第2弾を大幅に上回る、発行総額1億5,000万円の事業規模となるもので、6月26日から町内世帯を対象とした先行販売が開始される予定でございます。今回は、全ての町民の皆様に購入の機会を提供するため、先行販売の際に必要な購入引換券を、事前に町から各世帯に送付することとしておりまして、現在、その発送準備を進めているところでございます。

町といたしましては、このプレミアム付商品券発行事業により消費の拡大が図られるとともに、町内事業者の事業継続の一助となりますことを期待しております。

続きまして、「魅力あふれる多様な交流を生むまちづくり」に関連する事業のうち、小山城アンテナショップにつきまして御報告申し上げます。



新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、先月、小山城駐車場において、トレーラーハウス型のアンテナショップをオープンいたしました。

このアンテナショップは、コロナ禍において売上げが減少するなどの影響を受けている町内事業者の皆様に出店していただき、販路の拡大を図ることなどを目的としております。このショップ内にはカフェを併設し、町内で飲食業の起業を目指す方が試行的に営業できる場として活用していただけるものとしており、小山城周辺のさらなるにぎわいの創出につながるものと期待しております。また、移動可能であることから、災害時には避難所等へ移動させ、医療スペースなどとして多方面に活用することも想定しております。

次に、橋梁維持補修事業についてでございます。

橋梁の適切な維持管理のため、本年度は52橋の橋梁点検業務を実施する予定でございます。古川橋におきましては、直轄修繕代行事業として国よる橋梁補修工事が実施される予定でございます。また、町が実施します東臨港橋の補修工事につきましては、出水期明けの11月には工事に着手できるよう準備を進めてまいります。

続きまして、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」に関連する事業のうち、「吉田町教育元気物語 TCP Triwns Plan」の本年度における主な事業につきまして御報告申し上げます。

プランの柱の1つである「子どもの『確かな学力』を保障する環境づくり」のうち、「ICT環境の充実」として進めている事業についてでございます。

国が進めておりますGIGAスクール構想の一環として、町内の全小・中学校の普通教室などへのWi-Fi環境の整備と児童・生徒1人1台の学習者用端末の整備が昨年度までに完了いたしました。これを受けて、町内小・中学校の教職員が授業で端末を有効に活用できるよう、信州大学の佐藤和紀助教と同大学の学生を講師としてお招きし、3月24日に自彊小学校で研修会を開催いたしました。この研修には76人の教職員が参加され、授業の実践例をと通して端末を使った指導方法などを学びました。また、保護者の皆様にも端末を利用した学習への理解を深めていただけるよう、常葉大学の三井一希氏と同大学の学生を講師としてお招きし、「親子Chromebook体験会」を3月27日に住吉小学校で開催いたしましたところ、85組の親子の参加がございました。

ICT環境の整備につきましては、国が整備方針の目標としております「デジタル教材等を大きく映すことができる大型モニターを各普通教室に1台、特別教室用として6台を整備すること」の達成に向け、本年度は新たに40台のモニターを整備する予定でございます。また、本年度から児童・生徒1人1台の学習者用端末を活用した授業が本格的に始まり、学校における学習環境が大きく変化しておりますが、このような状況におきましても、適切に安定した学校運営が図られるよう情報化推進を実践的に支援するICT支援員を4月から各校に週2日程度配置しております。

本年度は、これらのICT環境を活用しながら、GIGAスクール構想が目指す「多様な子どもたちを誰1人取り残すことなく、1人1人に公正に個別最適化され、資質や能力を一層確実に育成できる教育」の実現に努め、「子どもの『確かな学力』を保障する環境」を整備してまいります。

続きまして、「豊かな自然と共生するまちづくり」に関連する事業のうち、上水道事業につきまして御報告申し上げます。

上水道の整備につきましては、静岡県生活基盤施設耐震化等補助金を活用して送水管の耐震化を進める基幹管路耐震化事業、漏水事故による被害の軽減及び有収率の向上を図るための老朽管を耐震管に布設替える老朽管布設替事業、他事業に伴う配水管の布設替え等の事業及び施設の老朽化に伴う水道施設更新事業といたしまして7件の工事を予定しており、このうち1件は既に発注を終えておりますが、その他の工事につきましても早期に発注ができるよう準備を進めてまいります。

次に、公共下水道事業についてでございます。

公共下水道事業の施設整備につきましては、社会資本整備総合交付金を活用し、国庫補助事業として事業を進めております。

管渠につきましては、川尻南部汚水幹線工事及び既設管路施設耐震補強工事を計画しておりますが、このうち、川尻南部汚水幹線工事の一部につきましては、債務負担行為の活用により既に工事に着手しております。

浄化センターにつきましては、ストックマネジメント計画に基づく機械設備更新工事及び反応タンク管廊の耐震補強工事を予定しております。また、マンホールポンプ場につきましては、制御盤の電気設備更新工事を予定しておりますが、これらの工事につきましても早期の発注に向けて準備を進めております。

続きまして、「行政と住民が一体となって取り組むまちづくり」に関連する事業のうち、ふるさと納税推進事業につきまして御報告申し上げます。

当町では、平成28年6月21日からふるさと納税推進事業を開始し、今月末をもちまして5年が経過するわけでございますが、これまでに全国各地から多くの御寄附を頂き、そのお礼として当町の様々な特産品を寄附者の皆様へ送ることで町の魅力をPRするとともに、地域産業の振興を図ってまいりました。

昨年度は、首都圏を中心に全国の寄附者の皆様から7億645万円もの貴重な御寄附を頂いており、令和元年度の寄附額6億2,008万5,000円と比べますと、約14%増加しております。これは、ふるさと納税の受付サイトを増やしたほか、ニーズが高い「定期便」の取扱いを開始したことなどが寄附額の増加につながったものと捉えております。本年度におきましても、町内事業者の皆様と連携し、寄附者の皆様のニーズに沿った返礼品を取りそろえ、ふるさと納税のさらなる推進を図ってまいります。

以上、本年度事業の進捗状況を御報告させていただきましたが、今後も新型コロナワクチン接種を核とした感染拡大防止対策を強力に推し進め、コロナ禍にあっても町民の皆様の安全を確保しながら、新型コロナウイルスとの共存の上に、子育て支援や教育、健康づくりといった暮らしを支える安心を提供するための各種施策も着実に実施してまいります。

議員各位をはじめ、町民の皆様におかれましては、こうした町の取組に対して御理解をいただき、今後、より一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。本定例会の行政報告といたします。

○議長（大石 巖君） ありがとうございます。

○議長（大石 巖君） 続いて、日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を委員長から報告をお願いします。

それでは、議会運営委員会委員長、お願いします。

10番、八木 栄君。

〔議会運営委員会委員長 八木 栄君登壇〕

○議会運営委員会委員長（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

議会運営委員会の活動報告をいたします。

令和3年4月19日月曜日、午後1時30分から第1会議室にて委員会を開きました。

出席者、委員6名、番外1名、事務局2名。

協議事項1、議会運営に関する協議について。

(1) 当局との下協議について協議した。

① 全員協議会における内容確認の質問については、質問事項を事前通告とすることを了承したが、本会議における質疑についての事前通告は、全員協議会での質問の様子を見た上で協議していく。

② 一般質問において、質問者には答弁書を見ながら答弁を聞けるように備える。（ただし、質問終了後、回収する。）

協議事項2、議会BCP（業務継続計画）について。

(1) 吉田町議会では、議会BCP制定に向けて協議していくことを決定。

散会は午後3時12分でした。

令和3年5月11日火曜日、午前9時から第1会議室にて委員会を開きました。

出席者、委員6名、番外1名、事務局2名、総務課長。

協議事項1、令和3年第2回吉田町議会臨時会の運営について。

(1) 町長提出議案について、総務課長から概要説明がありました。

議案は、専決処分事項について3件、路線の廃止1件、路線の認定1件の計5件。

① 専決処分事項の承認を求めることについて。

ア、吉田町税条例等の一部を改正する条例の制定について。

イ、吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について。

ウ、令和3年度吉田町一般会計補正予算（第2号）について。

② 町道の路線廃止について。

③ 町道の路線認定について。

(2) 上程議案の審議方法。

議案は5件、常任委員会への付託なし。本会議で審議する。

審議方法は、議案の上程、議案説明、詳細説明。休憩を取り、休憩中に全員協議会を開き、内容確認、自由討論、論点整理を行う。会議を再開し、質疑、討論、表決。

(3) 会期。

会期は5月13日、1日限りとする。

(4) 会議録署名議員の指名。

9番、山内 均君、10番、八木 栄。

(5) 議長発議の予定案件について。

町長提出議案の審議終了後、追加日程とする。

①正副議長の辞職及びその選挙について。

ア、議長辞職のあと、議長、副議長の選挙。

イ、常任委員会委員の選任及び正副委員長との互選。

ウ、議会運営委員会委員の選任。

議会運営委員会委員の選任が決まり次第、本会議を再開。

協議事項 2、本会議において総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、それぞれの正副委員長決定の報告。

議会運営委員会委員の選任、指名、正副委員長の決定。新委員により議会運営委員会の継続調査について決定する。全員協議会にて、役職一覧表の確認をする。その後、本会議を再開し、終了。

散会は 9 時 35 分でした。

令和 3 年 5 月 25 日火曜日、午前 9 時から第 1 会議室にて委員会を開きました。

出席者、委員 6 名、番外 1 名、事務局 2 名、総務課長。

協議事項 1、令和 3 年第 2 回吉田町議会定例会の運営について。

(1)町長提出議案及び報告事項について、総務課長から議案の概要説明がありました。

条例の一部改正 2 件、補正予算 1 件の計 3 件に報告が 1 件。

①吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

②吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

③令和 3 年度吉田町一般会計補正予算（第 3 号）について。

④令和 2 年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について。

なお、本定例会中に追加議案 2 件が予定されているとの説明がありました。

(2)上程議案審議方法について。

議案は 3 件、常任委員会への付託審査なし、本会議で審議する。

(3)会期の決定及び審議予定表について。

①会期は 6 月 1 日から 6 月 17 日までの 17 日間とする。

②審議予定表については、配付してあります令和 3 年第 2 回吉田町議会定例会会期及び審議予定表のとおり決定しました。

(4)会議録署名議員の指名について。

11 番、河原崎昇司君、12 番、平野 積君を指名。

(5)一般質問の取扱いについて。

質問者は 5 人のため、6 月 14 日、1 日とし、午前 3 人。4 番、中田博之議員、12 番、平野 積議員、9 番、増田剛士議員。午後 2 人。8 番、山内 均議員、3 番、盛 純一郎議員。

協議事項 2、意見書の取扱いについて。

(1)日本政府に核兵器禁止条約の参加、調印、批准を求める意見書、これは協議の結果、議会運営委員会止まりに決定。

(2)核兵器全廃に向けた建設的な議論を求める意見書、これについては今後、協議していくことに決定。

散会は午後零時 45 分でした。

以上が議会閉会中の議会運営委員会活動報告です。

○議長（大石 巖君） 報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

---

◎議案第36号～議案第38号の一括上程、説明

○議長（大石 巖君） 続いて、会議規則第35条の規定によりまして、日程第5、第36号議案から日程第7、第38号議案までの3議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和3年第2回吉田町議会定例会に上程をいたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について2件、補正予算について1件の合計3件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第36号議案は、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関し、令和3年においても国の財政支援が継続される旨が示されたことに伴い、引き続き、一定程度収入が減少した被保険者に対し、保険税の負担軽減を図るため、所要の変更を行う内容の条例改正をお認めいただこうとするものでございます。

第37号議案は、吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、第36号議案と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関し、令和3年度においても国の財政支援が継続される旨が示されたことに伴い、引き続き、一定程度収入が減少した被保険者に対し、保険料の負担軽減を図るため、所要の変更を行う内容の条例改正をお認めいただこうとするものでございます。

第38号議案は、令和3年度吉田町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、令和3年度の一般会計歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ2,403万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ112億8,726万5,000円とする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

以上が上程いたします3議案の概要でございます。

なお、今回の議会定例中になると思いますが、補正予算についての議案、令和3年度吉田町一般会計補正予算（第4号）について及び契約の締結についての議案、令和3年度防潮堤

側道整備工事請負契約の締結についての2件につきまして、追加上程させていただきたいと存じますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大石 巖君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を準備をお願いいたします。

初めに、財政管理課長、お願いします。

財政管理課長、八木邦広君。

〔財政管理課長 八木邦広君登壇〕

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

財政管理課からは、第38号議案 令和3年度吉田町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、令和3年度吉田町一般会計補正予算（第3号）の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,403万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億8,726万5,000円とするものでございます。

また、第2項にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございますが、引き続き、その詳細を別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和3年度吉田町一般会計補正予算（第3号）に関する説明書の3ページを御覧ください。

まず初めに、歳入から御説明いたします。

14款国庫支出金につきましては2,079万1,000円の増額でございます。これは、2項8目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金におきまして、今回2,079万1,000円を増額するものでございます。

次に、15款県支出金につきましては144万4,000円の増額でございます。これは、2項1目総務費県補助金におきまして、新型コロナウイルス感染症対策地域振興臨時交付金144万4,000円を計上するものでございます。

4ページを御覧ください。

次に、20款諸収入につきましては180万円の増額でございます。これは、5項2目雑入におきまして、コミュニティ助成事業助成金を180万円増額するものでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

5ページを御覧ください。

2款総務費につきましては180万円の増額でございます。これは、1項6目企画費におきまして、コミュニティ施設整備事業費について歳入のところで御説明いたしました、一般コミュニティ助成事業に係るコミュニティ助成事業助成金につきましては、このほど実施主体で

ある一般財団法人自治総合センターから助成の内示を受けましたことから、今回コミュニティ施設改修助成事業交付金を180万円増額するものでございます。

次に、3款民生費につきましては120万円の増額でございます。これは、2項1目児童福祉総務費におきまして、6ページの児童福祉費について県が実施しておりますコロナ禍で継続して保育や養護を行っている保育関係や児童養護関係の施設に勤務している職員等を対象とした、静岡県児童福祉サービス等対応職員慰労金支給事業の給付対象から外れている児童館や子育て支援センター等に勤務している事務職員に対して、町が慰労金を給付するもので、今回新たに児童福祉サービス等対応職員慰労金120万円を計上するものでございます。

次に、4款衛生費につきましては814万5,000円の増額でございます。これは、1項3目環境衛生費におきまして、環境保全費について新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、密の回避等、感染機会の削減を図るため、除草業務に係るリモコン草刈り機等の一般備品814万5,000円を計上するものでございます。

7ページを御覧ください。

次に、7款商工費につきましては289万円の増額でございます。これは、1項3目観光費におきまして、観光振興費について新型コロナウイルス感染症対策に係る地元産品活用支援事業といたしまして、小山城売店「しらすのまどぐち」における冷凍庫、冷蔵庫の購入に係る経費として、処分手数料16万5,000円、一般備品272万5,000円、それぞれ計上するものでございます。

次に、9款消防費につきましては1,000万円の増額でございます。これは、1項4目水防費におきまして、水防施設整備事業費について新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、水防センターや避難所等における3密対策として、屋外における電源確保を行うためのコンテナ収納移動型独立電源に係る一般備品1,000万円を計上するものでございます。

以上が第38号議案 令和3年度吉田町一般会計補正予算（第3号）についての内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君）

続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、門田万里子君。

〔町民課長 門田万里子君登壇〕

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

まず、議案書の1ページを御覧ください。

町民課からは、第36号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての1件につきまして説明申し上げます。

本議案は、令和2年度におきまして新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者の負担軽減を図るため、国費による財政支援の基準に沿った規定により、国民健康保険税の減免措置を講じてきたところでございますが、今般、令和3年度におきましても財政支援の継続が示されたことから、減免適用期間を延長するため、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正することをお認めいただくものでございます。

改正内容につきましては、議案書の2ページと参考資料ナンバー1の新旧対照表を併せて御覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免におきまして、令和3年度分も減免対象とするため、吉田町国民健康保険税条例附則第15項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、附則により、この条例は、公布の日から施行し、改正後の吉田町国民健康保険税附則第15項の規定は、令和3年4月1日から適用することとするものでございます。

以上が町民課から上程いたしました議案の内容でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大石 巖君） 続きまして、福祉課長、お願いします。

福祉課長、杉田香織君。

〔福祉課長 杉田香織君登壇〕

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

福祉課からは、本定例会に上程いたしました第37号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書の3ページ、4ページ、参考資料ナンバーは2を御覧ください。

本議案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少することが見込まれる被保険者に対し、令和2年度において介護保険の第1号保険料の減免を行ってまいりましたが、令和3年度においても国の財政支援が継続されることに伴い、吉田町介護保険条例の一部改正を行うものでございます。

まず、附則の第9条第1項の期限を「令和4年3月31日」と変更するものでございます。

さらに、2号、ア、イにおきましては、令和3年3月12日、厚生労働省事務連絡により、表記の修正として、対象者の要件について実質的な変更はございませんが、詳細に記載した例示が示されたことから、所要の改正を行うものでございます。

次に、附則により、この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第9条は、令和3年4月1日から適用するものでございます。

以上、福祉課からの議案につきまして説明申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大石 巖君） 以上で、説明が終わりました。

---

### ◎第3号報告の報告

○議長（大石 巖君） 日程第8、第3号報告 令和2年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告についての報告を行います。

財政管理課長、八木邦広君。

〔財政管理課長 八木邦広君登壇〕

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

財政管理課から第3号報告 令和2年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告についてといたしまして、令和2年度の一般会計繰越明許費につきまして御報告申し上げます。

議案書の6ページ、7ページを御覧ください。



この報告は、令和2年度吉田町一般会計補正予算におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度、令和3年度に繰り越して使用できる経費をお認めいただきましたものにつきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調製して御報告させていただくものでございます。

計算書の内容でございますが、議案書の7ページを御覧ください。

令和2年度一般会計予算において繰越明許費を設定させていただいた事業は、繰越計算書の表内にある11事業でございますが、そのうち8款1項の防潮堤整備事業費、8款2項の橋梁維持補修費、8款3項の治水対策推進事業費、そして、9款1項の情報伝達充実・強化事業費以外の7事業につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して補正予算措置したものを、令和3年度に繰り越して執行するものでございます。

それでは、それぞれの内容につきまして御説明申し上げます。

まず、2款1項の広報・広聴事業費でございます。これは、情報発信ツール、LINEの整備に係る事業費として257万4,000円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金257万4,000円でございます。

次に、2款1項の庁舎管理費でございます。これは、役場庁舎トイレの手洗い器改修に係る事業費として317万6,000円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金317万6,000円でございます。

次に、2款1項のシティプロモーション事業費でございます。これは、アンテナショップ事業等に関する移動車両の購入に係る事業費として804万3,000円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金804万3,000円でございます。

次に、4款1項の地域医療対策事業費でございます。これは、地域医療体制の維持及び確保を図るため、診療所等開設補助金として4,000万円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,000万円でございます。

次に、7款1項の商工業振興費でございます。これは、プレミアム付商品券発行事業に係る商工業振興事業費補助金として5,500万円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,765万4,000円、県支出金の新型コロナウイルス感染症対策地域振興臨時交付金2,020万1,000円、そして、一般財源714万5,000円でございます。

次に、8款1項の防潮堤整備事業費でございます。これは、川尻工区の防潮堤整備に係る工事請負費として4,247万6,800円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として町債4,240万円、そして、一般財源7万6,800円でございます。

次に、8款2項の橋梁維持補修費でございます。これは、中川原橋及び五番橋の補修に係る工事請負費として5,225万1,000円を繰り越して執行するものでございます。その財源に

つきましては、未収入特定財源として国庫支出金の道路メンテナンス事業費補助 2,818 万 8,050 円、町債 2,110 万円、そして、一般財源 296 万 2,950 円でございます。

次に、8 款 3 項の治水対策推進事業費でございます。川尻地内道路冠水対策に係る工事請負費として 1,514 万 9,000 円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として町債 1,510 万円、そして、一般財源 4 万 9,000 円でございます。

次に、9 款 1 項の地震対策費でございます。これは、防災用倉庫の整備等に係る事業費として 270 万 6,000 円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 270 万 6,000 円でございます。

次に、9 款 1 項の情報伝達充実・強化事業費でございます。これは、防災行政無線デジタル化整備に係る工事請負費として 2,558 万 1,000 円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として県支出金の地震・津波対策等減災交付金 852 万 6,000 円、町債 1,700 万円、そして、一般財源 5 万 5,000 円でございます。

最後に、10 款 1 項の幼児教育振興事業費でございます。これは、私立幼稚園に対する新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金として 100 万円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 100 万円でございます。

以上が令和 2 年度一般会計において繰越明許費を設定させていただいた事業の概要でございますが、これら事業の翌年度繰越額合計額は 2 億 4,795 万 6,800 円となるものでございます。

また、その財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金 1 億 1,334 万 1,050 円、県支出金 2,872 万 7,000 円、町債 9,560 万円、そして、一般財源が 1,028 万 8,750 円でございます。

以上が第 3 号報告 令和 2 年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告についての内容でございます。

これをもちまして、報告を終わります。

○議長（大石 巖君） 報告が終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会をいたします。

散会 午前 10 時 04 分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会8日目でございます。

本日は1番、福世義己君から欠席の届けがあります。

ただいまの出席議員数は12名であります。

これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議案第38号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第1、第38号議案 令和3年度吉田町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから、第38号議案についての質疑を行います。質疑は最初に、歳入全体についての質疑を行い、引き続き、歳出については款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑については、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてお伺いします。

今回の補正の歳出を見ますと、この交付金はほぼ一般備品の購入に充てられていると思います。この交付金の上限額が9,246万6,000円ということですので、あと約7,000万円ほど残っているということからいたしまして、今後も今回と同じように一般備品の購入を考えているのか、ということですね。新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金の使い方に対する町の考え方及び今後の使い道をご教示いただければと思います。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいま御質問がございました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の今後の使い方ということでございますが、これまで新型コロナウイルスもう1年以上経過をしているところでございます。この新型コロナウイルス感染症の交付金の目的というのがまずご

ざいまして、こちらはコロナの感染拡大を防止をするとともに、感染症の影響を受けている地方経済や住民生活を支援し、地方創生を図るためにこちら創設された交付金でございます。そうした中で、国からも4点ほど、緊急経済対策の中で掲げられた4点を地方の実情に合わせて必要とされる事業ということに充てなさいということになっておりまして、この4点というのが、まず感染拡大の防止、それから雇用の維持と事業の継続、3つ目としまして経済活動の回復、4つ目としまして強靱な経済活動の構築と、この4点が挙げられているわけでございます。

そうした中で、当町もこれまで昨年度以来、進めてきております。そうした中で、まず当初はやはり感染拡大というところがございまして、そこを中心に即応性、いわゆる即時対応を図るということで、これまでマスクやフェイスガードの購入であるとか、また医療体制の充実、あと非接触型の体温計の整備などを行ってきております。その後、経過をしていながら、今後はその雇用の関係が当然、課題となってきておりまして、雇用の対応ということの中で、いわゆる県が行います中小企業の資金等の利子の関係に対しまして、町としましては利子補給をして側面的に支え、さらに経済活動の回復ということの中でプレミアム付商品券をこれまで二度実施し、今回3回目を実施するということでございます。それと併せて、教育機会の確保やICTの環境整備ということでGIGAスクール構想の加速という中で、この交付金を一部充てさせていただく。また、行政の窓口のオンライン化などをこれまで進めてまいりました。

今後でございますけれども、こちらにつきましては、やはり町としましては、これからは経済活動の回復、それから活性化に資する取組を中心にそうした交付金の活用、それからやはり目的であります地方創生を目指しました行政のデジタル化等に向けた対応を中心に考えていきたいというふうに思っております。

ただ、コロナの状況が日々変化する中で、やはりその状況を踏まえながら効果的に対応策を考えていきたいというふうに思っておりますが、現時点では主としまして、経済活動の回復、こちらを念頭に計画をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 全国的にいろんな使い方されているところもありまして、やはりコロナということと地方創生というところにマッチするような扱い方をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

そういう点では、県支出金のコロナウイルス感染症対策地域振興、これも同じような考え方で進めていくということでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今、御質問がございました県のコロナウイルスの地域振興の臨時交付金につきましては、こちらについては地域の経済活動の支援ということで、使途が限定をされているところでございます。ですので、先ほど今後に向けて計画をしていく中で、この県の交付金も併せて効果的に使っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

- 議長（大石 巖君） なければ、これで質疑を終結します。  
続いて、歳出に入ります。  
2 款総務費についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

[発言する人なし]

- 議長（大石 巖君） これらで質疑を終結します。  
次に、3 款民生費についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

[発言する人なし]

- 議長（大石 巖君） これらで質疑を終結します。  
次に、4 款衛生費についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
3 番、盛 純一郎君。

- 3 番（盛 純一郎君） 3 番、盛です。

説明書 6 ページ、4 款衛生費、1 項 3 目 17 節備品購入費 8 の事業、環境保全費です。大型リモコン式草刈り機及び芝刈り機 3 台、これの購入について質疑いたします。

ほぼこの予算、新型コロナウイルス感染対応の国支出だと思っておりますが、この中で 94% 超が大型のリモコン型の草刈り機の導入ということでございました。協議会でもお伺いしました、そこで性能ですとかお聞きしました。担当課のほうで導入想定しているものの仕様なども詳細見せていただきました。今回のこの大型の草刈り機導入の主目的、想定の利用場所、さらに期待効果について、今一度教えてください。

- 議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

- 都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今回の草刈り機の導入ということで、主目的といたしましては、コロナの交付金ということで地域の環境活動に資するものの支援をしていくということで、環境美化について機械のほうを導入して整備を進めていきたいということが目的でございます。

想定の利用場所につきましては、リモコン式につきましてはかなり大きいものでございますので、今うちのほうで想定しているところは多目的広場であるとか、吉田公園西側町有地のような広い場所を今うちのほうでは想定しております。ただ、ここに限定するわけではなく、その中で使用していく中で、ほかで活用できるものがあれば順次検討はしていきたいというふうに考えております。

効果ということですが、一番の効果といいますと、全員協議会のほうでもお話をさせていただきましたが、作業効率が時間当たり 5,000 平米ということでかなり作業効率がいいという中では、やはり作業効率がいいということが一番の効果ということで、今想定しております多目的広場でありますとか、西側町有地でございますと、今の現状であそこに作業等入りますと大体、今の作業員が入ってもやっぱり 2 週間以上かかってしまうと。で、また、多目的広場につきましては斜度がきついというところもありまして、作業員の安全性が担保できないというところもございます。ただ、今回のリモコンの草刈り機につきましては、斜度は 55 度までということで、今の多目的広場の 30 度でも十分対応できるというところ

ると、先ほどお話ししました作業効率もかなりいいというところでは、あそこをもしこの機械で入れれば1日か2日で作業員につきましても1人か、あとは補佐的に2人くらいでも何とか作業のほうができるということで、作業効率のほうは各段によくなるというところで効果のほうが見込まれるというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

今の御説明で理解できました。

今回この質疑させていただいたのは、年中、町内での草刈りの要望が多いところがあって、今回の導入の大きな機械に関してはなかなかその部分での活用がすぐというわけにはいかないと思うんですが、運用の例えば操作技術ですとか、ノウハウとかを蓄積していただいて、今後、町有地ですとか町道ですとか、また、町内河川の脇の部分ですとか、そういうところにその機械が活用できなくても、そこで得た作業効率をそちらのほうに振り分けるような形で草刈りが進めばなという思いで質問させていただきました。

もう一つ伺います。管理操作についてです。管理主体及び予定の保管場所、また作業操作は誰が行うのか、そして機材導入や講習などを含む操作の想定スケジュールはどのようになっているのかお聞かせください。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

管理主体ということでございますが、管理主体は町のほうで管理するという中で、どこかで管理するかということにつきましては、また今後、環境でいくのか、施設でいくのかということによってまた変わってきますので、その辺をちょっと検討の余地があると思いますが、町で管理するというところでございます。

保管場所につきましては、かなりやはりものとするとき大きなものになってきますので、普通の軽トラックとかそういうものではちょっと移動が難しいという中では、先ほど申し上げました運用場所が海岸沿いが一番主になってくるという中では、一応うちのほうでは前にPCBを保管しました倉庫がまだ町有地の南側に残っていますので、そこが大きさからすると奥行き5メートル、幅5メートルくらいはありますので、十分このものを中に保管できるという倉庫がございますので、一応そこを想定してそこから今想定しているところで作業を行うという想定でおります。

あと、操作につきましては、全員協議会のほうでもお話しさせていただきましたが、誰でもできるという中では、一度講習を受けていただいて作業のほうを覚えていただくということはあると思います。

それと、あと今後の想定スケジュールということでございますが、ここで今回、予算のほうをお認めいただければ、入札等の手順を踏みまして納入ということになります。納入につきましては補助事業でもございますので、今年度中には購入できるというふうには思いますが、ただ、その入札のスケジュール等につきましても、このものが結構特殊なものでございますので、在庫の問題であるとか納入の時期でありますとか、その辺につきましてはまた今後ちょっと検討させていただいて、決めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 今の内容と当初といいますか、想定を導入としては公園横の駐車場ですとか、防潮堤の側面部分ですとか、そこら辺からやっていくということは理解いたしました。

とはいえ、やはり大きな機械であります。積極的な、あるいは日常的な運用をぜひ目指して期待をしたいと思っております。いわゆる、使わないときは倉庫に眠りっぱなしというような状態がないといいなと思っております。

最後にもう一つだけお聞かせください。結構大きなマシンです。想定しているものも見せていただきました。かなり、話題になるんじゃないかなと思っているんですが、これを例えば町民のほうにこんなの入れますよという形で広報したり、あるいは実際のこんなふうにご利用できますという形でデモンストレーションといいますか、作業見学みたいなことをやるお考えはございますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今の、今度、導入予定でございます機械のほうのデモンストレーションというか見学ということでございますが、ちょっと場所的に今想定されているところが多目的広場、まだ今共用開始していないというところでもございますが、海に近いというところもございまして、ちょっと作業のほうに支障が出る可能性もございますので、一応、作業のほうを皆さんに見ていただくようなということは、今のところ予定はしておりません。

ただ、そういうものを導入するということにつきましては、ホームページであるとかそういうところで、もしそういうものを入札予定とかそういうもので知らしめるのか、こういうものを導入しますということをやるとかということとはまたちょっと検討させていただきますが、そういうものでできることがあれば対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今、具体的なものは聞かせていただきました。

本当は、最初の目的、コロナウイルスの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これは基本的にはテーマとしては大きなテーマですよね。今は答弁聞いていると、基本的には町が効率的にやれるかどうかというのが主な回答だったんですけども、このコロナの目的そのものに関しては、本来は国のほうとしては幅広く使っていくこと、それが主な理由だったと思うんですよね。そのためには、実際にはいろんな場所で多くの方が、多くの用途で使えることが一番の大事なことだと思うんですよね。

そうすると、今までの質問以外のことを聞きますけれども、例えば実際にいろんな広場の草刈り機使っているところは、運動の団体であるとか、各種グラウンドゴルフとかそういう団体の人たちがかなり時間を割いてやっているんですね。自分もそのコミュニティやっていますけれども、大変な思いして皆さんやっていますよね。そういうところに対して、本来ならこういう交付金を使ってやることに関して、その人たちにも恩恵があるようなそういう施策をやっていただきたいと思うんですけれども、この草刈り機、芝刈り機であるとかそれは

例えば自治会とか各種団体とかそういうものに貸出しとか、それとか実際にワーキングしてくれるとか、そういう予定というのはこの中ではもっているんですか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

前に説明させていただきましたものにつきましては、リモコンにつきましては、先ほど、今お話しさせていただいた、環境の公共施設の整備というところで、なかなか個人的に貸し出すのは難しいという中でお話しさせていただきましたが、今回補正予算の中でもう一つございまして芝刈り機につきましては、これにつきましては、それこそ自治会のほうからの強い要望がございまして、自治会のほうでもそういう皆さんが使われる公園であるとか、そういうところの整備に使いたいという要望がございまして、今回3台導入させていただきまして、自治会のほうに貸出しをさせていただいて、そこでそういう環境美化に努めていただくというところでは、貸出しのほうは考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 各種の団体とか、そういうところへの対応策というのは今のところは考えていませんか。将来的にはどうなんですか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今おっしゃった、とりあえず今は自治会のほうからそういう強い要望がございまして、自治会のほうで貸し出すというところで、今後そのような自治会のほうにつきましても、どういうふうな形でそういう仕組みをつくっていくかということもございまして、町のほうでもそういう地域のボランティア団体、そういうところでやるということであれば、今でも肩掛けの草刈り機であるとか、そういうものを貸し出したりとかしていますので、そういう地域のボランティアの団体がございましたら、そういうことも検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） ありがとうございます。それが、今日聞きたかったことの一つです。

それから、この交付金を使う内容について、国が認めているから別にあれなんですけれども、例えば、環境と今言われましたよね。環境というのは、常にその状況を継続して長くこう保つことですよ。ただ、今やろうとしていることは、おそらく草が生えてきたら切ると、状況の改善だけなんですよね。だから、そういう意味でその使い方が、例えば、刈り幅が1.2メートルという説明をいただきましたよね。そうすると例えば、河川、湯日川とか川の道路から1メートルは町でやりなさいと、そういうものがあるんですけれども、例えばそういうのも含めて、確かに、将来的な話ですけれども、利用しようとする計画はあるのか。

要するに、理由は、わかば保育園道のところは常にきれいになっていますけれども、あれはある人が毎年3回くらいやってくれているんですよ。でもそれはなかなか皆さんのところへ届いていない。そういう意味でいくとやっぱりせっかく使って、確かに、使い方に関しては制約はされるでしょうけれども、そういうものをうまく利用して、それがこのコロナの交



付金の目的に合致するのではないかと思うんですけれども、その辺はどうか。将来的な話になりますけれども。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

先ほど言った、今回買うリモコン式につきましては、操作性といいますか、かなり小回りが利くものではございませんので、実際に個人に貸し出してそういう細かいところを作業するというものには不向きでございますので、そういうことは想定しておりません。

ただ、先ほど言った、草刈り機につきましては自治会のほうで運用していただいて、公園等、そういう芝の維持管理についてはやっていただくという中で、今うちのほうでも作業を行っておりますが、例えば、今既存の手押しの草刈り機でありますとか、肩掛けの草刈り機だということも併用させていただいて、特に河川ののり面でありますとか、先ほど言った湯日川の道幅のものでありますとか、そういうところにつきましてはこういうものを使うよりはそういう手押しのを併用しながら、使っていったほうが効率的にはかどりますし、うちのほうでも大きな、例えば湯日川でありますとか、大幡川でありますとか、そういう大きいところにつきましては、年間のスケジュールを組みまして、定期的に入れるような形では作業のほう進めておりますので、今回の機械と既存の今うちのほうで持っております機械も併用しながら、そういう環境美化には努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） これで最後にします。

実は、河川の草刈りに関しては、最初、同僚議員からありました。私も苦情はもう何回となく聞いているんですね。ここでも何回も言ったことあると思うんですけれども、そういうものに関して、ぜひうまく使っていただきたいと。

それと、もう一つ、ちょっと構想としては河川に対する、県と町の草刈りの地域の場所の役割1メートル、あるんですけれども。例えば、県にリバーフレンドシップとか構想ありますよね。ああいうものとコラボしながら、全体をもっと環境を整えていくという方向もできると思うんですけれども、そういうのというのは全然、想定をしていただきたいと思うんですがどうなんですか。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今回、地方創生臨時交付金の関係になりますので、私のほうからちょっと答弁をさせていただきます。

まず、今回の草刈り機の関係でございますが、先ほど都市環境課長が申し上げましたとおり、地域からも要望があったものでございます。これは、各自治会のほうから、自治会が今管理しています芝生等の広場であるとか、そうした中で自分たちもやっていくから機械的なものの付与ができないかというようなことの相談が昨年度からありました。

そうした中で、一つこのやはりこうしたコロナ禍ですのでなかなか外出もままならないという中で、やはりソーシャルディスタンスが比較的取りやすい公園等をしっかり整備をして、この交付金の目的であります住民生活の支援と、いわゆる地域環境、住環境の充実を図っていかうというところの中で、今回、備品の購入をさせていただいて各地区に、また地区

から団体へ、そうしたところへ貸出しをして皆さんできれいにしていこうと。いわゆる、先ほど議員がおっしゃられた、コミュニティ意識の醸成だと思っております。そうしたことの中で、一つこうしたのを活用しようということで今回、自走式の芝刈り、草刈り機の3台は購入をさせていただきたいということで、予算化をさせていただいたものでございます。

今後、今、河川のお話がありましたけれども、こちらにつきましては少しちょっと、すみません、今後の話のもう少し大きい話かというふうに思いますので、この点についてはまた今後、機械の活用、また地元も含めて、みんなで、役場も当然ですけれども、みんなできれいにしていこうということの中で、コミュニティの醸成ということを踏まえながら環境美化のほうに努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） ありがとうございます。

この交付金の目的、最終はおそらくそこにあると思うんですよね。ですから、そこに向かって力発揮させていただきたいということで、質疑させていただきました。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、本議案の質疑を終結したいと思いますのですが、まだ疑義があるようでしたら全般にわたり特に質疑を許します。

質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

これまで、歳入についてということで、同僚議員も聞いておりました。国庫補助金のほうですね、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金。先ほど、使い道について4つのポイントということでございました。そうした中で、これまでは即効性に対応するというところでやってきたと、今後は経済活性化、デジタル化というお話がございました。そうした中で、今回もそうなんだけれども、使い道について一般備品というような形で使いますよと。

経済の活性化、地域経済の活性化ということを考えたときに、国から来たお金をこの町内に落とすというような考え方が一つあると思います。その点について、今回どういう形になるか分かりませんが、当然、入札でやってくるのかなと思いますが、町内業者が潤ってこない、お金が巡回していかないという考え方があると思います。

もちろん、プレ券とかは消費に使ってもらって、町内の業者もそれによって潤って、ひいては税金で返ってくる。これが一つの循環だと思います。この点について町は今後どういった考え方をされているのでしょうか。

来たものをよその市町の業者に投げちゃうとか、投げちゃうと言うのは失礼なんだけれども、どうしても町内では調達できないものというのがあると思う。でも、町内で調達できるものの需要を増やす、そういったことにお金を使う、この交付金を使う、それが非常に大事だと思うんですが、その点についてどうお考えでしょう。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいま、議員から御質問ありました地域経済の活性ということで、当然、私どもも町内の、やはり私たちは吉田町ですので、町域の中の経済活性化というのをまず考えなきゃいけないということは、私たちも同様でございます。

そうした中で、確かにものによっては町内では調達できないというようなものもございますので、ただ、これは調達をした後もこれは住民サービスの向上にもつながる、また住民にも利益があると、いわゆる金銭的なものではないですが、そうした事業的にも影響があるということで、これまでそうしたことを踏まえながらこの交付金の活用を考えてきました。いわゆる一過性ではなくて継続性、サービスも継続ということの中で考えてまいりました。

先ほど、御質問いただいて今後どういうふうにしていくかということでありまして、こうした中で町内の経済活動の回復、活性化に資する取組を中心に考えていきたいということで、まさにこの辺は町内の今これまで影響を受けていた住民の皆様、事業者の皆様はこちらのほうを対応していきたいということの考えから、先ほど経済の関係を中心にということでお答えをさせていただいております。

ですので、これまでも先ほど今、議員からおっしゃられたようにプレミアム商品券、これは本当に直接的な、いわゆるその事業者、それから購入者もメリットがあって、双方にメリットがあるというようなことで、これまで給付金等をやらずに、そうしたことで回すということを前提にしてきたものでございます。この点につきましても、今後、同様の考え方、回すということの中で交付金の活用ということを考えていきたいと思っております。また、併せて、商工会ともこれまで連携を取ってきておりますので、その点も商工会と連携を取りながら、この地域経済の回復、活性化に向けた取組のほうに活用していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

理解しました。そうした中で、交付金の残金と言ったら失礼なんだけれども、約7,000万円近くあるという中で、このコロナウイルスに関しましては、過去これまでにリバウンドがあります。そうした中で、今後もそういったことが考えられる中で、この使い道の一つとして新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応というのものもあると思います。その点については、じゃ、これくらいのお金は取っておこうよ、もしそういうときがあったらこれを取っておくという考えというのものもあるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

確かに、先ほども私申し上げましたとおり、コロナの状況というのは日々刻々と変わっていく、また先ほどリバウンドの話も出てきますので、そうした中で効果的に事業を展開する必要があるということの中で、やはり時期というものがあるかと思っています。そうした中で、これまでも令和3年度、約9,000万円ほどのことで今回、対応したいということで、今回2,200万円ほどですか予算のほうを入れさせていただいております。残りにつきましても、やはり経済の時期等がありますので、今後、プレミアム商品券についてはもう近々始まってくるというところもありますので、そうした状況を踏まえた中で経済に資する取組を中心に考えていきたいというふうに思っております。

今の対応ということでありましたが、現在ワクチン接種が、一番最大でありますワクチン接種をまず進めて、そうした対策を整えながらこちらの交付金については経済を中心に考えていきたいというふうに思っておりますので。

コロナ交付金についてはコロナの、ワクチン接種はワクチン接種で別に交付金ございますので、その中で幅広く活用できればというふうに思っておりますので、その点御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） ちょっと話がこう食い違いがあると思います。

私が聞いたのは、そうした蔓延防止、ざっくり言うとね。それに対するお金を多少キープしておくんですかという疑問をさせていただいてます。残りの7,000万円近くのお金は経済対策に全部回しちゃうよと、今の話だとそのように捉えるんだけれども、そうした緊急事態的にコロナウイルスがリバウンドというか、また町内で急激に増加した場合、そういったためにもこのお金を使えるようになっていっていると思うんだけれども、そこについてある程度のお金はキープしておいて、そういう事態が起きたときにはそれをガンと入れるというようなことを考えているんですかという質問をさせていただいたんですがいかがでしょう。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

キープという言い方がいいかどうか分かりませんが、この点については先ほど来も申し上げましたとおり、その状況、状況で判断していくしかないかなというのはちょっと思っています。

ただ、交付金だけしかというわけではないものですから、必要によれば当然、一般財源も投入してやっていく必要が当然あるかと思っておりますので、そうしたバランス考えながら、対応をまずしっかりするということが大前提だと思っておりますので、そうしたことで御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○9番（増田剛士君） 了解。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

これをもって、第38号議案についての質疑を終結します。

---

◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で、本日の日程は終了しました。御協力をありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さまでした。

散会 午前 9時39分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。  
本日は定例会 14 日目でございます。  
本日は、1 番、福世義己君から欠席の届出があります。  
ただいまの出席議員数は 12 名であります。これから本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
- 

◎一般質問

- 議長（大石 巖君） 日程第 1、一般質問を行います。  
会議規則第 57 条第 1 項及び第 2 項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。また、同条第 3 項の規定により、質問の順序は通告順としました。  
1 人の質問及び答弁に要する時間は 60 分以内であります。関連質問はございません。  
それでは、順番に発言を許します。
- 

◇ 中 田 博 之 君

- 議長（大石 巖君） 4 番、中田博之君。  
〔4 番 中田博之君登壇〕
- 4 番（中田博之君） 4 番、中田です。  
私は、さきに通告してありましたとおり、庁舎の非常用電源確保策及び防災・減災を目的とした「よしポケNEWSアプリ」や「LINE」の活用について質問いたします。  
大規模自然災害発生時災害対策本部が設置される自治体庁舎が停電によるブラックアウトに陥った場合、救助、復旧など地域の被災現場の総指揮を執り、国や関係機関などとの連携、調整などに当たる災害対策本部機能等の業務継続性が危ぶまれ、混乱を来すことが想像されます。  
そこで、以下の点について質問します。  
(1)大規模自然災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成 28 年 2 月内閣府防災担当）において、72 時間は外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましいとされている。庁舎の非常用電源の稼働時間は 36 時間であるが、それを超えたときの対応は。

(2)非常用電源確保として、災害に備え公用車を電気自動車に変えることや庁舎に太陽光発電設備を設け、発電した電気は庁舎や電気自動車に供給するほか余剰電力を蓄電池に蓄えることで非常用電源確保ができると考えるが、町の考えは。

2、防災・減災を目的としたよしポケNEWSアプリやLINEの活用について。

昨今、大規模自然災害の多発により、逃げ遅れを防止するための早期避難やコロナ禍における分散避難や在宅避難、それに伴う避難者の支援などが重要視されている。また、町外に分散避難する被災者に対して、必要な情報を容易かつ確実に受け取れることができる体制の整備を図り、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておく必要がある。災害が発生すれば町への問合せの殺到やホームページのアクセスが急増し、閲覧できないことが想像できる。

そこで、平常時からよしポケNEWSアプリや町のLINE情報が重要と考え、以下の点について質問します。

(1)よしポケNEWSアプリ内の防災防犯情報には、事象が発生したときの情報しかない。そこで、吉田町地震防災ガイドブックなどの災害時に対応に関わる情報をアプリ内に常時掲載し、いつでも閲覧できるようにすることで、防災・減災につながると考えるが、町の考えは。

(2)よしポケNEWSアプリには地図機能がない。地図機能を追加することで、平時では休日当番医院の場所やイベント会場などの場所の確認ができ、外出時などで災害が発生した場合には最寄りの避難場所や避難所の確認、また、危険箇所や支援物資の供給場所を住民がいつでもどこでも確認できることで、防災・減災につながると考えるが、町の考えは。

(3)新型コロナウイルス感染症の感染リスク回避や災害の状況により、在宅避難や分散避難が考えられる。町からの連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集、連絡体制の明確化など多様性が求められている。そこで、Google フォームのようなアンケート機能をよしポケNEWSや町のLINEで使用することで、情報が明確化され住民が求める支援が迅速に行えると考えるが、町の考えは。

(4)防災・減災として町のLINEの活用への考えは。

以上、よろしく御答弁ください。

なお、質問1の中の(1)庁舎の非常用電源の稼働時間は36時間と通告していましたが、質問書通告提出後に32時間が正しいと確認が取れましたので、訂正しお詫びするとともに、その旨をお含み御答弁よろしくお願ひします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 庁舎の非常用電源確保策についての御質問のうち、1点目の大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月内閣府（防災担当））において、72時間は外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましいとされている。庁舎の非常用電源の稼働時間は32時間であるが、それを越えたときの対応はについてお答えをいたします。

町では、災害が発生した場合においても必要な業務を継続して執行することができるよう吉田町業務継続計画を策定し、非常時の業務執行体制を整えております。この計画におい

て、停電時における庁舎の電力確保は非常用発電機で賄い、その稼働時間は32時間としております。

議員の御質問にあります非常用電源の稼働時間が32時間を超えたときの対応でございますが、平成13年に町と静岡県石油業協同組合榛原支部とで警戒宣言発令時及び災害時に必要な燃料等の調達に関する協定を締結しており、非常時においては町に対して燃料を優先的に調達していただくこととなっておりますので、この協定に基づき給油することで32時間以降も継続して非常用発電機を稼働させ、庁舎の電源を確保してまいります。

次に、2点目の非常用電源確保として、災害に備え公用車を電気自動車に変えていくことや庁舎に太陽光発電設備を設け、発電した電気は庁舎や電気自動車に供給するほか余剰電力を蓄電池に蓄えることで、非常用電源確保ができるようになるが、町の考えはについてお答えをいたします。

1点目の御質問でもお答えしましたとおり、庁舎の非常用電源については確保できておりますことから、現在非常用電源の確保を目的として、電気自動車や太陽光発電設備を整備する計画はございません。

しかしながら、環境に配慮した取組の一環として、電気自動車や太陽光発電設備を整備することは一定の意味があることだと考えますので、今後検討してまいります。

続きまして、防災・減災を目的としたよしポケNEWSアプリやLINEの活用についての御質問にお答えする前に、吉田町LINE公式アカウントの開設について御説明いたします。

LINEによる町からの情報発信につきましては、現在本年8月の運用開始をめぐりに吉田町LINE公式アカウントの開設準備を進めているところでございます。町民の皆様が、この公式アカウントをLINEアプリに登録していただくことにより、町からの情報をLINEアプリのトーク画面上で確認していただくことが可能になります。また、公式アカウントは、画面上に各種メニューを設置いたしますので、照会件数が多い情報などですぐにアクセスできるようになり、町からの情報をより早く便利にお届けすることができるツールであると考えております。

なお、吉田町LINE公式アカウントの開設に伴い、よしポケNEWSアプリにつきましては本年度をもちまして終了する予定でございますので、よしポケNEWSアプリに関する御質問は、吉田町LINE公式アカウントの運用に置き換えてお答えいたします。

以上のことを踏まえまして、1点目のよしポケNEWSアプリ内の防災防犯情報には事象が発生した時の情報しかない。そこで吉田町地震防災ガイドブックなどの災害時対応に関わる情報をアプリ内に常時掲載し、いつでも閲覧できるようにすることで防災・減災につながると考えるが、町の考えはについてお答えいたします。

吉田町LINE公式アカウントにおきましては、よしポケNEWSアプリと同様、情報量の多い案内はその詳細を町ホームページなどで確認していただくこととなりますが、公式アカウントのメニュー画面には、防災に関する情報を取りまとめた防災メニューの単語を作成してリンクを設定し、ホームページ上の防災情報コーナーへ誘導するなど、町の防災情報を分かりやすくお知らせする予定でございます。

次に、2点目のよしポケNEWSアプリには地図機能がない、地図機能を追加することで、平時では休日当番医院の場所やイベント会場などの場所の確認ができ、外出などで災害



が発生した場合には、最寄りの避難場所や避難所の確認、また危険箇所や支援物資の供給場所を住民がいつでもどこでも確認ができることで防災・減災につながると考えるが、町の考えはについてお答えをいたします。

現在、一般利用されているLINEアプリ自体には地図機能は有しておりませんが、平時は吉田町LINE公式アカウントから町ホームページに掲載している町内の施設案内へリンクさせる予定でございます。

また、有事の際の避難場所や避難所の開設状況などにつきましても、LINEにおいてお知らせをし、町ホームページ上で確認していただく予定でございますが、各種情報を配信した際に、トーク画面のメッセージ上でGoogleマップなどに任意の地図サービスによる位置情報などを掲載するかどうかにつきましては、運用準備を行う中で検討してまいります。

次、3点目の新型コロナウイルス感染症への感染リスク回避や災害の状況により、在宅避難や分散避難が考えられる。町からの連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集、連絡体制の明確化など多様性が求められている。そこで、Googleフォームのようなアンケート機能をよしポケNEWSアプリや町のLINEで使用することで情報が明確化され、住民が求める支援が迅速に行えると考えるが、町の考えはについてお答えをいたします。

当町における防災情報の伝達手段といたしましては、情報が自動的に配信されるプッシュ型の伝達手段として、緊急地震速報や災害時の避難所開設情報などを町内全域にお知らせする同報無線、そして同報無線の内容を各家庭内で聞くことができる防災ラジオ、エリア内の携帯電話などに防災情報を一斉送信するエリアメールがございます。また、同報無線につきましては、放送内容を補完するため電話による音声自動応答サービスも実施しております。

さらに、受信者側が必要な情報を取りに行くプル型の伝達手段として、町ホームページ上に防災情報を公開するとともに、登録やダウンロードをしていただいている方に対し、吉田防災メール、よしポケNEWSアプリ、Yahoo!防災情報アプリ、Yahoo!ジャパンアプリを通じて情報を配信し、防災情報伝達手段の多重化に努めております。

今後は、よしポケNEWSアプリに代わり、吉田町LINE公式アカウントにおいて防災情報の伝達を行う予定でございます。議員の御質問にあります情報交換のための収集、連絡体制の明確化などのためのアンケート機能につきましては、情報収集の手段の一つとしては考えられますが、災害時における実用性も含め検討してまいります。

最後に、4点目の防災・減災として町のLINEの活用への考えはについてお答えします。

これまで御説明いたしましたとおり、本年8月運用開始をめどに、吉田町LINE公式アカウントの開設準備を進めているところでございます。この公式アカウントを有効に活用し、運用開始後は防災情報をはじめとする町からの様々な情報をより多くの皆様にお届けしてまいります。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

まず、最初の1点目の(1)の1から御質問させていただきたいと思います。

先ほど、町と静岡県石油業協同組合との協定が結ばれているということでしたが、災害時には行政も被災し、人、物、情報など利用できる資源に制約がある状況の中を想定し、業務を継続する防災訓練の実施が必要と考えます。

東日本大震災では、津波や建物の倒壊などで道路にも影響が起こり、また、避難車両で長蛇の渋滞が発生しました。そうした災害時に備えて、協定されている事業所との供給訓練がされておりますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

現状すみません、今、石油業協同組合様との中におきまして、訓練というような形のものには行ってはございませんが、ただ国と県並びに近隣市町におきまして、道路警戒におきまして関係で燃料の供給体制の訓練等を行っている状況でございます。これが、また同じ形で町のほうの庁舎等にも連携ができるような形になってくるものだと考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

やはり万が一の災害というのは、どういうふうに起こるかも分からないことと、やっぱり想定されていないことが多々起こり得ると思うので、県とか国とかそういうところと、今、訓練とかされているということだったんですけれども、実際に協定されている事業所さんとかも含めてそういう訓練はしていくほうが望ましいのではないかと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

議員のおっしゃるとおり、いろいろ訓練の方法とかあるかと思いますけれども、またそういうところの協定先等になられるところとの訓練も重要かと考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） では、次に、非常用発電機の供給先は、発電機制御設備のほかエレベーター、情報システムサーバー等であり、事務フロアは1階から3階の一部に供給されるのですが、以前台風被害により静岡県内で大規模な停電が起こったことがあります。それを踏まえて庁舎が停電したことを想定し、非常用電源がしっかり機能するかの確認も含めて非常用電源を使った防災訓練が必要ではないかと思うんですが、そういったことは行われているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

訓練というわけではないんですけれども、非常用発電自体のものは年2回の点検をやらせていただきまして、稼働できるような形のもの確認をさせていただいてございます。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） そういうメンテナンスのときに確認はできていると思うんですけれども、そういうときに利用して、1階から3階までの業務がしっかりとできているかというところ

ころの確認もするのが望ましいのではないかと思うんですけれども、どうですかね。そういうところの訓練ができるかどうかという……。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

前回の停電のときに、町のほうも同じような形で停電が起きまして、非常用発電を稼働してございます。その中において、訓練というわけではないんですけれども、実働の中で実際に動いているということ、その中で活動ができているというのを確認できてございますので、それは大丈夫だと考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） では、先ほど申しました現在の非常用電源発電機の能力では、庁舎内の全てに電気を供給できないですが、停電時に限定された場所で業務が行えるよう災害時の業務の優先順位は整備されていますか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

町におきましても、BCPのほうを作成してございまして、業務の中の優先順位をつけて業務のほう行う予定でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 吉田町業務継続計画は、地域防災計画を補完する総合的な計画であり、策定されていない災害対応マニュアルについて、積極的に制定することを目指すとあります。このことから、非常用電源に関わる策定されていない災害対応や実践的な訓練、研修の必要性があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

その辺も含めて、また訓練、内容もになるかと思えますけれども、そのところは検討させていただきますと思います。

○4番（中田博之君） 了解です。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） では、2点目の質問に移りたいと思います。

非常用電源の確保としてですけれども、今、自助・共助・公助と言われている中、今後ますます大規模災害への備えとして、自助力の力が求められていると考えますが、非常用電源確保として、現在の非常用発電機の耐用年数は何年までですか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

すみません。設備の耐用年数、ちょっとこちらのほうで今、把握してございませんので申し訳ございません。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 把握されていないということなんですけれども、なぜ、これ非常用電源の耐用年数を聞いたかというのは、非常用発電機の製造メーカーは、修理部品を一定期間

保管していますが、耐用年数を超えるような場合には補修部品の入手が不可能になることも考えられます。また、故障時の対応ができないということも起こり得ると思います。

保全部品が調達できない発電機は、今後発電本体の交換も検討しなければならないと思うんですが、そこで質問なんですけれども、発電機本体の交換を考えた場合、今よりも長く、また庁舎全体に全ての電気を供給できるような非常用発電機が必要と考えますが、どうでしょうかその辺りは。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

まず、新しく替える場合において、それだけ長くいいものを入れたい、それは当然のことだと思えますが、今現在それを入れ替える計画にございませんので、当然入れ替えるときには、どういったものが入るかというところを当然その非常用発電機として使うもの、さらにその費用対効果そういったものも含めまして検討してまいりますので、そこについては、そのときまた検討してまいるといことで御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 今後、検討されていくということでお伺いしたんですけれども、その際、従来の非常時のみに使用するというのを念頭に置いた対策ではなく、平時にも利用でき、まして電力負担が軽減できるように非常時と平時を両方ツア方向からのアプローチが可能な柔軟な考えで行うことが、突発した災害に備えた重要な視点となると思うんですが、その平時と非常時が可能な発電機が重要と思うんですが、その辺りはどのように考えていますか。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

非常時の活用以外に平時というのをどのような想定をされているかちょっと明確に分からないんですが、当然平常時も常時使用することによって経済的にも効果的であるとかいろんな効果がございましたら、そういったものを当然検討していく必要はあるかと思いますが、今現時点でそれをやるかどうかというのは、まだ設備の更新の時期ではございませんので、今ここではっきり申し上げることはできません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 今後そういうことが検討されていくのがいいかなと思う中で、やはり環境に配慮した取組の一環として電気自動車、太陽光発電設備を整備するのが一定の定義があるということで聞いておりますので、ぜひその辺、非常時にはそういうEV、電気自動車を活用し、平時では普通にはEV、電気自動車をやるとかそういった考えがいいかと思うんですが、その辺りはどうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

電気自動車につきましては、当然非常用発電の電源として使えるというメリットはございますが、非常に価格として高価であるということもございまして、本来公用車として利用するための機能を、それを発電によるもので、それが失われるようなことになってしまっ

は本末転倒な部分もございますので、当然そういったことも更新するときにはいろいろ考えながら取組のほうをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） では、水防センターに独立型の発電機というものが購入される予定だと思えますけれども、そういうものを使って庁舎の発電には賄うことは可能でしょうか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

今、水防センターのほうにおきます非常用発電の関係でのお話になりますけれども、そちらにつきましては、あくまでも避難所等で活用させていただくものを前提としているものでございまして、容量の大きい庁舎の電源というような形で使うというのは、なかなか難しかというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 次に、(2)のよしポケNEWS、LINEについてお伺いいたします。

ちょっと僕、驚いたんですけれども、よしポケNEWSが今年度をもちまして終了する予定ですということで、いろいろ一般質問でそこを考えていたので、そこがちょっと驚いてしまったので今考えているんですけれども、町のホームページなどで災害時の情報を確認するものの中には、県や国のホームページに災害情報にアクセスするものがありまして、しかし、災害状況によってはアクセスが集中して閲覧できないという場合もあるんですが、そうしたときの対応はどのようになっていますか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

ホームページのアクセスの集中というような話かと思っておりますので、そちらにつきましては、昨年にYahoo!さんと町のほうで災害に係る情報発信等に関する協定書のほうを締結させていただきまして、この中におきまして災害時におけるアクセス増加の軽減、これを目的としたもので町が運営するホームページ、こちらのほうをキャッシュサイトをYahoo!サービス上に掲載していただけるということになってございます。これを行いまして、ホームページのほうのアクセス集中を緩和できるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 先ほどYahoo!のアクセス集中を減らすということも理解しました。

(2)の件なんですけれども、町のホームページに掲載している町内の施設案内へのリンクをさせる予定ですということなんですけれども、施設案内のリンクというのはどういった感じで行われるんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

今のはLINEの関係のことだと思います。これにつきましては、LINEのほうからLINEの中に町の施設に飛ぶ情報を張らせていただいて、そこで町の施設のほうを御確認いただけるというようなものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） リンクを張るということだったんですけども、私思うのは、地図情報も大切なんではないかと思うんですよ。今のよしポケNEWSなんですけれども、文字情報のみということで、訪れたことがない場所の確認が非常に難しく、特に休日当番など急を要する場合、できるだけ場所を把握する手間をなくしたいと思うんですよ。ましてや災害時などではなおのこと、そこに行く手段として地図を見て確認してすぐに行けるように、地図情報の重要性が大切だと思うんですけども、その辺りについては、このLINEではどのようなになっていますか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

LINEの関係でございますので、今、LINEのほうを構築している最中ですので、地図情報をどのように載せるかというところがございますけれども、基本的にホームページもそうなんですけれども、LINEもホームページ上のマップに飛ぶような形でさせていただくような考えを持っています。

ただ、LINEのところですぐその地図が出るかどうかというところは、これから検討させていただいていく中で、御意見としてはいただきたいと思っておりますけれども、今のところでは、Googleマップのところへ飛ぶような形で考えているというところがございます。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 検討していただくということで、できるだけそういうLINE上で完結できるように、分かるように、明確にできるようによろしくお願いいたします。

次に、(3)のところなんですけれども、今後LINEアカウントについても防災情報の伝達を行う予定でございますとあるんですが、主にこれを見る限りだと町からの発信されることが多く感じると思ひまして、町民からの情報をどう収集するかというところが、もう少しあればと思うんですが、例えば、令和3年5月20日から避難情報が見直され、避難勧告、避難指示が避難指示に一本化されるなど、避難を促すことがより明確化され、在宅避難や分散避難とされる住民の中には、町外へ避難することも考えられます。この町外に避難された方たちや、障害のある人や外国人等要配慮者も含まれると思うんですけども、町と住民との相互に迅速に確実にできる情報収集、連絡体制については、LINEでもそういうことが可能なんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

お客様のほうから情報を収集するアンケート機能のことをおっしゃっていると解釈してお答えさせていただきますが、アンケート機能につきましては、LINEのほうでアンケートにお答えくださいとかというそういう活用の仕方はできるかと思ひますけれども、事前にお客様の災害が起こっているときに情報をこちらにいただくというところの機能については、

今のところではどのような活用方法があるかということも含めて検討しなければいけない  
と思っていますけれども、今すぐ即答はできません。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4点目と係るんですけども、LINEには防災チャットボットとい  
うのがございまして、住民の情報をAIが取り込んでまとめるといったそういう機能もござ  
いますので、ぜひAIによる防災チャットボットなどを活用すれば、行政への問合せなども  
減って、迅速にいろんな御意見も伺いながら行政維持ができると思うんですが、そういうA  
Iによる防災チャットボットの活用ということまでは考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

今、LINEの構築につきまして業者と検討しておりますので、今この場でできますでき  
ないというところは、お答えしかねます。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 本年8月の運用開始をめどにLINEの公式アカウントを準備を進め  
ているということがございますので、今、6月の中旬でございます。できるだけ住民にとっ  
ても分かりやすく、住民からの情報も得られやすいようにLINEのほうは進めて、検討し  
ていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わりたいと思います。

○議長（大石 巖君） 以上で4番、中田博之君の一般質問が終わりました。

---

◇ 平 野 積 君

○議長（大石 巖君） 続きまして、12番、平野 積君。

〔12番 平野 積君登壇〕

○12番（平野 積君） 12番、平野です。

私は、通告いたしました吉田町学力調査について及び吉田町の汚水処理事業について質問  
いたします。

ただ、質問に先立ちまして一言述べさせていただきます。

本日の一般質問から質問者に対して答弁書を配付していただけることになりました。これ  
を機会に、議会としてもより充実した一般質問にしていきたいというふうに考えておりま  
す。町長ありがとうございます。

では、通告書に従いまして質問いたします。

吉田町学力調査について。

町は、吉田町学力調査を令和元年度から中学校、令和3年度から小学校で中止しました。  
吉田町学力調査は活用面で不十分な点はありましたが、継続的に子供の成長が確認でき、指  
導に活用できる吉田町の特色ある教育施策であると考えます。一度中止することにより継続  
性が断たれます。

そこで、以下の点について質問いたします。

1、令和3年度から小学校対象の吉田町学力調査を中止した理由は。

2、令和元年度に中止した中学校対象の吉田町学力調査の代替策として挙げられた静岡県学力調査、中間テスト及び各種アンケートで、吉田町学力調査と同等の効果が得られたか。続きまして、吉田町の汚水処理事業について。

町は、令和2年度に公共下水道事業について、吉田町汚水処理ビジョン及び吉田町公共下水道事業経営戦略を策定しました。

そこにおいて、公共下水道区域内の面整備は、令和8年度で完了予定であることが記載されています。また、令和3年度から公共下水道使用料改定の検討を始め、令和6年度から新下水道料金の運用を開始する予定であることが記載されています。

一方、公共下水道は下水道法に記載されているわけでありませけれども、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的として実施されています。

しかし、公共下水道は、その目的を達成するための一つの手段であり、それに固執することはないと考えます。

また、国は令和8年度までに汚水処理人口普及率95%以上を目標としています。

そこで、以下の点について質問いたします。

1、令和8年度まで下水道面整備を続ける理由は。

2、今回の見直しにおいて、全体計画区域を920ヘクタールから379ヘクタールに変更するが、第1回吉田町公共下水道事業経営戦略審議会本編資料によると、令和8年までの整備面積は335.31ヘクタールであり、整備率は88.5%となる。全体計画区域内に整備をしない区域を残す理由は。

3、計画区域外の合併浄化槽の設置台数が年々減少している。その要因は。

4、平成30年度末時点で汚水処理人口普及率は76.6%である。国が目標とする汚水処理人口普及率95%以上にするロードマップは。

5、公共下水道使用料改定のための主たる検討項目は。

質問は以上です。

答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、山田泰巳君。

〔教育長 山田泰巳君登壇〕

○教育長（山田泰巳君） 吉田町学力調査についての御質問のうち、1点目の令和3年度から小学校対象の吉田町学力調査を中止した理由はについてお答えいたします。

吉田町学力調査は、教員が日々の指導を振り返る機会とするとともに、児童・生徒が自身の苦手分野を知ること、次の学習の動機づけとすることを目的として、町内小・中学校の全ての児童・生徒を対象に平成26年度から実施してまいりました。

平成30年度までは、小・中学校ともに4月と11月の年2回実施してまいりましたが、令和元年度からは、小学校は4月の1回の実施になり、中学校は学力調査の代替として、中間テストに移行してきた経緯がございます。

令和元年度に小学校における学力調査を2回から1回にした経緯につきましては、平成30年度に教育委員会が実施しました車座対話におきまして、小学校の教員から直接意見を聞き、詳細に分析する時間的な余裕がない、調査結果としてたくさんのデータが示され、ど



う分析してよいか分からないなど、分析にかかる負担や2回の調査結果を生かし切れていない実態が見られましたことから、令和元年度は4月の1回に、令和2年度は11月の1回の実施に移行いたしました。

吉田町学力調査は、これまでTCPトリビンスプランに掲げる調査結果に基づいた事業実践の一つとして位置づけ、議員御指摘のとおり小学校においては7年間、中学校においては5年間の児童・生徒の学力の状況を継続的に把握し、吉田町の特徴ある教育施策として取り組んでまいりました。

しかしながら、本年度小学校における吉田町学力調査の実施を見送ることといたしました。その理由の一つといたしまして、吉田町学力調査は、採点について教員が直接行うことができないことが上げられます。採点しないということで教員の時間が生み出されている利点がある一方で、個に応じてタイムリーな指導を行ったり、児童の問題に対するつまずきの状況や理解の程度について、教員が直接把握したりすることが困難になります。

また、結果が出るまでに2か月あまりを要することから、教員が分析する時期は結果を見ながらとなるため、教員の授業改善や児童の学習改善に生かすまでのPDCAサイクルにどうしても時間がかかってしまう状況にございました。

2か月以上の間隔が空いてしまうことが、せっかくフィードバックされても児童自身の学習改善への意識が薄れてしまうという課題ともなっております。

こうした課題を踏まえ、テストではかることができる知識や技能などの学力の把握については、教員が直接採点を行うことができる小テストや自作のテスト、単元テストを行い、学習評価をこれまで以上に丁寧に行うことにより、児童の学習状況をリアルタイムで評価し、それを日々の指導や授業改善、児童にとっての学習改善につなげていくことで、学力の定着を図っていきたいと考えました。

吉田町学力調査に代わる児童の定量的な学力を客観的に把握する手段につきましては、静岡県教育研究会が毎年1月、県下一斉に実施している小学校全学年を対象とした国語と算数の定着度調査を活用していくことといたしました。

この定着度調査の採点は、調査当日に学級担任が行い、約1か月後に県の集計結果が出ますので、正答率をはじめ誤答や無答の状況など、個々の学力定着状況やその傾向を分析することができるようになります。

これまでは、こうした各校の調査結果を教育委員会として把握することは行ってきませんでしたが、今年度からは吉田町学力調査の代替として各校の調査結果及び分析結果を集約することで、吉田町の児童の全県比較となる客観的な学力状況を継続的に把握し、学力向上に向けた定量的資料としていきたいと考えております。

また、吉田町学力調査で実施していた意識調査については、全国学力学習状況調査で実施する意識調査や、学校ごとに年2回実施する学校評価のアンケート、さらには1人1台端末を活用し、吉田町学力調査の意識調査に代わる調査を全ての学年で実施することにより、実態把握の分析資料としていく予定であります。

次に、2点目の令和元年度に中止した中学校対象の吉田町学力調査の代替施策として上げられた静岡県学力調査、中間テスト及び各種アンケートで吉田町学力調査と同等の効果は得られたかについてお答えいたします。

先ほど、1点目の御質問で吉田町学力調査の経緯について申し上げましたが、中学校の吉田町学力調査の実施状況は、平成26年度から平成30年度までの5年間、4月と11月の年2回実施してきており、令和元年度からは学力調査の代替として中間テストに移行した状況にあります。

中間テストへの移行につきましては、平成30年度に教育委員会が実施しました車座対話におきまして、中学校の教員から分析の時間的余裕がない、2か月以上の間隔が空くことによって指導に生かしくい、マンネリ化する対応策から多額の費用を投資してまで行うものではないなどの意見が出たことから、教員の負担を軽減し、なおかつ生徒の学力向上につなげるためには、教員がテストを作成し、指導と評価を一体化させることが大切ではないかという議論が交わされた経緯があり、現在に至っているところでございます。

議員の御質問にあります吉田町学力調査の代替施策として上げられた静岡県学力調査及び各種アンケートにつきましては、これまでも実施してまいりましたので、吉田町学力調査と同等の効果につきましては、中間テストの効果という観点でお答えをさせていただきます。

中間テストの効果として捉えていることは2つあります。

1つ目は、学習の継続性が図られたことです。

これまで、毎年6月に実施する1学期の期末テストから11月に実施する2学期の期末テストまでの期間が5か月ありました。このことで、必然的にテスト範囲が非常に広がるため、生徒が振り返るべき必修事項が膨大な量となり、生徒によっては、テスト範囲を消化し切れずに当日を迎えてしまう状況が起りがちでした。

こうした状況に対し、1学期の期末テストと2学期の期末テストの間の9月に中間テストを行うことで、生徒が学習内容を振り返って整理したり、教師が生徒の学習状況の評価したりするサイクルが短くなり、学習の継続性が保たれるという点において学力向上に効果があると考えております。

効果の2つ目としましては、自主的な家庭学習の時間が確保されたことです。

中学校は、中間テストを実施することになってから、事前に生徒に学習計画表を作成させているため、この計画表に基づき目的を持って家庭学習をする生徒が増えたことにより、中間テストがなかったときよりも家庭学習の時間が増えていると考えております。

また、生徒の効果だけではなく、教員につきましても中間テストを実施するに当たり、学習指導要領を読み込んだり、教科書や問題集などを分析したりする機会が増え、教員の授業力の向上にもつながっていると考えております。

単なる知識を問う問題ではなく、獲得した知識を活用して思考する問題や、思考、判断したことを文字にして書き表す記述式問題など、教員自らがどんな問題を出すかを考えること自体が、教員自身の教材研究となっております。

このことは、日々の授業の質の向上にもつながっており、授業ではほとんどの生徒が集中し、主体的な学びを展開しています。テストのサイクルが短くなったことにより生徒からの質問が増えたり、生徒同士で授業の内容について確認し合ったりする場面が多く見られるようになったと中学校から聞いております。

このように、中間テストに切り替えたことは、生徒の学力向上の面からも教員の授業力向上の面からも一定の効果は得られていると捉えております。

続きまして、吉田町の汚水処理事業についての御質問につきましては、町長から答弁いたします。

○議長（大石 巖君） 町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） それでは、吉田町の汚水処理事業についての御質問のうち、1点目の令和8年度まで下水道面整備を続ける理由はについてお答えをいたします。

町の公共下水道事業につきましては、平成2年1月に吉田町公共下水道として事業計画の認可を取得し、その後、事業の進捗に合わせて地域の変更を実施しており、平成30年3月には5回目の事業計画区域の変更が認められ、現在は379ヘクタールの区域について公共下水道整備を進めております。

昨年度策定しました吉田町汚水処理ビジョンでは、現在の下水道全体計画区域を920ヘクタールから事業計画区域と同じ379ヘクタールに縮小し、個人設置型浄化槽の区域を1,153ヘクタールから1,690ヘクタールに拡大する方針をお示しいたしました。

この379ヘクタールに縮小した下水道の全体計画区域のうち、未整備の区域は浜田土地区画整理事業の区域内が中心となりますことから、浜田土地区画整理事業との調整により一般的な区域に比べて整備費を抑制しやすいこと、また、残りの容量については近年と同程度の事業量を令和8年度まで継続することにより概成できる見込みであることから、下水道事業につきましては令和8年度まで整備を継続する方針でございます。

次に、2点目の今回の見直しにおいて、全体計画区域を910ヘクタールから379ヘクタールに変更するが、第1回吉田町公共下水道事業経営戦略審議会本編資料によると、令和8年度までの整備面積は335.31ヘクタールであり、整備率は88.5%となる。全体計画区域内で整備をしない区域を残す理由はについてお答えをいたします。

本年3月に公表いたしました汚水処理ビジョンにおいては、下水道の全体計画区域を920ヘクタールから379ヘクタールに縮小する方針を示しており、これは現在の事業計画区域の面積となります。

一方で、実際に下水道が整備され接続できるようになっている面積、いわゆる供用開始面積につきましては、亀の甲羅のように区切られた排水すべき区域を算出いたします。その際、農地や長期的に家屋等の設置見込みがなく、現在下水道が整備されていない区域につきましては、供用開始面積に含まないこととしております。令和8年度までの整備面積につきましては、これまでの実際の整備済み面積に、今後整備する面積を加えたものとなるため、事業区域内であっても下水道が整備されていない区域も含まれていることから、事業計画区域面積と整備面積に差が生じていることとなります。

次に、3点目の計画区域内の合併浄化槽の設置台数が年々減少している、その原因はについてお答えをいたします。

吉田町内における住宅の建築確認申請件数を見ますと、平成20年度の201件が、令和元年度までは128件まで減少しております。建築確認申請件数に対する下水道事業計画区域外の合併処理浄化槽の設置件数の割合を年度ごとに比較しますと、おおむね50%前後となっていることから、住宅の建築・改築件数が減っていることが、合併処理浄化槽の設置台数が減少している一つの要因と考えております。

次に、4点目の平成30年度末時点での汚水処理人口普及率は76.6%である。国が目標とする汚水処理人口普及率95%以上にするロードマップはについてお答えいたします。

平成26年1月に国土交通省、農林水産省及び環境省が共同で持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルを策定し、10年程度をめどに汚水処理施設概成の方針を明示いたしました。この中で、国の状況としましては、平成24年度末時点での汚水処理人口普及率は88.1%になっており、令和8年度までに汚水処理施設の人口普及率95%、いわゆる概成を目標として人口減少、経済性、整備時期等を踏まえた徹底的な下水道区域の見直しも要請をしております。

このことを受けまして静岡県におきましても、令和2年2月に静岡県生活排水処理長期計画を策定し、この計画の中で、生活排水処理施設の整備は令和18年度に概成することが見込まれることとしております。また、下水道整備につきましては、令和8年度の概成を目指し、市町と連携して取り組むこととしております。

このような状況の中、当町におきましては、昨年度に汚水処理ビジョンを策定し、下水道整備につきましては、令和8年度までに概成する方針としております。汚水処理人口普及率につきましては、令和元年度末で78.9%となっており、第5次吉田町総合計画では、令和5年度の目標値を84%としておりますが、国が目標としている95%に少しでも近づけるような施策を今後検討し、実施してまいりたいと考えております。

次に、5点目の公共下水道使用料改定のための主たる検討項目はについてお答えいたします。

下水道事業経営の指標である経費回収率につきましては、使用料で回収すべき経費をどの程度賄うことができているかを示すものでございますが、当町の経費回収率は約65%にとどまっており、事業運営に必要な財源を一般会計からの繰入金に依存している状況でございます。経営戦略では二段階の料金改定を実施し、経費回収率100%を目指すこととしております。

料金改定のための検討項目につきましては、排水需要の予測、使用料算定期間の設定、財政収支などの使用料対象経費の算定と、基本使用料、従量使用料などの使用料金体系の設定などを検討項目としております。

料金改定につきましては、町民の皆さんの御理解を得ることが重要であり、収入増加を図るため、下水道接続へのPR活動による接続率の向上や、新電力の活用などによる維持管理費の低減に努めてまいります。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 御答弁ありがとうございました。

まず、吉田町の学力調査についてお伺いします。

おもしろい答弁ありがとうございました。これ、説明されたことに関して言えば、学力調査を始める前に分かっていたことですよ。点数を先生がつけない、2か月かかる。それでもあえて学力調査を始めたと思うんですが、そのときと今は、何が違うんでしょう。

○議長（大石 巖君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 私、その当時はいなかったのですが細かなところまでは分かりませんが、実際にやってみての教員の、いわゆるその負担感等も含めたそのときの感触、それが車座対話等によっていろいろな意見が出てきたというふうに自分は認識しています。ですので、恐らくいろんなことをやる時に、きっとこういうような成果があるだろうとか、こういう課題があるだろうということは、予想はしながら取り組むとは思いますが、実際にやってみたときに、よりその成果を実感したりだとか、課題を実感したりだとかということはあることだというふうに思います。そうした中で、教員の意見というのがここ数年の中で出てきて、今のようになっているというふうに自分は理解をしております。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 今回の答弁に関しても、車座対話というのは結構前にやられているわけです。TCPの関連で、令和2年の初めまでは学力調査やる気満々だったんですよ、資料によると。にもかかわらず、今年度やめたというのは、誰が、いつ頃、やめたほうがいいんじゃないかと言いだしたんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 中学校は先んじて2年前から中止となったと。それは、車座対話の後にそうなったんですけれども、小学校に関しては本年度からというような形で、2年遅れての形になりました。実際に、次年度事業、次年度事業というような形で、予算取りを含めて協議をしていく過程がありますけれども、そうした協議の過程の中で、小学校においても日々のサイクルの中でやっていったほうがいいであろうというような協議がなされた中で、今回のような結果になったということでもあります。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 今日は汚水処理メインにやりますので、ここで終わっておきます。また、やりましょう。

で、汚水処理です。

参考資料の1を見ていただけますでしょうか。

その第1回の審議会が一番下に事務局の、令和8年度で下水道整備は完了させ、その後、計画自体は維持していく予定である。今後諸情勢が変わるかもしれないが、一旦令和8年度で完了するかと考えてあります。これを思うと、今その計画では335.31ヘクタールは面整備しようと、令和8年度までにと、計画ですけれども、そこまでいかなかったとしても、とにかく令和8年度で工事はやめるぞというのか、335.31ヘクタールをやるまで工事は続けるんだと、それはどちらなんでしょう。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

今この経営戦略で定めております整備面積、経営戦略の中では379ヘクタールのうちの335.31ヘクタールについて、令和8年度ということで計画をつくり、戦略をつくってやっているんですけれども、あくまでもこれは、335.31ヘクタールについては、今の現状の最大の面積になると考えております。この面積を令和8年度までに完成するために、整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） そこへ、参考資料の表を見ていただけますでしょうか。

令和元年度までの累積整備面積は281.73ヘクタールで、令和8年度の予定整備面積が335.31ヘクタールと。下のグラフを見ていただきますと、その2点を直線で結んで、各年度必要な単年度整備面積が7.66ヘクタールであるというふうに出しているわけでありませう。上下水道課にお伺いしたところ、令和2年度の面整備は4.24ヘクタールということで、1年目から計画よりも少ないわけですね。3.42ヘクタール少ない。

公共下水道事業経営戦略においては、8年度まで2億1,800万を使って管渠整備を行うと記載されておりますが、このペースで管渠工事を進めれば、令和8年度まで目的のその335.31までいかないような気がするんですが、どうしたらいけるようになるんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

これ令和2年度につくりまして、現状、今そういう数値にはなっていますけれども、現在進めているところよりも今後上流になっていくことで、浅くなっているところも含めて金額を出して、やっていますので、あくまでも令和8年度に向けて、概成に向けて現実の予算で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 再びお伺いしますが、令和8年度でやめるのか、335.31やるまでやるのか、それはどちらなんですか。いや、気持ちは分かりますよ。8年度までに335.31をやるんだという気持ちは分かるんですが、現実にならったとき、少ない面積のときに8年度でやめるのか、続けるのか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

あくまでも、繰り返しになってしまいますけれども、下水道事業計画区域の中の最大であった場合の335.31ヘクタールを令和8年度までにやるということで、整備をしていくように考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） もうこれ以上やっても仕方がないので、答弁書にはその379に対して335.31ヘクタール、残すところが亀の甲羅のように仕切られた排水区域と事業計画区域内であっても下水道が整備されていない区域も含まれているということ。その整備されていない区域がどのぐらいで、亀の甲のように仕切られた排水区域はどのぐらいずつあるんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

すみません、ちょっと文章から読み取りにくいんですけども、整備していない延長の区域を面積で出すと、一直線の延長だけでなくそこに開く面積が出てきますので、今言ったのが別々なものではなくてイコールのものになります。亀の甲羅のようになっているのが

その面積という形になります。ちょっと分かりにくいんですけども、そういうことになります。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） そうすると、その亀の甲羅のように仕切られた排水すべき区域というのが残ったものであって、あとは整備しますということだというふうに理解しますが、例えば、うちも区域内に入っているんですよ。ところが、前が私道なんです。これは町道じゃないんで、できないですよ。そういう区域ってほかにはないんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

現在、その下水道の事業計画区域内で、同じように位置指定道路、個人の所有のものになって下水道が整備されないところは、それ以外のところにもあります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） それはその区域内でどのぐらいあるのか、要するに、今の話だと亀の甲羅のように仕切られた排水区域、すべき区域ではないですよ。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

議員のおっしゃるとおり、工事をしている区域ではございません。計画の区域の中に入っているものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） それでは、ちょっとお伺いしますけれども、汚水処理ビジョンにおいて、下水道か合併処理かの経済比較をしております。その際、合併浄化槽設置済み家屋は、下水道管渠整備しても接続が見込めないものとして計算したというふうに記載されています。今後、下水道を整備しようという区域の家屋のうち、何%ぐらいがもう合併浄化槽は設置済みなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

そのところについては、今回その汚水処理ビジョンで合併浄化槽の設置状況を考慮して算定したものについては、下水道事業計画区域外での検討結果であって、この事業計画区域内ではやってございません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 要するに、その事業計画区域内の家屋に対しては有無を言わずつなげるぞと、要するに、設置してしようが、してまいがというふうにとれるんですが、じゃ区域内の方々が、下水道を接続することをどれだけの人が望んでいるかという調査はやってますか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

下水道事業計画区域内の接続のことについてのアンケート調査は行っておりません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12 番、平野 積君。

○12 番（平野 積君）そこは行ってないということですが、要するに、望んでいない人が多ければ、合併浄化槽をつけている人が多ければ、金かけて下水道を敷いても、つないでくれないということが起こるわけですね。それを把握せずに、やります、やりますというのはまずいんじゃないですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

そもそもでいきますと、この下水道事業計画区域内、都市計画決定されている区域になります。当然、都市計画法の中でも道路、公園同様に下水道整備するということがある中で、都市計画法、下水道法にのっとって事業計画の区域を定めて、今まで実施してきております。当然法律で拘束されるところがありますので、下水道整備ができる状況になっております。下水道整備が、管渠整備ができて供用開始になりましたら、法律でも3年以内に接続義務があるということで実施して、法律に書いてあるんですけども、そういうような形で業務を、事務を行っておりますので、特段、これは法律に基づいてやっているものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12 番、平野 積君。

○12 番（平野 積君）町とすればそうですね。でも、その住民の思いなんて考えていませんとおっしゃっている、法律で決まっているんだからやるんだと、住民がどう思おうがやるんだと、3年以内につなげなきゃと、法律で決まっているんだというふうに取れるんですが、そういう方針でやるということですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

当然、この平成29年に区域を広げた区域のことについてのものになると思うんですけども、事前に、それこそ、ここで出てきました平成26年の3省の通知の持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルを策定しまして、このときには下水道と浄化槽について比較検討して、下水道が有利ということで事業計画の認可を取っていますので、それに基づいて進めております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12 番、平野 積君。

○12 番（平野 積君）これ、続けても。ですが、私自身はもう今年でやめたらどうよと思っています、面整備は。それを8年まで続けるとどういう不都合が生じるのか、8年まで続けることによってその不都合は解消されるのか、その点はどうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

この部分は先ほどの答弁と同じことになってしまうんですけども、あくまでも、比較検討してどちらが有利か、それに基づいて進めているので、ここで議員がおっしゃっているような考えは持っておりません。

以上です。



○議長（大石 巖君） 12 番、平野 積君。

○1 2 番（平野 積君） 要は、計画外のところを経済比較しましたという話であって、事業計画区域内はやっていませんと言っているわけですよ。そしたら経済比較、区域内やっていないんですよ。それで、経済を計画外でやったからそのまま進めますと言われても、話を通じない。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

今言っているのは、元々の、現在の事業区域についてはこのマニュアルに沿って、経済比較は平成 27 年度にやっています。先ほどおっしゃった合併浄化槽の状況を考慮した比較検討は、事業計画区域外でしかやっていないということを説明したのになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12 番、平野 積君。

○1 2 番（平野 積君） ちょっと先に進めます。

参考資料 3 を見ていただきたいんですが、この表で、令和 12 年度の資本的支出の建設改良費等が 5 億 346 万円になっています。令和 3 年度の 4 億 3,946 万より、その管区工事をやめているにもかかわらず工事費が高くなっている。これはなぜですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

この建設費の中には管渠建設費と浄化槽の建設費が含まれております。管渠建設費につきましては、令和 8 年度までで終了という形で経営戦略を策定しまして、令和 9 年度以降については、ストックマネジメント計画に基づいて施設の更新、設備の更新等を行っているため、この単年だけで見ますと、令和 12 年度に水処理棟の設備の増設が見込まれているために、令和 3 年度よりもトータルで見ると増えている状況になっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12 番、平野 積君。

○1 2 番（平野 積君） もう一度お願いします。

この 5 億 346 万円には水処理設備の何とおっしゃいましたっけ。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 浄化センターにあります水処理棟にあります、具体的に言うと、汚泥を分解して水をきれいにする施設の設備を入れる計画を今 11、12 年でやる予定でいるために、浄化センターの建設費が増えているものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12 番、平野 積君。

○1 2 番（平野 積君） これは、その 11 年、12 年の特異的な金額であると。例えば令和 10 年でいくと、それがなくなるとしたら、どのぐらいになるんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） すみません、金額が今すぐに明示できないんですけれども、あくまでも、その 2 年前であると実施設計業務委託の金額が計上されているので、ちょっとうろ覚えなんですけど、2,000 万か 3,000 万程度だったと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12 番、平野 積君。

○1 2 番（平野 積君） また後で教えてください。

令和 11 年、12 年で処理能力を上げるということですよ。これ参考資料 2 の処理能力で、2 系の 2 を増やすということなのか、違うことをやるのか、そこはどうなんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

議員がおっしゃるとおり、ここの 2 系の 2 の部分に当たる部分であります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12 番、平野 積君。

○1 2 番（平野 積君） これ 11 年、12 年で上げる必要が出てくるということなんですが、なぜですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

経営戦略の中では、あくまでも、必ずしもやるかどうかというのはそのときの状況にもよるのかもしれませんが、その必要が出てきたときに経営戦略の中に見込まないと収支のバランスが崩れていくために、計上して検討しております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12 番、平野 積君。

○1 2 番（平野 積君） 処理能力を上げるとなると、処理の経費はどのぐらい上がることになるんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

これ、最大で全てやった場合ですけれども、今現状が 3,200 立米の処理能力があるやつがマックス 4,800 になるものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12 番、平野 積君。

○1 2 番（平野 積君） それを聞いているのではなくて、経費、処理経費が現状よりもどのぐらい上がるのかという質問です。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

経費と言っているのは、当然施設能力、分母が増えるんでトータルで見れば単価の経費回収、処理に関わる費用は減っていくとは思いますが、今、数値は持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12 番、平野 積君。

○1 2 番（平野 積君） ちょっと感覚違っている、施設を増やせば電力代とかいっぱいかかるわけだから、それを稼働する費用は上がりますよね。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

そうですね、元々の処理量が3,200の能力でやれば、今私が言ったのは、3,200立米に対する1立米の処理単価に対して4,800立米の処理をするのであれば、同じように比例して上がっていくものではなくて、それより多くなればトータルコストが減りますんで、単価としては安くなるということで説明したものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） それもそうでしょうかとは思いますが、使用料値上げ、平成6年と平成11年に値上げをやります、平成11年の目標は経費回収率100%だった、それを目指して値上げするんだと言っているわけですよ。で、経費回収率100%を目指す、100%にするとその年から工事始めりや、経費回収率また下りますよね、分母が増えるわけだから、経費が増えるわけだから。そうすると、またしばらくしたら、経費100%までにするために料金値上げしますということを町民の使用する方に訴えるわけですか。何かちょっとだましていませんか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

今、そもそもこの使用料単価につきましては、当然国からも示されている中で、維持管理費については使用料で賄うということが原則という中で、どこまでするのが適正かというものがあります。当然、この今の経営戦略の中では、財源と収支のバランスを均衡させるために最大必要なものも含めて入れてありますし、これは実際やっていく中でのものにはなりませんけれども、まずは第一段階として料金を上げさせていただいた、お願いした上で、そのところについても、そのときの状況を踏まえて、回収率100%に向けて整理していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） ちょっともう話がかみ合わないので、別の質問します。

計画区域内で単独浄化槽から合併浄化槽に切り替える計画ですから、本来下水道につながるべきなんでしょうけれども、それを合併浄化槽で済ませようという方がいれば、今年から宅内の配管工事とか撤去工事とか援助していただけるようになったわけですがけれども、計画区域内の方が合併浄化槽に替えようとしたときに、やっぱり計画区域内だということで計画区域外の方よりも半額とか宅内のものが出ないとか、そういう状況が発生するのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

現在の状況につきましては、議員がおっしゃっているとおり、事業計画区域内は半額でありますし、合併浄化槽の撤去費、転換に関する配管についても出ない状況になっております。当然、この下水道事業区域内になっていきますんで、現状新築であるのか、切替えなのか、その状況によって分かりませんが、そこについては、この区域は下水道整備である以上は、あくまでも下水道区域内ということはしっかり周知して、その辺で手戻りがないように、残り令和8年度に向けて管渠整備を進めて、そういう方が出ないように進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 一番最初の335.31やるのか、8年までと。335.31までできなかったとしたら、下水道が来ない、計画区域内なんだけれども下水道が来ないという人が出てくるわけです、そういう家屋が。そうしたときに、吉田町の設置費補助交付要件の補助対象の中には、公共下水道事業区域内のうち町長が特に必要と認める地域、そうすると、町の都合で来ないのに町内というだけで半額というのはちょっと酷じゃないかなと、そうしたときには町長が認めていただければ、その補助はしっかり地域外と一緒に金額を出していただけるということになりますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

議員のおっしゃっているとおり、そういう方が出て一部の方にそういうことがないようにしなくてはならないのが一番なんですけれども、そこにつきましては、今年、来年で事業計画区域の業務委託を実施していく中で、そういうところがないように実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 今日、ほかも全然できないのでこれぐらいにしますけれども、今後やるのは、メインは浜田のところであるということなんですけれども、今聞いていても、8年までやる必要があるのかなと。11年、12年で処理能力を上げるための工事をするのであれば、面整備を早くやめておけばその危険性も減ってくることからすると、もう早くやめていいんじゃないかという気はするんですが、言っても無駄ですよ。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

この水処理棟の増設の部分につきましては、経営戦略の中にも少し記載はさせてもらっているんですけれども、衛生センターのそこら辺の施設からの下水道への取り込みが、調整ができて、可能であればそういうことができて、下水道としての経営戦略としては計画の中に入れてありますので、それも含めての算定になりますので、そういう理解でお願いしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 浄化センターの話は1日82立米でしょう。それを丸々持って来たって大した上がらないんですよ、処理必要量が。これはもう牧之原との関係もあるから、なかなか難しいところあると思うんですけども、もう時間もないので今日はこれで終わります。

また、9月やりましょう。

以上です。

○議長（大石 巖君） 以上で12番、平野 積君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時55分とします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時52分

---

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。  
引き続き一般質問を行います。

---

◇ 増 田 剛 士 君

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

〔9番 増田剛士君登壇〕

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

私はさきに通告したとおり、自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進について一般質問を行います。

令和2年12月25日に、自治体DX推進計画概要を総務省自治行政局が公表いたしました。また、本年9月には国がデジタル庁を設置するという報道がされております。国はDX（デジタル・トランスフォーメーション）を、ICTの浸透が人々の生活をよりよい方向に変化させることと定義をしております。自治体におけるDX推進の意義と自治体DX推進計画策定の目的を示しております。

ここで、釈迦に説法とは思いますが、DX（デジタル・トランスフォーメーション）について簡単に御説明いたします。

デジタル・トランスフォーメーションは、2004年にスウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授がITの浸透、すなわちデータとデジタル技術の活用により、人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させるという概念を提唱し、世界的に広まり、大手企業をはじめ多くの分野に取り入れられてございます。

デジタル・トランスフォーメーションをDXと表記する理由につきましては、トランスの意が交差、また横切るというクロスという言葉と同じ意味を持っておりましてこのクロスをXと表記することから、英語圏ではデジタルのDとトランスのXを用いてDXと表記する事になりました。

さて、本題に戻りまして、コロナ禍において急激なパラダイムシフトが起こり、民間企業におけるDX推進は急速に進んでおります。また、デジタル技術の開発、官民連携の動きも加速しております。

そこで、国の方針にも示される自治体DXの推進について、当町における考え方と推進の現状についてポイントを絞って、以下のとおり質問いたします。

- (1) 町民サービス、特に情報公開、情報提供に関する現状の取組は。
- (2) 申請書類の電子化について現状は7種類と確認しているが、今後の電子申請の推進は。
- (3) マイナンバーカードの取得現状と普及促進の取組は。
- (4) データとデジタル技術の連携による職員の業務効率化の現状と推進策は。

(5)庁舎内及び公共施設における通信環境整備（W i - F i）の現状と推進は。

(6)当町における自治体D Xの今後の方針と目指す姿は。

御答弁をよろしくお願いします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 自治体D Xの推進についての御質問にお答えする前に、我が国の自治体戦略の変遷について御説明いたします。

国におけるデジタル化につきましては、平成12年のIT基本法、平成13年のe-JAPAN戦略を契機に始まりました。初期はIT化、ICT化と言われ、インフラ整備とITの利活用を趣旨にする、いわゆるハード面の整備を中心とするものでございました。その後、電子機器の技術革新とインターネット環境の普及などにより、デジタル戦略の重点項目はデータの利活用などのソフト面に移行し、現在では、全ての国民がIT、データ活用の便益を享受できるようなデジタル社会の推進、デジタルガバメントの実現を戦略の主な柱としております。

ここに新型コロナウイルスの流行というこれまでに経験したことのない事態が発生し、感染症対策の一つとしてテレワークやウェブ会議など、ネットワークを利用する機会が増え、給付金や助成金等の支援策に係る申請や、ワクチン接種に関する事務を行う過程などにおいて、様々な課題が生じてまいりました。こうした状況の中で、国では令和2年12月25日に自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画が策定され、自治体におけるデジタル化推進の方針が示されたところでございます。

さらに、国としてデジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、本年9月1日にデジタル庁が設置されることとなりました。また、県におきましてもデジタル関係部局の見直しが行われ、本年度から知事直轄組織にデジタル戦略局及びデジタル戦略顧問団が設置されております。このデジタル戦略局において、本年度、新たな静岡県高度情報化基本計画であるふじのくにD X推進計画（仮称）の策定及び公表が予定されております。

なお、この計画の骨子案は随時公表されており、地域社会におけるデジタル化の索引、市町D Xの推進の支援、県庁D Xの推進と新たな価値の創造という3つの基本方針が示されております。

このように国や県から自治体D Xについて指針が示されたことから、今後デジタル化が一気に加速するものと考えております。このような現状を踏まえた上で、町の自治体D Xの推進について、議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1点目の町民サービス、特に情報公開、情報提供に関する現状の取組はについてお答えいたします。

従来、町から町民の皆様への情報発信の手段といたしましては、広報よしだや回覧文書、あるいは個別通知など、紙でお知らせすることが中心でございましたが、近年はホームページやSNSなど、デジタル環境における情報発信が特に重要度を増しております。

現在、町では町ホームページやよしポケNEWSを中心に情報発信を行っており、町の通常業務の案内や各種統計結果等をいつでも閲覧できるようにするほか、イベント情報や緊急のお知らせなどが発生した場合に、速やかに情報を掲載することとしております。

町ホームページでは様々な情報を発信し、掲載内容については随時更新を行っておりますが、更新の有無を確認するためには自らホームページにアクセスしていただく必要がございます。そこで、よしポケNEWSや、本年度から運用を開始します吉田町LINE公式アカウントなどによる情報更新のお知らせを組み合わせることにより、速やかに情報を取得いただけるよう運用してまいります。

また、このほかにも防災メールや小・中学校保護者向けのきずなネットなど、目的や対象者を限定した情報発信も行っております。

次に、2点目の申請書類の電子化について現状は7種類と確認しているが、今後の電子申請の推進はについてお答えします。

現在、町では、講座等の各種参加申込みや、吉田町中央公民館の使用許可申請などの7種類について、オンラインでの申請を受け付けております。今後、電子申請につきましては、その種類を充実させるよう検討を重ねてまいります。オンラインシステムを町が単独で整備、運営するのは費用や技術面からも大変難しく、まずは、国などが提供するサービスに参加するという形が現実的であると考えております。

このような方法の一つに、国が主導しておりますマイナンバーカードを利用したオンライン申請システムであるびったりサービスがございます。これは、国が公開している全国統一の申請書様式を町がそのまま受け付けることが可能である場合、または町独自の様式であれば、別に登録した場合にこのサービスに参加することができるものであり、対象となる手続は随時拡充されており、町が現在使用しております申請書様式の登録や事務手続の調整が取れたものから順次参加してまいります。

このほか民間企業の運営で、全国の自治体において導入実績の多い電子申請システムもございますが、費用対効果などを考慮した上で、導入について検討してまいります。

次に、3点目のマイナンバーカードの取得現状と普及促進の取組はについてお答えします。

国は、令和元年9月3日に開催されましたデジタル・ガバメント閣僚会議において、本年3月末には国民の約半数が、令和4年度末には国民のほとんどがマイナンバーカードを有していると想定するスケジュールを示しておりましたが、そこまでには達していない状況でございます。このため、さらなる普及拡大に向け、昨年12月から3月にかけてマイナンバーカードの未取得者に対し、申請に必要なQRコード付きの交付申請書を順次送付するとともに、4月末までに申請をした方に対してポイントを国費で付与するマイナポイント事業を実施いたしました。

その結果、当町におけるマイナンバーカードの交付済み件数は、令和元年度の457枚に対し、令和2年度に3,285枚と約7.2倍も伸びており、5月31日時点の累計申請件数は1万672件、そのうち交付済み枚数は8,043枚、人口に対する交付枚数率は27.17%となっております。このように急増している申請に対しましては、現在平日の業務時間内に加え、毎週水曜日の19時までと毎月第2日曜日にマイナンバーカードの交付業務を実施しております。さらに交付に遅れが生じないよう緊急措置といたしまして、6月、7月、8月の第4土曜日も交付業務を実施いたします。

また、当町における今後の普及促進の取組といたしましては、マイナンバーカードのオンライン申請を補助するタブレット端末を導入し、顔写真撮影から申請完了までの手続を支援

する予定でございます。このようなデジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及のためには、積極的な取得と利活用の促進、安全・安心で利便性が高いことを知っていただくことが必要であると考えておりますので、今後も広報よしだや町ホームページ等で周知、啓発を行い普及、促進に努めてまいります。

次に、4点目のデータとデジタル技術の連携による職員の業務効率化の現状と推進策についてお答えいたします。

業務の効率化は職員の負担軽減と経費の削減につながり、ひいては町の利益、町民の皆様の利益につながることに捉えており、まさにデジタル化は業務効率化の有効な手段として期待できるものと考えております。一般的な業務のデジタル化といたしましては、業務のうちデータ入力などの機械的な作業部分をシステムで処理することにより、職員は他の業務に専念することができるというRPAの導入が主流となっております。

当町において、以前RPAの導入について検討をした際、吉田町の人口規模と業務処理件数では1件当たりのコストが高額になることが判明し、費用対効果の観点から導入を見合わせたという経緯がございます。

一方で、特定業務のために整備しているわけではございませんが、職員が使用しているパソコンには職員間のみで使用できるメール、掲示板、会議室使用予約機能などを有したソフトやデータを共有するフォルダを導入しており、職員間の連絡や報告などにつきましては、職員専用のネットワーク上で実施することが可能でございます。

このようなデジタル技術を活用することは、職員間の情報共有や事務の効率化につながっております。今後につきましては、自治体DX計画で示された方針に基づいた先進事例の紹介や、導入に際しての助言、補助制度など国や県の支援をいただけるような情報収集に努め、業務の効率化に資するデジタル技術の導入について検討してまいります。

次に、5点目の庁舎内及び公共施設における通信環境整備（Wi-Fi）の現状と推進についてお答えをいたします。

まず、庁舎内におけるWi-Fiの通信環境について御説明いたします。

現在、整備済みの庁舎内Wi-Fiは各課、局における主に町ホームページの情報更新やインターネットを利用した情報収集、メールの送受信を行う専用のパソコンに接続するためのものとして利用しております。このWi-Fiに接続可能なパソコンは登録制としており、職員が自席で使用しているパソコンはインターネットに接続しておりません。

なお、庁舎に来庁された方が御利用いただけるWi-Fiは整備していない状況でございます。

次に、公共施設におけるWi-Fi通信環境について御説明いたします。

町内の小・中学校においてはGIGAスクール構想に基づき、専用Wi-Fiの整備が完了しており、町立保育園につきましても、職員のための業務のWi-Fi環境を整えたところでございます。小・中学校や保育園以外の施設につきましては、小山城、小山城売店、吉田漁港、図書館、総合体育館、学習ホール、北オアシスパークの7か所において、どなたでも御利用いただけるフリーWi-Fiを整備しております。

なお、このほかのWi-Fiが設置されていない公共施設につきましては、今後、利用者の利便性や費用対効果などを勘案しながら、必要に応じて検討してまいります。



次に、6点目の当町における自治体DXの今後の方針と目指す姿はについてお答えいたします。

ここには、人に優しいデジタル化というビジョンを自治体DX推進計画において掲げており、今後、デジタル庁の設置に伴い、より具体的な事業計画が示されるものと考えられます。また、県におきましても、デジタル化で社会変革、誰にも優しく、誰もが豊かに安全・安心、そして便利にという基本理念が示されており、県民全体を対象としたデジタル化に向け、県と市町が共同で取り組むという状況も発生するのではないかと考えております。

こうした国や県の方針を踏まえ、当町におきましても自治体DXを推進してまいります。当町の課題といたしましては、デジタル人材の確保や育成が難しいこと、システムの導入などにかかる費用負担が財政を圧迫することなどが挙げられます。このことから補助金制度の活用や複数自治体での共同発注によるコストダウン、先行して導入した自治体での成功事例を参考にするなどの方法により、町の財政負担を最小限に抑え、町民の皆様の利便性の向上、事務の効率化といった観点からデジタル化を進めてまいります。

○議長（大石 巖君） 再質問はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 御答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。まず、2点目のことについてですが、電子申請サービス、これについてちょっとお聞きしたいんですが、過去平成28年に、私同様の一般質問をさせていただいてございます。そのときの答弁では、平成31年度に10件に引き上げたいという御答弁を当時の総務課長にいただいております。で、もう5年たっていますよね。5年たつ間に後期基本計画もまた発表されまして、それを見ると令和5年度に10件、でまた同じ10件できているんですが、現状7件まで進んでいますよという話。この、あと3件、5年もたつて進んでいない。今後の計画の中でも10個という中で、もっと増やすとか、なぜこれ達成できなかったかというところの検討、そして何がボトルネックだったのか、その点について伺います。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

オンライン電子申請の件数が進まなかったというところのお話でございますけれども、この電子申請につきましては、共同で利用しているような形になっております、静岡電子申請サービスというところで、共同で利用させていただいております。この共同利用させていただくところの申請について、増やしていこうというところはありましたけれども、マイナンバーカードを利用する中で、今度、マイナポータル、マイナンバーを利用してオンラインで申請をしていきたいと思いますというような施策が打ち出されてきておる中で、この電子申請サービスが、今の情報ですと、令和3年度末で運用を終了してしまうというような情報をいただいております。

そうした中で、今町が考えているところは、この7件もそうなんですけれども、今後、やはりマイナンバーを利用した中での、マイナポータルの中でのオンライン申請を活発に利用できるように方法で、国もそうなんですけれども、それを利用していきたいと思いますというような推進もされている中で、そちらの方向にかじを切るほうがいいだろうというところを考え

ておりまして、この10件というところの中にオンライン申請、そのマイナポータルも含めてやればよいというふうに思っております。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

もちろんマイナンバーカードが、全町民が持って普及してくれば、いろんなことができるというのは承知しております。今県のやつが終わるという中で、じゃ、今までやっていたそれをどう移行していくというところについては、町で管理するんですか。それとも、国のほうの何かしら統一されたものができて、そちらに集約されていくのかというところについては、いかがでしょう。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

町固有の利用申請といったところはホームページで発信させていただいているので、そこで、利用申請するための申請用紙がダウンロードできるような形には今なっていますけれども、そのところで残す必要があるかなというふうに思っています。ただ、そうはいいまして、国で言っているオンライン申請についてはもっと幅が広がっていますので、そこをやっぱり各課のところでやっている業務を調整しなければならないというところがありますので、そこをちゃんと見据えながら、調整をどういうふうにしていくかと、申請をどういうふうにしていくかと、様式もどうするかというところまで検討していかなければなりませんので、今の申請は、そのまま町独自でできるものは残していきたいなというふうには思っていますけれども、それ以降のところについて、幅広くできるものがあればというふうを考えております。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

電子申請ということで、非常に私推奨しているというか、こんなこと聞いている割に、高齢者の方にとっては非常に便利になるのか不便になるのか、そのところは非常に悩ましいところだと思います。

そうした中で、全てをデジタルで完結するのではなくて、その手助けができる程度の申請書類をつくるというような形、例えば福祉関係で言いますと、障害を持った方とか、たまたま手が不自由で字を書くのが大変、そういったところはデジタルで、確認は当然マイナンバーカードなり、その福祉関係の手帳に記載された番号でできると思います。そういったその紙媒体を手助けするような申請書類をデジタルのほうでやっていくというような考え方も、今後考えられると思うんです。実際、そういったソフトというか、あるんですよね。それをもう実施している自治体もあります。非常に高齢者の方もそれですごい助かるというようなのも出ておりました。

そういったことに関しましても、電子申請という、本当に何か大きいことをやるみたいと思うんだけど、そういった細かい一つ一つの、今何をしたら、切り替えていったら町民の方が助かるのかという視点で考えていただければいいなと思います。それに関しては、別に国のその端末に入れなくても町独自の形でできるようなものもあるかと思うんですが、そういったものの考え方というのはございますでしょうか。

議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

もちろん全ての人にといいるところではなくて、障害をお持ちの方にとっては使いやすいものというところ、あと高齢者にといいるところもやっぱり紙のほうがいいわというところのお話も耳に入ってきておりますので、そういったところでは、やっぱりその差別というか区別というか、変な意味の区別ではなくて、使いやすいものにしなければいけない、どちらかというマイナンバー、デジタル申請については若い人向けというか、お子さんを持った御家族とか、これから申請されるというような、そういった方向けではどんどん進めていかなければいけないのかなど。このスマホ時代の人たちがやっぱり使いやすいというところでは、考えていかなければいけないし、そうではない人たちのところも、人に優しいというところでは同じ考え方だと思っております。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

そうした中で、国のほうも一人一人優しくというような方針も出しておりますので、ぜひ、その点については留意して、やっていっていただきたいと思います。

続きまして、マイナンバーカードに関してなんですが、大分当町のほうでも進んできているよという話の中で、27.17%ですか、交付率。私も5月の終わりに申請したんです。これ国の問題なんだけれども、全然、もう遅れている、国のほうの処理が遅れている。

そうした中で町としては、いろんな対策というか、その申請に関して、日を増やしたり、何とかというのを答弁いただいたんだけれども、国のほうが遅くて、こういったことに対して、どう町民、申請者に説明していつているんでしょうか。国が遅いから2か月、3か月待ちだよというようなことでやっているのか、町としてどう対応されているんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

マイナンバーカードの申請、交付につきましては町民課で行っておりますので、私から答弁させていただきます。

先ほど町長答弁でもありましたとおり、日曜日に行っている、土曜日に今後行うよというのは、これは交付の事務でございます。まず皆様が申請をしていただいて、その後国でカードをつくります。そこが、今もう全国的に一斉に申請が進みましたので、混んでおまして、今申請してから約2か月、出来上がってくるまでに時間がかかってしまうということになっております。

その後、国でカードをつくったものが町へ送られてきて、町から皆さんにカードできましたよということでお伝えをして、そのときにはがきで全ての方にお知らせをしますが、お知らせをして、それで取りに来ていただく、その今度交付に対して、毎週水曜日の19時までと、それから第2日曜日、それから今後、数増えていますので、6、7、8月の3か月、取りあえず3か月ですが、第4土曜日にも交付の事務を行うということを予定しております。

申請に関しましては、先ほど町長答弁にもありましたように、このマイナンバーカード制度自体が国の施策になりますので、国で、答弁にありましたようにQRコードのついた申請書を送る。それからマイナポイントを付加するよということで事業を進めました。

町としましては、申請に関しては町の広報紙、それからホームページで掲載をする、それから窓口に見えたお客様に対しては、マイナンバーカードつくっていただくと便利ですよということでお伝えをします。そういった勧奨の方法を取っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

そうした、国が遅いという中ではどうしようもないんだけど、今後スムーズに行くようになって、町民のその取得率が一番問題だと思います。自分もやったのは、ネットでやりました。非常に楽でした。それをやっぱり皆さんに広めていって、やるとより広がるのかなとも思います。

先日のワクチンの予約に関しても、町のほうでやったときに、あれだけの町民の方来て、高齢者の方来て、やってスムーズにいった。それを考えるとそういったことも、マイナンバーに関しても、ネットを使って申請したら非常に楽で、それに関しては町もお手伝いしますよみたいなことをやっていったら、もっと広まっていくのかなというのが、非常に今、この間のワクチンのあれを見て余計思ったので、今後、そのようなことを検討されていかれますか。

○議長（大石 巖君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

現在、申請していただいている方の約7割がスマートフォンとパソコンからの申請、それから残りの3割が直接地方公共団体情報システム機構への郵送、または窓口での申請となっております。約7割の方がスマートフォンでの申請になっていきますので、今議員おっしゃったように、慣れた方ですとかなり楽で、すぐにできるということで、また、現在も、スマートフォンの使い方が分からない方には、問合せがあった場合になってしまいますが、町でも操作に関してはお伝えをしていますし、一緒に操作できるようなものであれば、操作したりしております。

今度、またちょっと先のことを言ってしまうのですが、残りのその3割の方につきましては、窓口と郵送での申請の方ですが、この方たちは、まず写真を別に撮影をしてそれを添付、または持参をしなくてはいけないということで、そこがなかなかネックになっているようでして、お問合せいただいてもそれが面倒なので、じゃ、申請は諦めるよという声も実際聞いておりましたので、今度、その写真撮影から申請まで一括できるタブレット端末を導入しまして、残りの3割の方に対しましても、そういったお手伝いをさせていただくように予定をしております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 写真に関しては本当に面倒なんですよ。自分も一度やって、却下されて戻ってきました。2回目何とか通ったんだけど、その点については、タブレットで町のほうでやってくれるとすごくありがたいと思いますので、ぜひ、その辺も促進のために、PRをしてほしいと思います。

続きまして、Wi-Fiについてでございますが、答弁の中で、庁舎内におけるWi-Fi通信環境についてということで、整備済みの庁舎内Wi-Fiは各課（局）における、主

に町ホームページの情報更新やインターネットを利用した情報収集、メールの送受信を行う専用のパソコンに接続するものということで書いてございますが、これ平成28年当時、私が聞いたときには、1台インターネットつながるパソコンは各課にございますという答弁がありました。それと同じものですね。それを有線からWi-Fiに移行したというところには、どういったメリットというのか、なぜWi-Fiに変えてきたんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） インターネットと、今こちらに答弁をさせていただいているように、ホームページとか情報系のほうの専用パソコンはWi-Fiを使わせていただいて。これについては、県からのやり取りのメールもそうなんですけれども、県のクラウド、ファイアウォールを通してセキュリティー体制が整っているというところを確認できておりますので、そこについてはWi-Fiの利用をさせていただいて、有線ではなくて利用しているというところになります。LGWAN回線もそうです。LGWAN回線も同じように利用させていただいております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

有線でつながっていて、今までね、それで事足りていたと思うんですよ。それをWi-Fiに変えて、どういったメリットが感じられるんでしょうか。今までは、各自席のやつはインターネット使えないから、わざわざその使えるところまで行ってやっていた。これをWi-Fiにした。しかも、課内だけのやつ。職員にとって、どういったメリットを感じているんでしょう。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 職員が利用するといったところのWi-Fiにつきましては、自席でのパソコンについては有線になっています。これはもう間違いなく有線で、もちろん基幹系もそうです。そうしたところでインターネットとメールやり取りをするパソコンについては、Wi-Fiを接続させていただいたというところのものになっていますけれども、その利用は頻繁にメールのやり取りがあるわけではないものですから、そのところは安全性を保たれるというところの判断で、そのメールのやり取りについてはWi-Fiを利用させていただいているというところになります。個人の自席のところは、もう一切、有線でやらせていただいているというところになります。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 全く話がかみ合っていません。Wi-Fiと有線と違うのはもちろん分かっているし、そのセキュリティーががっちりしているのも分かっております。ただ、有線と無線の違いじゃなくて、いかに職員がそうしたことによって業務が楽というのか、利便があったのか。または、今までの有線とのその違い、使い勝手ですよ、要は。そこについてお伺いしていますので、御答弁をお願いします。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

先ほど来、今お話がありました職員が使うパソコンの関係ですけれども、Wi-Fiと有線ということがありましたが、こちらは、まずは、私たちは利便性ということもありますけ

れども、一番はやはりセキュリティーです。個人情報を保護するということがあります。ですので、この使い方は先ほど総務課長から答弁ありましたとおり、いわゆる税情報であるとか、住民情報、そうした個人情報に直結するものについては、W i - F i は一切つなげない、いわゆる外部に出さないということで、2系統で行っています。ですので、通常のメールのやり取りについては、W i - F i 等を活用して行っていくというようなことで、いわゆる基幹系のもの、いわゆる住民の個人情報保護のものについては有線ということで、基本的には、いわゆる一緒にせずにファイアウォールとかでいろいろやることはあるかと思えますけれども、うちとしましては、まず有線と無線ということで個人情報をも遮断する、いわゆるもう別建てにしてセキュリティーを守るということから、すみません、先ほどの御質問になります、そうしたことで2系統があるということで、御承知おきいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

先ほど来、ずっと同じ話をされていると思うんだけど、無線にしたその最大のメリット、町が考える、そこを教えてくださいよ。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

まず、無線というのは場所を選ばないというのがありますので、そうしたことから職員がその場所じゃなくてもやれるというメリットがあるということで、無線のほうを入れさせていただいたということでございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 答弁の中で、各課、各局にW i - F i は設置されていて、もちろんフリーではなくて職員、パスワードで管理しているという話でございます。これ、いつからこの形になっておるんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） インターネットのW i - F i 利用の年数ということでしたけれども、こちらにつきましては、はっきりと浮かばなかったんですけども、平成28年度ぐらいから計画をさせていただいて、利用していったと記憶に残っております。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 平成28年じゃないと思うんだけど、28年の、私9月に例の一般質問やっていて、そのときには、そのW i - F i 云々の話はなかったですよ。

それはいいです。いつからというのはいいんだけど、そうした中で、自由に場所もできるという中でテレワークというのが今このコロナによって、非常にリモートでの講義であるとか、講演であるとかというものにも、多分、各課で使おうと思えば使えるようになってくるのかなと思います。その点についての利用というものも考えてのことで、当然あるということによろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

庁舎内のウェブ会議用のシステムにつきましては、有線でやらせていただいています。各課にも整備させていただいたていますので、それは有線でやらせていただいています。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

そうした中で私が聞いたところ、4階にはW i - F iが入っていないということを知っていますが、それは事実でしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） W i - F iの無線LANについては、メールのやり取りとかは議会事務局のほうに無線LANが配置されていますけれども、2階の会議室とかということですか、ウェブ会議用のシステムのことをおっしゃっているのか、ちょっとそこら辺が分かりませんが、お願いします。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） W i - F iですよ、先ほどからずっと言っているのは。W i - F iが4階には入っていないと聞いているんですがということ。当然、有線のメールはできますよ。ネットはつながっていますけれども、1台。その点について、確認をさせていただいております。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 事務局の中にはメールのやり取りのためのW i - F iですね。インターネット用のW i - F iは設置されていると認識しておりますが。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 事務局長にお尋ねします。

W i - F iはつながっているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 議会事務局長、八木寿彦君。

○議会事務局長（八木寿彦君） 事務局で整備しているものではないものですから、明確には分かりませんが、庁舎管理上、事務局の中自体のW i - F iについては、他課と同じように配備されているものと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

そのW i - F i利用につきまして、当然そのセキュリティーの問題あるのは分かっています。4階においては会議室等でも使えると非常に便利であるし、ましてや、先ほども言ったように、コロナ禍において研修であるとか、そういったものをリモートでできるということも考えますと、会議室に引ければ非常に使い勝手がいい。今は、昨年議員研修としてやったときは、町民ホールでやったんだけど、議会事務局じゃなくてこの4階の会議室にそうしたものがあれば非常にありがたいなと思っております。今、議長会とか県のやつでもリモートでやっているところが非常にあります。吉田町はそれができないというのか、自前でできないので、わざわざ現場まで行って講習というか研修やってきたんですが、その点について、議員が勝手に使ったらうまくないというのがあるのかね、あくまでも職員のためにそのW i - F iは使うんだよということなのか。我々議員も非常勤の職員といえど職員扱いはされているわけだと思っておりますので、その点についてはいかがでしょう。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

ウェブ会議用のシステムの構築につきましては、まずは職員が使いやすく、会議にも出席できない状況が起きましたので、各階に会議室用にシステムを導入したという経緯がございます。

議員さん、皆さんがお使いになるというところの利用につきましても、この間、研修を町民ホールでやっていただいたというところもありますし、今、2階会議室から6階までの会議室につきましては、4階を除いて全てのところでウェブ会議ができる、そういう設備を準備して管理しておりますので、そこのところでまずは御利用していただきたいというところはあります。

ただ、議員等を、議会等を入れないというところではなくて、そこのところの活用をどういうふうに考えていったらいいか、議員さんばかりではなくて職員も使わせていただきたい、職員も活用させていただきたいと、そういうルールもやっぱり明確にしていかなきゃいけないので、そこをやっぱり、はっきりさせていきたいと思っております。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

当然、職員の方も会議室使うことありますよね、4階の。ですから、その点は何の問題もなく職員も使えるし、議員のそういった会議にも使えるというようにしていただければ、非常にありがたいと思っておりますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思っております。

もう一点、このWi-Fiに関しまして、フリーWi-Fiはないわけですよ。答弁の中にもありましたように、庁舎に来庁された方が御利用いただけるWi-Fiは整備していない状況でございますということでございますが、町民へのサービスとして、1階と、あと、こども未来課辺りかな、結構、利用度は町民の方にとってあるのかなと思うんです。そういった点で考えていくと、フリーWi-Fiが全てじゃないんだけど、じゃ、Wi-Fi使えますよということで、パスワードを入れりゃできますよということで、そうした表示をするような形で、一般の町民の方にも一つのサービスとしてできるんじゃないかなと考えるわけですが、その点についてはいかがでしょう。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 町民の方が利用するというところにつきましては、今後考えていかなければいけないと思っておりますけれども、庁舎内は職員が業務、執務をする場所というところの位置づけがありますので、職員が気軽に使えるようではちょっと、その、執務中に自分のものを使うというところはちょっと避けたいというところはありますが、お客様が使っていくというところについては、今後検討していく必要はあるかなというふうに思っています。ただ、庁舎全体をどうするかというところも含めて考えていきたいと思っております。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

この自治体DXということで今回質問させていただいたわけですが、そうした環境に関しまして、今後国のほうでいろいろ言うてくるのかなとも思います。それがなかったら、それこそデジタル化もへったくれもないと思っておりますので、当然今後そういったものが出てくる



のかなと思いますので、ぜひ前向きに、職員のため、あとは町民のサービスのためということで、このデジタル技術というものを生かしていける方向にお願いできたらなと思っております。

くどいようなんだけど、私 28 年に質問したときはまさかこういう時代がくるとは思っていなくて、あのときにもうちょっと積極的に町のほうがこのデジタルに関して動いていたら、今回のコロナになった中で、もうちょっと違った展開、データの処理であるとか、そういったものに関しても違ったのかなと思います。一般的に日本の社会というか、日本の中では、世界から比べたらこのデジタルに関しては周回遅れ、それも 2 周、3 周遅れということが一般的に言われている中で、やっと動き出したというのがありますので、ぜひ町のほうも先にどんどん、先にと言ったらおかしいんですけども、国がこういう方向で来たよと言ったら、もうすぐにでも動けるような体制というのはつくっておくべきだと思いますので、ぜひ、その点をよろしくお願ひしたいと思いますが、その点についていかがでしょう。

○議長（大石 巖君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 国もこの 9 月 1 日でデジタル庁ができます。県のほうもいろいろ考えています。そういうふうな流れの中で、うちとして乗っかっていくわけですがけれども、一番困るのはインシャルコストがべらぼうに高いですよ。はっきり言うと、物すごい財政の豊かな町でなければ、これ単独ではできませんので、むしろ当然のことながら、このデジタルの流れというものは、恐らく網羅的な形で国全体であるとか、県全体であるとか、そうなってくると思いますので、その辺の国とか県の考え方をなぞらえながら進んでまいりたいと、こんなふうに思っております。

○議長（大石 巖君） 9 番、増田剛士君。

○9 番（増田剛士君） 当然、最初の初期投資というのは非常にかかると思います。そこに持ってきて人材の確保ということで非常に大変なのは分かっているし、国のほうでもそういったものに対する補助も考えているというの、出ていましたよね。市町には 1,000 億というものが示されてございますので、それもそれこそ先に手を出しと言ったらおかしいですが、当町の場合非常に早い対応されていますのでぜひお願ひしたいということで、質問を終わらせていただきます。

○議長（大石 巖君） 以上で 9 番、増田剛士君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は 13 時といたします。

休憩 午前 11 時 51 分

再開 午後 零時 56 分

○議長（大石 巖君） ちょっと早いですが、ここで休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開をします。

引き続き一般質問を行います。

◇ 山 内 均 君

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

〔8番 山内 均君登壇〕

○8番（山内 均君） 8番、山内 均でございます。

私も通告をしたとおりこれから質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

土地区画整理事業を含む下水道汚水幹線工事についてお伺ひいたします。

令和3年第1回吉田町議会定例会に浜田土地区画整理事業内の川尻南部汚水幹線工事を含む吉田町公共下水道事業会計予算案が上程され、私は反対の立場で討論を行ったが賛成多数で承認された。しかし、なぜ下水道事業なのか疑問が多い。東日本大震災による防災意識の変化、建設立地や地盤変動、浄化槽の排水処理技術の革新的進化、下水道と浄化槽の設置費用や補助金など疑問に対し町の考えを問う。

以下、質問をする。

(1) 浜田土地区画整理地内の排水処理に下水道を決定したことについて。

1、決定をした過程と理由は。上記変化や進化を考慮した、どのような議論があったのか。

2、浜田土地区画整理事業内の下水道事業計画は市街地ができることを前提としたものであると思われる。想定した市街地の将来像と工程は。

3、土地利用が未確定で下水道が利用されなければ税金が無駄になる。浄化槽による排水計画の確定は建築物の申請時にすれば税金の利用は的確に無駄なくできる。比較検討はされたのか。

(2) 浜田土地区画整理地内の下水道の計画には富士見区画整理事業内の実績と評価が指針となる。富士見区画整理事業の実績と評価の検討は。

(3) 川尻南部幹線工事と浄化槽の設置費用等の比較、検討について。

川尻南部幹線汚水工事では、管渠工事費2億5,900万円のうち国の補助金は9,200万円、残り1億6,700万円は町の税金となる。一方、浄化槽は国・県、町の補助があり、町の補助金は浄化槽5人槽1基当たり約18万円、浄化槽943基が補助でき、7人槽で約22万円、浄化槽756基が補助できる計算となる。計画区間を64で計算すると5人槽で1,132万円、7人槽で約1,413万円が町の補助金となる。下水道と浄化槽では比較にならないが、下水道事業計画確定には考慮されたのか。

(4) です。それでも下水道事業なのか、考えは。

答弁、よろしくお願ひいたします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 土地区画整理事業を含む下水道汚水幹線工事についての御質問のうち、一つ目の浜田土地区画整理地内の排水処理に下水道を決定したことについてのうち1点目の決定をした過程と理由は、上記変化を考慮したどのような議論があったのかについてお答ひいたします。

平成 30 年第 2 回議会定例会の一般質問でお答えしましたとおり公共下水道の整備に当たりましては、下水道法第 4 条第 1 項におきましてあらかじめ事業計画を定めなければならないことが規定をされております。また、同条第 2 項におきまして事業計画を定めようとするときは、都道府県知事に協議しなければならないことが規定されており、同条第 6 項におきまして事業計画の変更についても協議しなければならないとされております。

町では平成 2 年 1 月に吉田町公共下水道として 95 ヘクタールの事業計画について認可を取得し、公共下水道の整備に着手いたしました。その後事業の進捗に合わせまして平成 5 年 3 月に 183 ヘクタール、平成 11 年 1 月に 216 ヘクタール、平成 16 年 3 月に 299 ヘクタール、平成 23 年 3 月に 340 ヘクタールへと県の認可を受けて事業計画を変更し、公共下水道の整備を進めてまいりました。この 4 回の事業計画の変更を経て、公共下水道の整備を進めてきた結果、平成 29 年度までに全事業計画区域 340 ヘクタールのうち整備面積は 271.9 ヘクタール、整備率は 80%に達する状況となりましたことから、県との協議を経て平成 30 年 3 月に 5 回目の事業計画区域の変更を実施し、現在の事業計画区域 379 ヘクタールとしたところでございます。

また、平成 29 年第 1 回議会定例会の一般質問でお答えしましたとおり、事業計画区域の変更につきましては、全体計画区域内のどの区域を優先して整備するべきかを選定するものでございます。平成 27 年度に策定しました吉田町污水处理施設整備構想に基づき、区画整理事業と同時に工事を行うことで掘削や舗装といった施工費用が大幅に抑えられることから、浜田土地区画整備事業地区を含む区域を選定いたしました。また、都市計画法第 13 条第 1 項第 11 項におきまして、市街化調整区域及び区域区分が定められていない都市計画区域におきましては少なくとも道路、公園及び下水道を定めるとされておりますので、浜田土地区画整理事業区域につきましても榛南・南遠広域都市計画において下水道を整備することとなっております。

次に、2 点目の浜田土地区画整理事業内の下水道事業計画は市街地ができることを前提としたものであると思われる。想定した市街地の将来像と工程はについてお答えします。

町の将来像を示す一つの指針といたしまして、吉田町都市計画マスタープランがございませう。この吉田町都市計画マスタープランは、住民に最も近い立場にある町が創意工夫の基に住民の意見を反映し、町づくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地区ごとのあるべき市街地像を示すものでございます。その吉田町都市計画マスタープランの中で、浜田地区につきましては新交流ゾーンとして浜田土地区画整備事業の実施により、計画的な都市基盤を整備するとともに都市計画道路榛南幹線と東名川尻幹線の沿道の利便性を生かした商業、流通、サービス、住宅を中心とする軌道を誘導し、良好な住環境が調和した市街地の形成を図り、当町のにぎわいづくりの拠点の一つとして位置づけております。

次に、3 点目の土地利用が未確定で下水道が利用されなければ税金が無駄になる。浄化槽による排水計画の確定は建築物の申請時にすれば税金の利用は的確に無駄なくできる。比較検討はされたのかについてお答えをいたします。

平成 29 年第 1 回議会定例会の一般質問でお答えしましたとおり、国土交通省、農林水産省及び環境省の 3 省合同で作成され、平成 26 年 1 月に示されました持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルに沿った手法を用いて、町内で発生する汚水をどのような方法で処理するかについて検討を行い、平成 27 年度に吉田町污水处理施設整

備構想を策定しており、浜田地区につきましても比較検討を行い、下水道による整備が適切となっております。

続きまして、二つ目の浜田土地区画整理事業地内の下水道の計画には富士見区画整理事業内の実績と評価が指針となる。富士見区画整理事業の実績と評価の検討はについてお答えをいたします。

富士見区画整理事業地内につきましては、平成9年度から下水道工事に着手し、平成12年度から接続を開始しております。現在事業地内の住宅における下水道接続率は88%であり、供用開始区域内全体の接続率72%と比較をしますと高い接続率となっております。また、土地区画整理事業との調整により工事費の抑制にもつながっていることから、効率的に実施できたものと考えております。

続きまして、三つ目の川尻南部汚水幹線工事と浄化槽の設置費用等の比較・検討について、川尻南部汚水幹線工事では管渠工事費2億5,900万円のうち国の補助金は9,200万円、残り1億6,700万円は町の税金となる。一方、浄化槽は国・県、町の補助があり、町の補助金は浄化槽5人槽1基当たり約18万円、浄化槽943基が補助でき、7人槽では約22万円、浄化槽で756基が補助できる計算となる。計画区間を64で計算すると5人槽で約1,132万円、7人槽で約1,413万円が町の補助金となる。下水道と浄化槽では比較にならないが、下水道事業計画確定には考慮されたのかと、4つ目のそれでも下水道事業なのか、考えはについて併せてお答えをいたします。

初めに、議員の御質問でございます「残り1億6,700万円は町の税金になる」の部分について、事実誤認がございますので説明をさせていただきます。

管渠建設工事におきまして国庫補助金以外の財源は受益者負担金及び企業債となっております。本年度予算におきましては当該財源につきまして受益者負担金が約820万円、企業債が約1億5,880万円となりますが、この企業債につきましては元利償還金の42%は交付税措置とされることとなっておりますので、残り1億6,000万円の全てが町の負担によるものでないということを御理解いただきたい。

浜田土地区画整理事業区域の下水道事業計画の変更時及び川尻南部汚水幹線工事の実施に当たり、下水道と浄化槽の比較・検討は行っておりませんが、これまでお答えしましたとおり平成27年度に策定をしました吉田町汚水処理施設整備構想において下水道と浄化槽での比較・検討を行っており、下水道の整備が適切とされております。

○議長（大石 巖君） 再質問はありますか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 答弁いただきました。

実は今日ですね、答弁をして、これから質問する前に、一つ今回、言っていると思いますけれども、コロナです、ウイルスの対応に対して先ほど申しましたけれども、非常に評価がよかったです。私の知っている人、本当に口が難しい人が本当によかったです。これに関しては本当に私が聞いていても楽しく聞きました。ぜひ、私の質問にも、ぜひとも楽しい質問、答えをよろしく願います。

まず、私が質問しているのは法的とかそうではなくて、実際に工事をやっていくときに税金の中で工事に対して、返済も含めてです、振り分けてやっていただいていますよね、都市計画税、全てに今まで計算、質問した中で含めて、その中で一番の肝腎なのは法的で決めた

とかそうではなくて、今実際にお金を税として払っていて、それが税金がつぎ込まれていって、そして、それに対して受益が全くない人たちが、分かりますよね、それはその人たちが本当に怒っているんです。心配をしているんです。私もこのままいったら、これ、どうなるかと非常に心配をしていて、実際その中で私は私なりに一番合理的な、もちろん国のそういうの等を利用しながら、一番町民にとって一番本当にいいものは何かと、それを一生懸命考えながらやっているわけです。その中で今、質問させてもらいます。

この、現地の写真を撮って、皆さん、ここに配られております。私のやつはカラーですけども、実はこのやつを撮ったときに、撮った理由は、これはコメリのところのあそこの区画整理組合の事務所のあるところの一带の、今回の計画されている土地の全体です。これを撮った理由は、これから10年先、20年先、私これ、追っかけていきます。今日質問したので。その中で質問させていただきます。

まず、一つ確認をしておきたいんです。私はこれから町の答弁とちょっと違った形での、今言った実際に行っている中で、それに対する町の人たちの反応であるとかそういうものに対してお聞きします。現実をね。その前に当たって、まず建築課にお聞きをします。確認をします。建築の申請が出てきたときに、そのときに例えば生活排水であるとか工場排水であるとか、いろいろなものが排水が出てきたときに建築の確認をするときに許可を取りますよね。そのときにどういう排水の方法を取りますかというのはそのときに決定することができるわけですよね。そのときに決定しますよね。その確認だけ先にしておきたいんですけども、あらかじめ浄化槽を入れなければならないという方法はないということだと思っていますけれども、その辺の確認だけひとつお願いします。建築確認のときに排水の決定はすればいいということで、申請のときにしますけれども、どうなんですか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

建築確認ということで、建築確認を出すときに、今、住宅につきましては合併浄化槽が原則になっていますので、合併浄化槽の何人槽であるとか、合併浄化槽がついているかというところは多分確認をしていると思いますが、今、建築確認、ほとんど町づくりセンターのほうに出てきますので、そちらのほうで浄化槽のほうは確認していると思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

今、建物がどういう排水設備をつけるかに関しては今言ったとおり、そのときに決定をしていくわけです。そういう形でそれを前提にちょっと話をしていきます。

今回なぜ、浜田、そこに焦点を当てたか。私の反対討論の理由もここにあるわけですけども、浜田をやるに当たって一番肝腎なことは目の前にある富士見区画整理事業での下水の利用が、それが私の中では吉田町の部分を吉田町で比較するわけですから一番分かりやすかった、分かりやすいものであると思ってここに富士見を出しました。

その中で、答弁にも少しは触れていますけれども、ちょっと聞きたいのが富士見の区画整理で、まず対象を富士見と浜田を対照しながら考えていきますので、富士見にとってまず、生活環境を保持するための下水道が適していた、当時は排水処理は単独浄化槽か下水しかできなかつたです。これは単独浄化槽というのは皆さんが知っているとおりトイレの浄化をす

るだけです。あとは、台所の油であるとか生活排水は汚いものを含めて全部出てきます。それが基本的には自然界を汚していくと。だから、そこに焦点を当てて本当は合併浄化槽とかそこに行きたいわけですけども、もちろん下水もそれをいっているわけです。その段階で合併処理浄化槽の、下水道事業の心臓部というんですか、それは浄化センターと同じ機能を持って、合併浄化槽は造られているわけです。そのときに施設や家庭から排出された汚水が、生活污水や生活排水が、処理が可能だということで認識をしていますが、当然認識をしていると思いますけれども、その、そうだという回答をほしいんです。確認をしておきたいんです。

どうですか、やはり浄化槽センターの機能を持っているという、浄化槽センターの機能を今、合併浄化槽というのは持っているんですね。そういう認識でいいですね。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

今の質問につきましては、確認なんですけれども、下水道の処理と浄化槽の処理は同じような機能を持っているかどうかという質問でよろしいのでしょうか。

その件につきましては、現時点で個別処理、浄化槽の個別処理という中でという位置づけになっていて、下水道は集合処理という形なので、相当、同等にという解釈で今、汚水処理を進めているものにはなると思います。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

今言われていたとおり、また、建物建築の計画の許可を受けるには申請時に決定をすることができるといことなんですけれども、その確認は今、させてもらいました。その中で、私はこの富士見に関してちょっと内容を教えていただきたいと思いますが、富士見区画整理事業の結果、ここの中で面積が分かると思いますけれども、面積、計画面積と、それと区画の利用率というのはどのくらいなんですか。88%と書いてありますけれども、その内容のちょっと細かいところを教えてください。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

現在富士見土地区画整理の現状ということで、今どのくらいの戸数が今建っているかというところの質問ということでお答えさせていただきますが、今、実際今、富士見土地区画整理区域内には建物としましては44棟建っております、今皆さんが住んでいるという状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） その44棟の中にもととの富士見区画地域内でのその計画された区画はどのくらいだったんですか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

建物の区画ということでございますが、建物の区画につきましては、別に建物の区画割りをしているわけではないので、持っている土地に対して道路をつけるなり公園を造るなりということで減歩をしまして、その道路に張りつくような換地をさせておりますので、建物に

つきましては、例えばその換地が多ければ分割することもあるでしょうし、そういうことで建物のほうは建っていきますので、一概に建物の数とその換地の数というのがイコールということではございません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 私も区画整理地域内で焼津、島田、藤枝、さんざんやってきました。その中で、今言った、確かに今のその回答としてはそういうことになるかもしれないんですけども、というか、その回答にはちょっと不満があるんですけども、実際に仮換地をつけて、そして飛び地を全部集めて、そしてきれいにして土地区画整理をやったときに、その区画整理は、区画整理に関するその新しくできた土地の区画、何区画あったんですか。44の原資、分母です。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

区画ということでございますと、富士見土地区画整理につきましては84区画でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 浜田を、私がなぜ質問に挙げたというのは、今のこのとおりなんです。84区画の中にまだ44区画。あと40区画分は利用されないでいるということですよ。それでかまいませんか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

利用されていないということ、今言いました44区画については建物が建っていると。この区画の中にその84区画がある中では利用勝手としましては駐車場という利用もございまして、資材置場という利用勝手もございまして、一概に全て、あと残りの数は利用されていないということではございません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 私は下水道の話を知っているんです。そのときに当然です、当然、もし、全部が駐車場だったらやる必要ないじゃないですか。その回答に関してはちょっと納得がいかないです。要するに全部のところ、質問の二つ目に書いてあるとおりになんです。どういう都市計画、完成された都市計画を想定していますか。恐らく、私の思う中には、例えば今、榛南幹線をずっと西に行くと、榛原のところにある程度お店が並んでいて、そしてその裏側に住宅が並んでいる。多分ああいう想定をしているんじゃないかと思うんですけども、想定した具体的な想定というのはないんですか。やはりないんですか。計画の中には出てこないんですか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

具体的計画というのは、この富士見土地区画整理事業の中の区画の中で、先ほど言った区画数を、もともとの区画がございまして、それを換地して区画が84、区画を切っている

という中で、ここはその将来的にその市街地を想定するという中で、先ほど言ったその全てが、44区画以外全てが駐車場で使われるという理由ではなくて、全てを使っていないというわけではなくて、駐車場という利用もございますし、これは所有者の方の意向もございませぬので、そういう方が、じゃ、駐車場ではなくて宅地にするという方もいらっしゃるでしょうし、そういう中では全てが未利用地ではないということでお話させていただきました。先ほどいったその市街地ということで考えますと、ここにつきましては用途的には住居系になりますので、住宅系の将来像というものを描いております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） その理論で行くと、下水をやる必要なんかないじゃないですか。特に、ちょっと先に戻ると、富士見のときには最初の答弁にあったとおり平成13年から合併浄化槽しか使ってはいかんよとありましたよね。その中でなぜ合併浄化槽しか使っていかないかというのは、環境整備をするためには下水道か合併浄化槽が出てくる水は全て雑排水、家庭の水をきれいにしますから、出てくる水はきれいな水が出てくるはずなんです。それによって農業であるとか海水浴であるとか、全てのものがこういう形で清潔に、健全に、要するに文明社会の中に溶け込んでいくんです、溶け込んでいくという前提でやっているわけですよ。

それで、この、もし、富士見で下水道の処理を全部していたときに、本当は全部が下水道で賄って行って、そして、例えば使用料であるとかそういうのが入ってきたときに、ようやく効率性が出てくるわけですから。それはいいですよ、そうするとそのときに、この84のうち44のあとの40がどういう形で使われているかどうか知らないけれども、税金をつぎ込んでやるわけです。こういうのを。結果的に市街地形成されないじゃないですか。下水道の基本的な市街地の形成というのは、例えばそこによく言われるとおり建物が建っていて、合併浄化槽を入れるスペースがないとか、そういうときはそういういろんなものがあります。そのときにやりましょうと。そして、50メートルルール、いろんなルールをやりながら、少なくとも効率的に浄化槽を、合併浄化槽を使えるようにするということですよ。すると、この44のうちこれだけはあらかじめ計画をしていますが、それは無駄という計算になりませんか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

大前提としまして、平成13年から単独浄化槽がなくなって合併浄化槽に全面移行したのは承知しておりますけれども、大前提としましては下水道事業区域内は下水道で整備する、それ以外について合併浄化槽で整備するというふうに環境省と国交省ですみ分けができていますので、それをやった中での合併浄化槽の整備になるのではないかなと思いますけれども。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今言われたのはやる側の立場ですよ。あなた方の立場です。でも、それを維持するためには町民の税金が使われるわけです。だとしたら、やはりこれは本当に効率的よくやってもらわないと、はっきり言って無駄になっています。という計算でありますので、富士見をやって見たときに、じゃ、浜田もそんな形で進めたら困るねということな



んです。そういう意味で、そのビジョンはしっかりとしたビジョンと、それと、そのこういう税を使って、何十億と使うわけですから、それはやはり、こちらの、町民の人たちの立場に立って考えていくことも必要なことだと思うんですけれども、その辺はどういう感覚を持ちますか。我々は造るだけ、それ以外は関係ないというあれはないでしょう。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

感覚だけで整理、なかなかできなくて、あくまでもこの都市計画決定されている区域については都市計画法にのっとなって道路、公園、下水道を整備することとなっている中で、この平成26年1月の国土交通省と農水省と環境省の合同で作成しました持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想マニュアルに基づいたやり方で整備していくことが、した上で判断しているので、適切にすみ分けできていると考えております。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 造るほうの側、要するに当局の立場からいうと、それはそれであなた方の理論としては正しいでしょう。だけど、先ほどから言っているとおり、そのためにはみんな税金を使うわけです。それをもっと効率よくやるためには、一番何がいいかということを考えていくとその下水もそう、合併浄化槽もそう、浄化槽ですね、いいやつを使ってくださいと。

今の理論でいくと、合併浄化槽、下水、下水道のところはもう、国が、誰か、同僚議員がさっき言われたとおり、もう国が決めたからやっていいんだという話でしたよね。とてもじゃないが、我々は払いたくない、そんな理論の。そういうことなんですよ。その辺をやはり、先ほど同僚議員の話では平成8年の話が出ましたけれども、もっとしっかり練ってほしい。それからこっちからの立場になって、住民の、町民の方の立場になってそういう形の結論を出してほしいと思うんですけれども、その辺は、一生懸命やってくれる人にこれを聞いても、ちょっとかわいそうな気がするんだけど、執行部としてはどうなんですか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 執行部が答えても同じ答弁になってしまうかもしれませんが、議員がおっしゃるように浄化槽でやるのが効率的ではないかという御意見もあろうかと思えます。まさしく環境省はそういう立場で進めてきておりました。国交省は下水道、農水省は集落排水とかそういう形で、浄化槽の、合併浄化槽の能力も上がったということでいろんな選択肢が出てきた中で、我々地方自治体として、じゃ、何をやれば一番効率的かという、それぞれが縦割りでいろいろやられても困るということで、そういうマニュアルというのでできてきたんだと私は承知しております。その中で我々はそのマニュアルを、我々は下水道をやるためにそのマニュアルを使ったのではなくて、ニュートラルな立場でそのマニュアルに沿って、このうちのこの浜田のところをどう整備していけば一番効率的かという判断をさせていただいた結果下水道ということになったということで、まず、その下水道という選択肢が出てきました。

それでその区画整理ということについては、基本その都市計画法で下水道整備ということになっています、ということが、我々は法律に縛られますので、そこは御理解いただけたと思うんですけれども、逆にそちらに立ってということになると法律に違反したことを今度はやらなければいけないということも、それはなかなか我々も、どうしても取れないもの

ですから、そういったいかに効率化というところのマニュアルの判断に基づきまして事業を進めてきておりました、そういったその法律の体系にも沿った形で実施しているということで我々は考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今のその、違反するとかそういう、それはおかしいですよ。それはおかしいです。

本当に言いたいことは、なぜ、今これをやっているか。浜田と富士見を比較をしているか。富士見のときにはここに書いてあるとおり、最初の質問のとおり合併浄化槽しかできなかったんです、単独しか。単独浄化槽は国も認めている浄化槽として認めていないんです、今でも。だから、合併浄化槽は今言った環境整備のために環境省が言い始めた。一番最初、よくあれが分かっている、最初国交省、昔の建設省がこういう形で右肩上がりのときにやりなさいと、そして、やらないところは一種圧力をかけられてやったわけです。ところが、そのときはそのときで正しい社会情勢の中でよかったわけなんです。

ところが平成13年、特にここに挙げたのは平成13年から先ほど聞いたとおり浄化センターと大きな、マクロの処理をする浄化センターとミクロの処理をする合併浄化槽の基本的な構造が、処理能力が、処理方法、結果処理が同じで、その中で平成13年以降は、僕はあのときに本当に一番大事な、比較・検討するべきだったと思います。それがカウンターの中の理論でずっと来たときに、いよいよ下水そのものが全部はできないよということになって、ようやくどこかで始めたんです。8年というのはそう、一つは区切りとして形で出ましたよね。それは正しいと思うんですよ。正しいと思うし、僕はその辺はこれからやっていきますよ。何で、これでまだ下水道なのというところはいきますけれども、やはり、それはやはりそのときに正しいもの、それから時代の変化とか情勢とか変わったときに本当は見直してほしいかったということなんです。当然ですよ、でも、そんなこと。だって我々は自分で仕事をして、税金を払って、死ぬ思いをして税金を払ってやっているわけですから。それは、そういう不審な顔をされても困るんですよ、私。そういう思いなんです。

でも、どこまでも一番合理的な方法でみんなが納得できる方法をやってくださいと。本当に危険な話というのは、分断される可能性だってあるわけなんですからね。カタルーニャ地方みたいに。分断の。そういう危険性を含んだ、そういう危険性も考えながら、そこはどこで一番やれるかというのは考えてほしいと思うのですが、その辺の考えというのはないですか。やはり、こちらの、我々の立場に立った、どうですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

先ほど副町長も答弁した中で、何度も今日言っている、3省から出ているマニュアルですけれども、繰り返しになりますけれども、当然国交省、3省というのは国土交通省、環境省と農林水産省、当然これは下水道が国土交通省、浄化槽が環境省、農業集落排水とかが農林水産省、当然この三つで合同で作成してマニュアルをつくって、もう汚水処理として適切にやっていくためにどういうふうに進んだらいいかということをつくった上で判断しているので、このマニュアルに沿ってやっていくものが正しいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） もう、そちらの理論はいいです。要するにかみ合うはずがないですから。

ただし、その掛川市、掛川市で調べましたから。掛川市。掛川市は下水、合併浄化槽、農業排水、それと前から引き継いだのを全部やっているんです。いろいろ教えてもらいに行ったときに。そのときに、確かに言っているとおりそれができてしまえば使う人の必要なお金は同じようにかかりますよと聞いた。私が今言ったのは、その造るまでの問題なんです。そこを今一生懸命研究しながら、多分、この後表に出てくるんじゃないかと思えますけれども、そういう形をしていたんです。そういう形を思っています。

これは今、副町長のその言われた話でちょっと、なぜそうなのかといろいろ私もやったんですけれども、今、一番最初の設問の中に考慮されたのかということをお聞きしますが、小学校の、小学校。吉田町、住吉小学校、中央小学校、自彊小学校、ありますよね。そのときに3.11のあと調べたんです。そうしたら、2011年の児童数が自彊小学校では338人だったんです。あれから9年がたちました。現在446人です。446。108人が9年間で増えています。108人です。それと、中央小学校は2011のときに児童数が843人、9年たった2020年は190人減って653人、190人減っているんですよ。それと、住吉小学校では児童数が2011のときには686人。現在が、2020年が461人です。225人減っているんです。225人です。本当です。それをトータルしますと小学校の児童数が2011年で1,867人が307人減って1,560人になったんです。

なぜ、これをやるかということ、見たとおりこれから浜田をやっつけようとしていますよね。その中に住吉と中央小学校が、これだけ大きな減り方をしながら自彊小学校は増えているんです。理由は、今の小学生、6年生が12からは32、あと20年後に恐らく人口の移動が起きるでしょう。そういうことです。それだけ心配しているわけです。間違いなく人口、減っていきますよね。本当にこれを見ると恐ろしいぐらい。こんなに下がっているとは思わなかったです。そういうのを含めて、やはりその常に見直していく。情勢を見直していく、3.11もそう、平成13年もそう、合併浄化槽が出たときも、そういうものを本当はやるべきだったんですけれども、そう思いませんか。私はこれを、そういうものをこれからでもずっとやっていって、そして本当に令和8年、そこに大転換期を迎えてくれるとありがたいと思っただけなんですけれども、その辺の感覚というのはどうですか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 議員の質問の趣旨がいまいちよく理解できませんが、我々としてはそのときの情勢なりを踏まえた形で、そのマニュアルなんかできちんと判断しているというふうに承知しております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） これぐらいの分析は分かってくださいよ。そうしないと吉田町がどうなるか、本当に心配になるんですよ。

○議長（大石 巖君） 山内議員、もう少し質問を明確にしてください。明確な質問をしてください。

8番、山内 均君。

○8番(山内 均君) 明確じゃないですか。これだけ人口減少が起きていて、そしてまだ、何でここまで、ここを、考え直すチャンスというのは持っていないんですかという話です。今でも持っていないかという話です。いいですか、そういう形で。分かりますよね。どなたでもいいですが、どうですか。

○議長(大石 巖君) 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長(山脇一浩君) 上下水道課でございます。

昨年度つくったこの下水道事業でつくりました汚水処理ビジョンと経営戦略、それが今の実情に合わせた方法だと整理しております。

以上です。

○議長(大石 巖君) 8番、山内 均君。

○8番(山内 均君) 経営戦略は別にしておいてくださいよ。あれはそういうあれじゃなくて、できたやつをこれからみんなで信号を渡ろうとしているだけの話ですから。みんなで行きましょうとなぐさめあっているだけです。だって、基本的には受益とバランス考えたときに、どんなことでもそうだけれども、我々事業をやっているらばその中で入ってきた金しか使えないんですよ、仕事として。でも、やはりそれはもうちょっと真剣に考えてほしいなと。そういう意味で毎回毎回質問しているわけです。その辺はどうなんですか。考えたくないですか。

○議長(大石 巖君) 再度申し上げますけれども、もう少し明確な質問をしていただけませんか。

○8番(山内 均君) 分からない。これだけ、税金をもう決めたことだからやりますよと言っているけれども、その見直しを何でしなかったんですか。正しいと思っているんですかということです。それを正しいと思っているなら、正しいと思っていると言ってくれればいいですよ。

○議長(大石 巖君) 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長(山脇一浩君) 上下水道課でございます。

昨年度策定した経営戦略については、当然ガイドラインにのっとってやっている中で財源と投資の収支バランスの均衡を図る、ギャップをなくすということで整理していますので、そこは整理できていると考えております。

以上です。

○議長(大石 巖君) 8番、山内 均君。

○8番(山内 均君) そうすると、今やっている経営戦略に関しては間違いなく正しいものだと思っているわけですね。

○議長(大石 巖君) 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長(山脇一浩君) 上下水道課です。

それにのっとってやるためにつくったものになります。

以上です。

○議長(大石 巖君) 8番、山内 均君。

○8番(山内 均君) 先ほどから言われている、そういう、あなた方がつくるためにいろんな法律を持って来る、そして、それがやっていくことが絶対正しいと思っている。それしか正しい、正義はないと思っているということですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課です。

この経営戦略で汚水処理ビジョンと経営戦略でつくったものの方針に基づいて今後 10 年やっていくものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8 番、山内 均君。

○8 番（山内 均君） だんだん声が大きくなってくるんだけど、例えば経営戦略でもう決めたからいいと言われたら、一番最初に言ったとおりです。経営戦略というのはできたものをどうやって流していくかという感じでしょ。そうだと思うんですけども、その辺はどうなんですか。経営戦略の話、ちょっと議論したくないです。やめましょう。議論すると結果的に認めることになるから。認めていませんので、議論はちょっとやめます。

その中で、私としてはやはり、富士見土地区画整理の検証をした結果を、やはり浜田に当てはめていただきたい、効率的に。その辺は当然、町のほうでも一番効率的なことを考えたときにはそういう比較というのはするわけでしょ。もう、先ほどからずっと出ているとおり決めたことだからもう、比較、そんなのしませんよという話ではないわけでしょ。その辺はどうなんですか。やはり聞いていただけるような話ですか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） なんか、こちらが勝手に決めて勝手にやっているような御質問なんで、そんなことはなくて、計画をつくって、それを今度は予算に反映する、我々予算案として提出して議会にお諮りして、議会の承認を得て事業を行っております。勝手に進めて、なんか勝手にやっているごときの見解はちょっと違うのではなかろうかと。我々はきちんと議事に予算案の手続をとって、承認をいただいて事業を進めております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8 番、山内 均君。

○8 番（山内 均君） だから、これに関して、これに関して私を含めた当局もそう、議会もそうなんです、みんな責任を取らないといかんのですよ、本当に思う。そこだけを本当は今日言いたくて、その自覚だけしてやっていただきたいというのが本音なんです。ぜひ、その辺は、ぜひ、お願いします。ぜひ、やるならやってください。そうしてやっていって、どうやら私の質問の中で、何でもまだそれしか考えないのかというのがあったのですが、非常に分かってきたような気がします。残念ながら聞く耳持たぬと。聞く耳を持たないということですよ。これ、ちょっと言っているのかな。私だから言っちゃいますよ、我々は受益と負担の民主主義の中でやってきたときに、まさに年貢ですよ、年貢を取られているような感じですよ。そんな感じがしてしょうがないです。そう思いませんか。そう思いません。

○議長（大石 巖君） もう少し具体的な質問をしていただけませんか。

○8 番（山内 均君） 分かるでしょ、年貢米と言えよ。

○議長（大石 巖君） 具体的に。

○8 番（山内 均君） 年貢米と言えよ分かるでしょ。江戸時代の話ですよ。そういう感覚を本当に私だけかもしれないけれども、持っていくと、やはりその先に危険な、危険なものとか、何もしませんけれども、そういうものを感覚として持っていたきたいという感覚です。そのためにずっと私は通してやってきたんです。通してきたたびに、もう決まったこ

とだからとずっと計画を出している。それで、最後に本当に言ったのは計画を出して、議会が承認をするわけですから、私も含めて議会も全部責任を取らなければならない、もし、何かあったら。もし、破綻しちゃうことがあったら。今までもそう、当局もそうでしょ。そういう心、気持ちを持って私はこの質問をしていますので、ぜひまた、その辺も酌んでいただいてやっていただきたいんです。

そういう意味でいうと、令和8年か、見直しというやつを本当にその決断をしていただきたい。町長には本当にお願いしたいです。そして、今私の中で常にやっていって、こちら側の立場でいくと、ぜひどこかでしっかり見直しをして、すぐ見直しをするなら今すぐ見直しをしてほしいと。そういうのが願いなんです。

だからここに、一番最初のところに書きました。東日本大震災による防災意識の変化、地盤沈下、地盤の隆起、浄化槽の排水技術の進化、下水道と浄化槽の設置の費用の補助金の違い、その違いに関しては最初、私、事実誤認があると言いましたけれども、事実誤認とは私は思っていないで、実はその都市計画税も含めて、やはり返済に充てられているということに関しては、やはり一つの、これもちょっと、実は下水道課にも話をしながらやったものだから、その辺でぜひ、分かっていたかと思えます。かしげなくてもいいけれども、やはりそういう意味で全部を言い尽くしているわけではないですけれども、やはりその町民の人たち、下水道に区画をしていない人たち、ただ、それを払うだけでは、やはりみんなかわいそうだと思いますので、ぜひ、その辺はしっかりと、やはり両方を含めたい方法を取っていただきたいし、最後に聞きますけれども、もし、変えるのだったら、令和8年にやるんだしたら今すぐというのはできないんですか。最後の質問にします。そういうことはできませんか。ちょっと待って、執行部に聞く。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） もう繰り返しの御答弁になりますけれども、我々議員は話したくないとおっしゃっておりますが、経営戦略というものを立てて、そういった中でこの下水道事業については8年度までということで計画を立ててやっております。まだ、立てたばかりでございます。したがって、今はこの計画にのっとって進めていくということでやっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） だったら、我々にも、北区にも早くやってください。全部やっちゃってください。それからですよ。そんな回答は。全部やってほしい。そうして……。

○議長（大石 巖君） 山内議員、何を全部やってほしいという質問なんですか。

○8番（山内 均君） なんだと思います。下水ですよ。

○議長（大石 巖君） 今の計画そうになっていませんけれども。今の計画はそうになっていませんよ。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今の計画、計画がなっていないからこういう問題が起きているのであって、それをやってくださいね、やりません、変えるようなら気持ちよくスパンとやりませんかという話をしたんです。だって、焼津市で、栃山川から西はやめたでしょ。副町長は知らないですね。そのときに、焼津市の見解で50年間で50億円浮きますよという話なんです。

よ。そうすると、今吉田町 53 億の赤字を持っているじゃないですか。53 年たったら赤字はゼロになりますよ。そういう計算なんです。それを焼津はやはり、こういう感じではなくて間違いなくどこかでそういう情報を得ながらやったんでしょうね。でも、その辺をやはり、柔軟にやっていただきたいと。本当にそういう意味でお願いをしておきます。

何か反論があればお願いをしますけれども、なければ終わります。ぜひ、言ってください。ぜひ、お願いします。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） ぜひにとということなので。

焼津市は焼津市のいろいろな事情があるでしょう。我々はその中でまさにそのもともとの計画面積を縮小したという計画の今度経営戦略、汚水処理ビジョンの中で立てたわけです。何も見直していないということではございません。きちんとそういった計画の見直しも行って事業を進めておると、そういうことでございます。

以上です。

○8番（山内 均君） 最終回答はそういうことだと思って、認識をして終わります。

○議長（大石 巖君） 以上で8番、山内 均君の一般質問が終わりました。

---

◇ 盛 純一郎 君

○議長（大石 巖君） 続きまして、3番、盛 純一郎君。

〔3番 盛 純一郎君登壇〕

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

半年ぶりですが、本定例会の一般質問者の最後として簡潔かつ要点を絞った質問を心がけたいと思います。

さて、私の質問は地域の学校教育、その変化を求められている部分についてであります。

2017年、4年前に作成されたTCPトリビンスプランにおいて、現代社会に見られる今日的な課題として、生徒の課題、知識基盤社会化の到来。グローバル化の進展、思考力、判断力、表現力や知識、技能を活用する能力の不足、自分への自信の欠如、将来への不安、体力や学習意欲の低下、学習習慣、基本的な生活習慣の未定着、特別な支援が必要な児童・生徒の増加などが挙げられております。また、教職員の課題としても社会の変化や保護者、地域の要望など学校が抱える課題の多様化、複雑化、教師の多忙化、多忙感の増大、長時間労働の常態化、授業に対する準備不足、子供と向き合う時間の減少などが挙げられております。こうした諸課題に学校や教育行政がその解消や緩和に日々取り組んでいらっしゃるのかと思います。

そうした中、近年文部科学省の主導の下、新たな教育環境の創出、整備が幾つも打ち出されております。本日はこのうちの二つを取り上げ、町の小・中教育における現状や展望などを質問を通じて認識の共有をし、可能ならば幾つかの提案のようなもの、投げかけなどもしていきたいと考えております。

質問に移ります。

一つ目、町内小・中学校の教科担任制の導入についてでございます。

近年小学校におきまして英語やプログラミング教育の必修化など教育の内容に大きな変化が生じています。加えて、小学校では昨年度から、中学校では本年度から学習指導要綱の改訂もありました。教科書のモデルチェンジなどもその一連になるかと思えます。文部科学省ではそうした展開の中、2022年度をめぐり、特に小学校高学年からの教科担任制を本格的に導入する必要があるとの指針が示されております。小・中一貫教育を標榜する当町においても児童の学力向上やスムーズな小・中学習の接続、中一ギャップの緩和、また、多面的な生徒指導体制の樹立や教員の働き方改革のため、小学校高学年において教科担任制への早急な移行が必要であると考えます。

そこで、以下の点について質問します。

1、小学校高学年教科担任制の移行について、既に一部の自治体において先行して取り組まれているようであるが、当町の実施の現状あるいは課題はどのようなものか。

2、小・中一貫教育として現在町が実施していることやその効果は何か。

3、町内の小・中学校が連携して相互の教諭派遣などの取組は可能であるのか。

4、いわゆる中一ギャップの解消への取組策は何か。

5、学校に適應できない不登校及び不登校傾向の生徒・児童に関する現状と教科担任制導入後改善の効果があるか。

一つ目の質問については以上でございます。

次に、二つ目の質問に移ります。

その前に、Society 5.0という言葉があります。内閣府の定義によれば、サイバー空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済社会と社会的課題を両立する人間中心の社会を日本が目指すということでありました。狩猟社会を1.0、農耕社会を2.0、産業革命以降の工業社会を3.0、そして大戦後から今日の情報化社会を4.0とする概念です。このSociety 5.0という時代が、もう今から来るといことです。技術革新が進み、社会そのもの、働き方やライフスタイル、大きく変化し、そして、今の生徒児童たちはこうした新しい社会概念の中でたくましく生きていくことが求められる。そのためには、旧来では社会に出てからでしか取得できない様々な知識や技能、技術をあらかじめ学校を中心に身につけておくべきであるという認識で学校の初等、中等教育にもそれが反映されたGIGAスクール構想が具現化に向かい大きくかじを切っているということであると認識しております。

質問事項としましては、1人1台パソコン環境の整備後の活用についてであります。国が進めるICTを活用した学習の推進、GIGAスクール構想はコロナ禍も影響して、その環境整備の加速度を増しました。当町においても各小・中学校への児童・生徒への端末の整備が整った状況であると同っておりますが、機器の配備が優先された事情もあり、それをどのように活用してどのような成果を求めるかという部分では課題があるのかなと感じております。

そこで、以下の点について質問いたします。

1、各端末を利用した学習について本年度や来年度、どこまでの活用を期待するのか。そうしたものの指針などは決めているのか。



ここで資料参照をお願いいたします。一部抜粋なのですが、文部科学省のGIGAスクール構想の実現へという資料の中の、分かりやすくイメージされているものを表裏2ページ添付いたしました。

なお、この資料は昨年11月30日の令和2年度吉田町総合教育会議の中でも配付、参照されたものと確認しております。

二つ目です。各小学校においてPCの利活用の状況や成果に大きな隔たりがあってはいけないと思うが、扱う教員のスキルアップのための研修や外部の民間業者を活用したサポート体制、現状あるいは今後どのようなものになるのか。

3番、デジタル教科書、この活用や移行をどのようにするのか。現状の導入の実態や今後導入するとしての課題はどのようなものか。

以上、答弁願います。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、山田泰巳君。

〔教育長 山田泰巳君登壇〕

○教育長（山田泰巳君） 町内小学校の教科担任制の導入についての御質問のうち、1点目の小学校高学年教科担任制の移行について。既に一部の自治体において先行して取り組まれているようであるが、当町の実施の現状や課題はについてお答えいたします。

教科担任制につきましては、令和3年1月26日の中央教育審議会答申、令和の日本型学校教育の構築を目指して、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現において、義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方として小学校高学年からの導入について示されたところでございます。

本答申におきましては、小学校高学年からの教科担任制の導入について大きく3点述べられています。1点目は、各教科等の系統性を踏まえ、義務教育9年間を見通した教育課程を支える指導体制を構築すること。2点目は、中学校以上のより抽象的で高度な学習を見通し、系統的な指導による中学校への円滑な接続を図ること。そして3点目は、教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導を可能とする教科担任制の導入により授業の質の向上を図り、児童一人一人の学習内容の理解度、定着度の向上と学びの高度化を図ることとでございます。

当町の現状についてですが、基本は学級担任制としながらも、従来から、例えば音楽、図工、家庭、体育といった技能教科においては高学年に限らず、教師の特性を生かして専科による指導を実施しておりますし、理科や英語、書写においても可能な範囲で教科担任制を実施してきたところでございます。本年度はさらに取組を拡大し、高学年の社会についても実施している学校があるという状況でございます。

課題といたしましては、対象とする教科の選定の困難性、時間割作成の困難性、教師の専門性の向上、学級担任による児童理解の機会の減少などが挙げられます。

まず、対象とする教科の選定の困難性につきましては、年間に指導する標準時数が教科ごとに示されているわけですが、答申に示された外国語は週2時間、理科は週3時間、算数は週5時間と教科により異なっています。したがって、単純に外国語と算数を教師が互いに交換して授業を行うというわけにはいかず、加えて校内組織を考えた場合には、学年の運

営構想と教科の専門性を共に満たす職員構成をすることの複雑さがあるため、算数のような週当たりの指導時数が多い教科の教科担任制は困難性が非常に高くなります。

次に、時間割作成の困難性についてですが、先ほど申し上げたとおり教科による週当たりの指導時数が異なるため、教員ごとの1週間における担当時数に差異が生じないように調整をすることの困難さがあります。対象教科を拡大するほどその困難性は高くなり、中央小学校の6年生のように1学年4学級という大きな規模となると、一人の教師が全学級の同一教科を指導することは時間割作成上大変困難な状況となります。

次に、教師の専門性の向上につきましては、小学校の場合、中学校のように専門教科の免許を有していることを前提とした採用や人事異動をしておりませんので、必ずしも教科担任制の運営に見合った教員配置ができるとは限らないという課題がございます。小・中学校の積極的な交流人事や小学校教員の専門性の向上を図る研修等の検討が必要だと考えております。

最後に、学級担任による児童理解の機会の減少についてですが、教科担任制にはどの学級でも同じ教師による授業が展開できたり、学級担任を含め複数の教師によって児童を多面的に見ることができたりするというメリットがある反面、学級担任として様々な場面における児童のよさや課題に触れる機会が減少し、児童との人間関係を生かした指導が行える学級担任制のよさを薄めてしまうという課題も生まれる可能性があります。

教育委員会といたしましてはこうした課題を踏まえ、学校規模に応じて必ずしも全学級を一人の教員が授業を行うのではなくても、複数の学級を一人の教員が担当することを含めた教科担任制の実施について学校とも協議しながら推進していきたいと考えております。

次に、2点目の、小・中一貫教育として現在町が実施していることやその効果はについてお答えいたします。

教育委員会では小学校と中学校が連携して児童・生徒の育成を図ることは大変有意義なことであると考え、平成30年に國學院大學の田村 学教授を座長とする小・中学校のつながりのある教育検討委員会を立ち上げ、小・中学校における学びの連続性を意識した教育の在り方について検討してまいりました。検討委員会では学びをつなぐ軸として、小学校3年生から中学校3年生まで実施する総合的な学習の時間を吉田探究という名称で位置づけ、自分たちが住む町を素材として探究的な学習を展開していくことを決め、各学校において取り組んでいるところでございます。また、探究的な学習を進めていく上で、収集した情報を比較したり、分類したり、構造化したりするための思考スキルを身につけるツールを探求基礎ハンドブックとして教育委員会で作成し、各学校において15分間のモジュールを活用して学ぶ時間を設けております。現在総合的な学習の時間を軸として小・中学校のつながりを意識した取組をしておりますが、今後は一中学校区で構成している町の特性を生かし、9年間でどのような資質、能力を育てていくのか、小学校間の横の連携とともに小・中学校間の縦の接続を考えたつながりのある教育の在り方について、さらなる検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、3点目の町内の小・中学校が連携をして相互の教諭派遣などの取組は可能であるのかについてお答えいたします。

教職員が所属する学校とは別の学校を兼務して従事することは、静岡県教育委員会が定める市町立小・中学校等教職員の兼務に関する身分取扱要綱の規定によれば、制度上は可能で

ございます。しかしながら、兼務による交流事業を実施するには幾つかの課題を解決する必要があります。例えば、中学校の教員が小学校に出向くためには、移動時間を考慮すると本校において最低2時間の連続した空き時間が必要になりますが、現状では一日の空き時間は1時間程度であり、連続して2時間の空き時間をつくることは困難な状況でございます。また、小学校と中学校では1単位時間が45分か50分かという違いがありますので、授業の開始、終了時間のタイミングが合わないと実施することができません。さらには、仮に週1回の訪問可能な時間ができたとしても、小学校には同じ学年に3学級程度ありますので、どの学級にも公平に授業を実施することは非常に困難になることが予想されます。施設一体型の小・中一貫校や施設が隣り合っている1小学校1中学校の場合は効果的に交流授業を実施することが可能ですが、当町の学校規模や立地等の状況の場合、小・中学校における交流授業の実施は課題が多いと捉えております。

次に、4点目の中一ギャップの解消への取組策はについてお答えいたします。

議員御指摘の中一ギャップとは、中学校に入学した1年生が小学校に比べて学習内容が高度化することや、学習環境及び生活環境が大きく変化することに戸惑いを感じることで理解しております。中一ギャップは学習意欲の低下や不登校状態に陥る要因の一つと考えられることから、その解消を図る必要がございます。

当町における中一ギャップの解消への取組策といたしましては、例年11月に実施している小学校6年生の中学校への一日体験入学において授業見学や授業体験を行い、学校の雰囲気や入学前に経験できる機会をつくっております。また、特別支援学級に在籍する児童につきましては、より手厚い支援が必要なことから一日体験入学に加え、7月に授業見学会を実施しております。

しかしながら、昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、一日体験入学を中止いたしました。また、本年度につきましてもコロナ終息の見通しが立たないことから、現在のところ一日体験入学の実施は見合わせることでしております。昨年度一日体験入学が実施できなかった現在の中学1年生につきましては、中学校入学後において中一ギャップを緩和するために教科、部活動、生徒会の各オリエンテーションを実施するなど、少しでも早く学校に慣れることができるよう手だてを講じております。また、これらの手だてに加え、児童が抱える様々な課題や効果的な支援方法の共有を目的とした小・中学校の教職員による連絡会の実施や、学校アンケートを通じた実態把握、スクールカウンセラーによるカウンセリング、学級担任や教育相談員による教育相談、スクールソーシャルワーカーを活用した支援会議等を行い、学校への不応を早期に発見し、丁寧に対応するための体制を整備しているところでございます。

次に、5点目の学校に適応できない不登校及び不登校傾向の生徒児童に関する現状と教科担任制の導入後の効果はについてお答えいたします。

令和2年度末における不登校児童・生徒数は、小学校で24人、中学校で29人でした。また、年間30日以上欠席という不登校の基準に達しないものの、15日以上欠席がある不登校傾向の児童・生徒数は小学校で14人、中学校で5人という状況でございました。今年度に入ってから5月末日時点での状況を申し上げますと、30日以上欠席のある不登校児童・生徒数は小学校で3人、中学校で9人となっております。また、15日以上欠席がある不登校傾向の児童・生徒数は小学校で6人、中学校で11人という状況でございます。教科担

任制と不登校の相関関係について示す資料はないため、効果の検証はできませんが、教科担任制が中一ギャップ解消の手だての一つと考えれば、学習面での不安を取り除く一助となって、不登校の児童・生徒数を抑制する効果が期待される場所ではあります。しかしながら、不登校に陥る要因は複雑かつ多様であり、児童・生徒一人一人異なるものであることから、教科担任制の導入をもって不登校が抑制されたり、解消したりすると言い切るのは難しいと考えております。

教育委員会といたしましては、不登校及び不登校傾向の児童・生徒に対する支援は、児童・生徒が自らの生き方を主体的に考え、社会的に自立することを目標に、児童・生徒の状況に合わせ、柔軟かつ粘り強い対応を取りながら、一方で学業の遅れや進路選択上の不利益を生じることのないよう配慮しながら支援してまいりたいと考えております。

続きまして、1人1台パソコン環境の整備後の活用についての御質問のうち、1点目の各端末を利用した学習について本年度や来年度、どこまでの活用を期待するのか、指針などは決めているのかについてお答えいたします。

教育委員会では当町における1人1台端末を利用した学習の指針について、本年2月に吉田町ICT活用計画を策定し、各小・中学校に配布して教職員と共有いたしました。本計画の内容につきましては、ICTを活用した授業の進め方や児童・生徒の健康への留意点、児童・生徒に身につけさせたい情報活用能力、教職員が身につけたいICT活用能力などを明記したものとなっております。この計画に基づいて1人1台端末を活用した学習を進めてまいります。本年度につきましては、まずは使うことに慣れることに主眼を置き、児童・生徒はもちろんですが、教職員も毎日端末を使用することによって、抵抗なく端末を使えるようになることを目標としております。

なお、教職員につきましては文部科学省が毎年実施している学校における教育の情報化の実態等に関する調査の中の項目である教員のICT活用指導力等の実態を活用し、昨年度の調査結果の中で肯定的な回答が低かった項目である児童・生徒に互いの意見、考え方、作品などを共有させたり比較・検討させたりするためにコンピューターや提示装置などを活用して児童・生徒の意見などを効果的に提示するという項目と、グループで話合って考えをまとめたり、共同してレポート、資料、作品などを制作したりするなどの学習の際にコンピューターやソフトウェアなどを効果的に活用させるという二つの項目の数値を上げることに重点を置いて、本年度は取り組んでまいりたいと考えております。

また、教育委員会では授業での児童・生徒の意見を端末を活用して共有したなど、教職員がICTを実際に活用した具体的な項目をチェックする調査を実施しており、本年度はその結果から教職員全員が基本的な操作が一通りできるようになり、授業への効果的な活用へとつながっていくことを目標に進めてまいります。児童・生徒につきましては、全ての基本となるタイピング練習に積極的に取り組み、15分のモジュールで行う探求基礎の時間を活用したタイピングを含む基本操作の習得、情報モラル学習、さらには臨時休校等に備えてのオンラインシステムを活用しての学習体験などを実施してまいります。

なお、学校と家庭の切れ目のない学びの実現に向けて、学習者用端末の持ち帰りを含めた家庭学習での活用についても、7月中には可能となるよう準備を進めているところでございます。

家庭学習での活用については、教職員及び保護者の皆様も不安が多いと考えておりますので、教職員への研修はもちろん、保護者の皆様の理解を深めていただくための体験会の実施について、本年3月に実施した親子体験会に引き続き7月に実施することを予定しております。

来年度につきましては、本年度の活用状況、目標達成状況を踏まえ、検討してまいります。が、使って慣れることから目標に応じて効果的に活用することに移行し、学力向上につながるよう授業での積極的な活用を推進してまいりたいと考えております。

次に、2点目の各小学校においてPCの利活用の状況や成果に大きな隔たりがあってはいけないと思うが、扱う教員のスキルアップのための研修や外部の民間業者等を活用したサポート体制はどのようなものかについてお答えいたします。

初めに、教員のスキルアップのための研修についてでございます。

教育委員会では、昨年度情報化推進に関するアドバイザーを信州大学教育学部の佐藤和紀助教に依頼し、ICTに係る教職員対象の研修を年間6回実施いたしました。佐藤助教につきましては、文部科学省のICT活用教育アドバイザーや、GIGAスクール構想に基づく1人1台端末の円滑な利活用に関する調査協力者会議の委員などを務められており、全国的に御活躍されております。

昨年度実施した研修の内容といたしましては、GIGAスクール構想の理念に関する講話をはじめ、プログラミング学習体験、導入される端末の使い方を体験するワークショップなどを行いました。本年度につきましても引き続き佐藤助教に情報化推進に関するアドバイザーを依頼し、本年7月及び9月に町内小・中学校の全ての教職員を対象としたオンライン研修会を実施する予定でございます。また、今月末からICTの活用に関する教職員の相談に応えることを目的としたICT自主研修会を新たに設け、佐藤助教の助言を受けることができる体制を整えていく予定でございます。

議員御指摘のとおり各学校において1人1台端末の利活用の状況や成果に大きな隔たりがあってはいいませんが、ICTの活用に苦手意識を持っている教職員が一定数いることは事実でございますので、その状況を理解した上で教育委員会としてできる支援を続けてまいります。

次に、外部の民間業者等を活用したサポート体制についてお答えいたします。

本年度教育委員会では2社の民間業者に委託してICT支援員を配置しております。この支援員の配置状況といたしましては、1社のICT支援員は各学校に週1日程度、もう1社のICT支援員は各学校に週2日程度、午前午後のどちらかの時間帯に配置しており、各小・中学校には原則として3日程度はICT支援員が配備されているサポート体制となっております。

教職員のICT支援員の活用状況といたしましては、本年4月は指導者用デジタル教科書のインストールや授業支援機能を使うための準備依頼が多くを占めておりましたが、5月に入り、主にICT活用に苦手意識のある教職員からの授業支援の依頼が増えてまいりました。先ほど1点目で申し上げました教職員がICTを実際に活用した具体的な項目をチェックする調査を実施しておりますので、ICTの活用状況を定期的にチェックし、特に苦手な教職員に対して効果的なサポートを行うことにより、各学校における1人1台端末の利活用

に大きな隔たりが生まれないう、ICT支援員を最大限に活用し、教職員に対して適切なサポートを行ってまいりたいと考えております。

最後に、3点目のデジタル教科書の活用や移行をどうするのか。現状の導入の実態や課題はについてお答えいたします。

本年度につきましては、小・中学校ともに主要5教科の指導者用デジタル教科書の導入を既に行っております。指導者用のデジタル教科書には教職員が使用するためのものですので、教職員の公務用パソコンにインストールして活用しております。指導者用デジタル教科書には動画や音声機能等がついておりますので、大型モニターに投影しながら効果的な活用を行っております。

児童・生徒が使用できる学習者用デジタル教科書につきましては、今年度文部科学省の実証授業として住吉小学校の五、六年生の英語についてのみデジタル教科書が無償で導入されております。先月一人一人の学習者用デジタル教科書用のアカウントが発効されましたので、これから活用していく予定でございます。学習者用デジタル教科書につきましては、教科書活用の在り方を検討した文部科学省の有識者会議において、令和6年度からの本格導入を目指すとした中で紙とデジタルの併用が強調された報告書が出されております。現在のところ紙の教科書につきましては無償給与となっておりますが、学習者用デジタル教科書につきましては有償になるとの情報がありますことから、学習者用デジタル教科書への移行につきましては、今後の国の動向を注視しながら判断してまいりたいと考えております。

○議長（大石 巖君） 再質問はありませんか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

答弁いただきました。分厚い内容で、例示も含めて13ページに及ぶ答弁書、なかなか瞬間で判断するのはちょっと厳しいところもありますが、残された時間の中で幾つか再質問してみたいと思います。

教科担任制の現況と課題については、答弁の中で伺いました。教育長、今の現状、説明をいただきましたが、教育長が感じていらっしゃる現状においてこれはできていないとか、これはやるべきだとか、そういう必要性を感じる教科というのは何かあるのでしょうか。それに関してはどういう形でやっていくのが望ましいとお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 先ほど答弁をいたしました技能教科というのは、昔からかなりいろいろなところで進められている現状があります。今回新たに国のほうでは外国語、理科、算数が示されましたが、外国語と理科についても専門性の高い教員が対応することによってとても充実した授業が図れるだろうというふうに思って、当町においても進行しているところがございます。算数についてなんです、私自身も算数というのは個別のつまずき等が割とはっきりして差が出てきやすい、つまずきやすい教科ではありますので、算数が導入されるということについては条件が整ったら大変力を入れていきたい教科だなどというふうには思いますが、先ほど言ったように週5時間という時間がありますので、それを全ての学級が同じ教科担任でやるというのは非常に困難かなというふうには思っています。

ですので、例えば3クラスあったら2クラスは同じ教員が見るけれども、1クラスは担任が見るとか、もしくはほかのその専門の数学の得意な先生が見るとかというようなことは、

時間割の作成を考えていけば可能にはなるかなというふうには思っています。ただ、全体の中でバランスを取りながら時間割を組んでいくというのは難しさがありますので、これは校長が学校運営上可能であればというようなところで検討していく内容になるかなというふうに思っています。現状はそんなふうを考えています。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） お話、理解できました。

ちょっとこれ、私のミステイクかもしれません。この聞き方ですと現況と課題というところでいい部分がなかなか、こういう部分が劇的とは言わなくても改善効果が期待できる、町においてです、そういうところで教育長がお考えになっていらっしゃる、教科担任制をもう少し進めることによって町内の、特に小学校高学年において、ここはかなりよくなるぞというようなところがあればお聞かせいただきたいです。

○議長（大石 巖君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 教科担任制のメリットは、教師が専門性を持っていれば当然、どの学級にも満遍なくその専門性を生かした授業ができていくということで、学びは深まっていくというメリットがあると思います。それから、教師側にとってみても、今は担任が全ての教科について教材研究をしたりする時間というのが必要になってくるわけなんですけれども、授業が同じ授業で何クラスかを持つというような形になれば、教科に絞って教材研究をすることができます。そうした意味では教員の働き方改革にもつながっていくというようなところでのメリットはあるというふうに思っています。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） そうですね、俗に今、教師のその働き方、ブラックだなんて言われております。それはとりもなおさず様々なものが全部、その担任を含めた教師に乗っかってくるというところで、それが緩和されることで教師の成り手不足の解消みたいなものにもつながっていくのかなと、ぜひ、お進めいただきたいと思います。

では、次の内容です。

小・中一貫教育について、町のその立地の条件ですとかいろいろ諸問題、よくあることはよく存じております。取組として町ができることの中で、また進めていただければいいと思うのですが、昨年の吉田町総合教育会議、11月30日に実施された会議録、これ、つぶさに読みました。この中で教育長、町長の発言内容ですとか、会議の内容などもよく理解しておるので、そこの部分に関しては一定の理解をしているという前提でなんです。昨年町の総合教育会議において、小・中一貫教育と密接に関係するコミュニティ・スクール、学校運営協議会制度というものの導入について言及がございました。令和3年度のロードマップとして、導入に向けて各校で試行、そして来年度町内4校の小・中学校をコミュニティ・スクール化というロードマップが作表で示されております。本年度の進捗はどのようなものでしょうか。また、それを支えるCSディレクターや学校応援団、こうしたものの組織づくりや人選というのは進んでいるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

コミュニティ・スクールについてということで、本年度は教育委員会としましては、学校運営協議会の設置に向けて校長研修会等で2回協議を実施しております。現在のところ、こ

の学校運営協議会を設置するための規則案等を作成しておりまして、各校におきましては学校評議会とか健全育成会、そういった機会を活用しまして学校運営協議会の制度が始まることを広報している状況でございます。また、吉田中学校では吉田探求の充実に向けての手だてにつきまして話合うなど、学校の運営に関わる話合いは一度行っております。それから、学校運営協議会とCSディレクターの人選については、各校で進めていただいている状況でございます。ただいまのところ候補者の方に各校で声をかけていただいて、学校においては既に承諾を得ているという学校もあるということ聞いております。全体的な学校運営協議会の委員選定については、具体的にこれから始めるというような状況になっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

このコミュニティ・スクールのことに関しては、ちょっと私もすみません、会議の資料を見て、もうちょっと話を、よく理解しないとなかなか発言も難しいと思いますので、ここでは一応触れさせていただきだけにします。

三つ目です。中一ギャップ解消のための答弁の中ではなかなかいろいろ、その教師の相互派遣とかは現実問題としてやってみたいニュアンスがありますけれども、難しいんだよというような内容だと受け止めております。ただ、これは吉田の学校ではないのですが、中学の1年生とか2年生の生徒が、なんか小学校の先生がたまたま研修かなんかなんですけれども、中学校を訪れて、懐かしかった、うれしかったみたいな話があつて、ああ、それはなかなかよかったなんていうようなところをちょっとエピソードがあったものですから、例えばそのいろんな研修とかイベント、要するに授業派遣じゃなくても何かの交流で小学校と中学校の先生同士あるいは生徒同士の交流を密にするような取組というのは、今このコロナ禍においては厳しいかと思うのですが、将来的にです、そうしたものがギャップの解消につながればという思いがあるのですが、教育長が考える、例えば小と中で吉田のこの立地条件とか場所だとこんなことはできるんじゃないかというようなアイデアって今、ございますか。

○議長（大石 巖君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 確かに今、コロナ禍という中でいろんなものがなかなかできない状況ではあるのですが、今後考えられるであろうというふうに思っているのは、GIGAスクール構想の中で1人1台端末というような状況になりましたので、その端末をどう活用していくかというようなことを考えて行けば、その小・中の子供同士の交流もできるかもしれませんし、直接対面をしなくてもそうした端末を活用しての中学校の生活の状況を小学校に情報提供したりですとか、そうしたことは工夫をしていけばできるようになるのではないかなというふうには思っています。実現するためにどういう課題があるかというのも整理をしなければいけないかなというふうに思っていますが、今、頭にひらめくのはそういうような状況です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

そうですね、私も今話をしながら、ああ、ICTを使えば小・中学校、別にコロナ禍でも何か交流ができたり、レクリエーション的なつながりですとかそういうこともできるのかな



と思ったので、これは学習の本筋とは外れてしまうところかもしれないですが、そういう学校の円滑な接続という部分で寄与すると思うので、また御検討いただきたいと思います。

次です、五つ目の質問です。昨年の同時期に私、聞いた記憶があつて、そのときにも御答弁をいただいた記憶があるのですが、不登校の実態とかがもしかしてコロナ禍で増えているのではないかというようなところなんです、ここの御答弁によると正確には同年の同月データとか、あるいはコロナ前の一昨年はどうだったかとか、そこら辺も踏まえた上での判断もあるかと思うのですが、2月の時点からは当然学級が変わっていますので、かなり人数は減っているなというのを答弁で分かります。ということは、今の認識としてはそこまで、コロナ禍が影響しての在宅の多い結果の学校に行きたくなくなったみたいな不登校はあまりないというお考えでよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

小・中学校の不登校の状況ということでございますが、先ほど教育長の答弁におきましては令和2年度末と今年の5月末時点ということでお話をさせていただきました。

経緯です、過去5年ぐらゐの数を御報告いたしますと、平成27年度の時点で合計19人、28年度19人、29年度22人、30年度24人、元年度は56人とちょっと増えているのですが、こういった状況です。

そういった中で、コロナ禍における不登校があるのかというところなんです、不登校児童の不登校の要因というところの調査の中では、基本的にはこういった不登校の子たちは無気力とか不安に係る本人に関わる状況としての登校、不登校というような状況で、実際その中で、じゃ、コロナがあつたかというところでいきますと、昨年度の調査の中ではお一人がコロナが怖いということで、そういった意見が出たのですが、それが全ての要因ではなくて、ほかもあつてコロナもあつてということが一人あつたという状況は承知しているのですが、基本的にはそういった今申し上げましたとおり、無気力とか不安というところ、それから中学校であれば友人関係でちょっとトラブルがあつて不登校だよというようなところの要因があるというふうに出ておりますので、コロナについてというところはあまり表には出ていないというような状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 了解しました。

ただ、元年度のその五十何人という数は、やはり何かすさまじいといいますか、ちょっと、不安を感じるころではあります、昨年同時期にやはりその、今のその不登校の生徒さん、不登校あるいは不登校傾向です、これは定義が難しいです。完全に学校に来ないケースとお休みが、欠席が何日以上、またよしんば来たとしてもクラスに入れたいといいますか、教室の中には入れず、保健室や特別のお部屋での勉強みたいないろんなケースがあると思うのですが、私の中でのその、不登校ではないですが、要するにある程度、これはちょっと学校もちゃんとできていないなというのは、やはりその教室の中で授業が受けられていないという生徒さんたち、児童さんたちを想定して話をしますが、学校のこれ、ICT化推進とも関わりのある項目で、昨年度も同じような内容の質問をしました。

こうした生徒たちの教育の機会を保障して上げるためにこのICTを活用してあげるとい  
うのは非常に効果的だと思っています。どうしても学校に登校ができない、あるいは適応教  
室にも通えないといった生徒児童、これ、例えば民間業者との共同でオンラインによる学習  
カリキュラム、これ、有償といいますかビジネスでやっていると思うのですが、それ、自治  
体と、自治体というか学校と提携してそれをやってくれば、学校、何とか事情があつて来  
れなくても出席扱いにするよという仕組みが導入されたり、検討されている小・中学校もあ  
ると聞いています。

教育長、昨年の答弁でまずは何とか学校に来てもらうための環境づくり、そういうアシス  
トが第一義だという答弁、そこは私も同感なのですが、どうしても無理な場合こうしたもの  
の仕組みというのも今後、多様化する生徒事情の中では考えていかなければいけないと思  
うのですが、その辺りに関しての教育長のお考え、いかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 文科省のほうでもそのICTを活用した取組、民間の施設につい  
てもガイドライン等も出しながら出席扱いというような形ができるかどうかというところにつ  
いては一つの線を出していますので、その民間業者との連携が学校がきちんと取れていて、  
子供にとってそれがプラスであれば、そうしたことも出席扱いの一つというような形での対  
応というのは、制度上は可能になってくるというふうに思っています。いきなりそこをとい  
うよりは、先ほども申し上げましたけれども、基本的には対面できるのが一番いいなとい  
うふうに思いますので、そうした話をしていく中で家庭との話の中でどうしてもというような  
ケースについては、策の一つであるだろうなというふうには思っています。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

その認識がいただければ、今後また様々な症状が出てきたときにそういう道もあるよ  
ということを示してあげることが、その生徒の学びの保障には一つ寄与しているのかなと思  
います。

残り時間の関係で、二つ目の内容にいきたいと思います。

ICT、学校のICT、GIGAスクールです、この活用の仕方によっては学習の幅が一  
気に広がる可能性がある。答弁の中では本年度は慣れの、慣れるための期間と。来年度か  
らはその上で様々なことを少しずつトライしていくと受け止めております。

3日前のニュースで、実際に町内の小学5年生280人が富士宮朝霧の宿泊体験を基にパソ  
コンで新聞記事を作るというものがあって、これ、教育委員会さん、大きく関わっていら  
っしゃると思います。こうした取組って面白いと思うんですけども、今年度ほかに考えてい  
らっしゃらないですか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

先ほど議員おっしゃった内容につきましては、住吉小学校で先日朝霧に行った内容につ  
いて町内の小学校5年生に全員に対してパソコン、今回1人1台タブレットがつけましたの  
で、そのパソコンを使って新聞社とテレビ放送局の方の協力をいただいて記事を作ったとい  
うものでございます。こちらにつきましては、実は自彊小学校と中央小学校につきま  
しても、今年度5年生を対象にやる予定でおります。この間の授業についてもテレビ等で放送さ

れて御存じの方もいらっしゃると思うのですが、非常に子供たち、楽しく新聞作りをやっていたということで、タイピングの練習も既にいろいろもう、かなりいいところまで、いいところとか、上達が目まぐるしい状況で、タイピングのところの心配というよりは本当に記事の内容について詳細に考えるというところの、そういったもう、次の段階に入っているような状況がうかがえましたので、非常にこういった取組を今後も続けていければいいかなと思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） そうですね、先ほどあった今年できていないという小学校6年生の体験入学ですか、あるいはその中学生の職業体験、これをオンラインでやるとか、地場産業に興味、関心を持ってもらうために地元の人の話をオンラインで聞くとか、バーチャルによる博物館、美術館訪問、学年ごとに特別な一斉授業をやってみるとか、中学校でも学年統一で同じ授業を一斉配信してみるとか様々な試みができると思います。これ、文科省も推奨といいますか、こんなことできるよと言っておりますので期待しております。

もう一つ伺いたいことがございます。ICT支援員さんについてです。これも会議資料からなんですが、昨年度の利用、利用といいますかICT支援員さんの派遣の仕方、これはパソコン配備が整っていない現状もございましたが、これだけの機器が整いました。昨年の委託内容では毎月支援員が来られるわけではなく、各校1か月3回程度しか来られない状況であると。今年度からは毎日どこかにICT支援員がいるような形で行いたいという発言が会議録にございました。また、国のほうは4校に1人を目安にICT支援員を置いてくださいということがありましたが、これも最大公約数的な話で、地域事情とかを無視した形の目安になりますね。私なんですが、これだけ整備が整って今後いろんなことをやりたいといった場合、最初の段階ではです、最初の段階では1校に1人常駐するぐらいの予算措置あるいはその支援員の配置が必要だと思うのですが、教育長、その辺お考えいかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 実際に昨年度に比べてすると、答弁でもお話ししましたけれども、本年度は二人、町のほうで雇用していて、一人については一日その学校についている。もう一人については半日ずつ2日間来てもらえるというような形で週3日程度入っています。週3日の活用については、今のところ学校のほうも今度いつ来るというのがもう、明確に分かりますので、自分が聞きたいことというのを整理しながらそのICT支援員とやり取りをしているというようなことで、効果的に活用ができていくというような形になります。

現状でいきますと、導入をした当初ですので、あれはどうなっている、これはどうやってやればいいのかというようなことの質問というのが、今かなり入っているような状況ではございますけれども、今後それが、ある程度のペースになっていけば、今の人数でも十分な対応ができるのかなというふうに思っています。今年1年この本年度の体制の中でやってみて、学校の需要とどういうふうになっていくかというのは、これは見ながら、また今後、その人数についても予算との絡みがありますけれども、増やしていけるのかどうなのか、もしくは今の状況で大丈夫なのか、そこはちょっと見ていきたいなというふうに思っています。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

そうですね。ICT支援員さんに求められている職務内容なども会議の中で御説明いただいております。授業展開のアドバイスですとか、実際のその公務の中でのパソコンの部分をサポートするところ、それから故障時の対応ですとかそういうトラブルシューティングみたいなものです。そんなことで、やはりこれからその頻度はますます上がってくると思っておりますので、これは要望といいますか、配備をされたほうか結果、そのICTのその利用した学校の授業が進んでいくのではないかと考えております。

ICTの活用は、先ほどの不登校もそうなんですけれども、病気療養ですとか、例えば目の不自由な方とか外国人家庭の子供たちへ日本語教育に対応とか、本当に様々なことができるので、私どもが小学校や中学校で学んだシーンと、もう今の状況というのは大きく変わっているという認識がないと、僕らってどうしても全員小・中学校は卒業しているので、その経験則で何か教育論みたいなものを言いがちなんですが、もう、今それがかなり自分の反省といいますか、反省点といいますかちょっと認識としてもう、通用しない、ほとんどのものが通用しない、学ぶことが大分変わってくるものも多いという認識でおります。

それで、では最後の質問にします。

今年度から先ほど資料を見ると7月くらい以降で家庭へのパソコン、タブレットです、持ち帰りなどを実施していくというような内容がありました。実際に今、試験的に家庭の動作環境確認のために持ち帰りなども行っているというのをある生徒さんから聞いております。

昨年度の会議資料によれば、その時点、昨年11月末の時点でも実に99%の家庭がWi-Fi及び高速LTEなどのネット環境がもう整っていると。残りの1%の方、それは環境がない家庭です。その補助なんかはまた別途考えていかななくてはいけないところだと思うのですが、持ち帰らせた場合の貸与物であるタブレット、これ、個人の利用でどこまでOKなのか、許されるのか。もう少し具体的に言います。学習で使うのは当然としましても、例えば学習以外の調べ物をしてもいいのか。動画やSNS、やっぴいのか。あるいは親の目が離れた場合のフィルタリングですとか、セーフティーサーチの問題、どうなのか。そして、直前に、名古屋市でちょっと問題になっている学習ロボの閲覧が承認を取っていなかったといひますか、それがもしかしたら個人情報保護法に抵触するのではないかということで、名古屋市は今、配備していたパソコンを全部一旦停止にしちゃっているらしいんです。そういうことが今後起こるとつらいので、例えばそれは、もしかしたら親御さんに使用許可とかを取っておいたほうがいいのではないかと、すみません、この今いろいろ申し上げた家庭で使うことへの懸念に対する御回答を最後、いただきたいと思ひます。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、桑田真男君。

○学校教育課長（桑田真男君） 学校教育課でございます。

ただいまの御質問ですけれども、それこそ先週末から今週末にかけて、ちょうど小・中学生、各学校持ち帰りを始めました。持ち帰りの、取りあえず持ち帰って、ネットワーク環境がちゃんとつながるかどうかと、そういったような調整をさせていただいております。

その前に、各学校の保護者につきましては学習者用端末利用の確認書というものを保護者名と児童・生徒に自署をしてもらって、端末、パソコンを使うルールについて保護者、子供共に確認をしてもらうための確認書を記載して、もう提出をさせていただいております。その中に書いてある項目で端末利用条件がありまして、安全性やネットワーク上のルール、モラルについてということで、インターネットで不適切なサイトの閲覧や投稿を行ひません。端

末でどのホームページを見たかは自分の端末上で消しても教育委員会で分かるように設定されていることを理解して使用しますということで、基本的には著作権の問題です、それから人権侵害、個人情報保護の問題、端末の基本的な使用についてということで、こういった内容について確認書を提出していただいております。ですので、当然教育委員会としましてはあくまでもこの端末というのは学習に使用することを学校、家庭で確認してもらっているというものになるものですから、さらに情報モラル教育もやっております。先週の10日に吉田中学校はLINEのモラル研修もやっております。教職員も児童・生徒もモラル研修をやっておりますので、そういったものは確認書においてもしっかり守られているというものとしてこちらは捉えておりますので、問題ないということで考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 60分の時間を終わりました。

以上で、3番、盛 純一郎君の一般質問が終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時58分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。  
本日は、定例会 15 日目でございます。  
本日は、1 番、福世義己君から欠席の届出があります。  
ただいまの出席議員数は 12 名であります。  
これから本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
- 

◎議案第 39 号～議案第 41 号の一括上程、説明

- 議長（大石 巖君） 町長から、第 39 号議案 令和 3 年度吉田町一般会計補正予算（第 4 号）について、第 40 号議案 令和 3 年度防潮堤側道整備工事請負契約の締結について及び第 41 号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての 3 件の追加議案が提出されました。会議規則第 35 条の規定により、日程第 1、第 39 号議案から日程第 3、第 41 号議案までの 3 議案を一括議題とします。  
町長から提案理由の説明を求めます。  
町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

- 町長（田村典彦君） 令和 3 年第 2 回吉田町議会定例会に追加上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。  
今回、追加上程いたします議案は、補正予算について 1 件、契約の締結について 1 件、人事案件 1 件の合計 3 件でございます。  
それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。  
第 39 号議案は、令和 3 年度吉田町一般会計補正予算（第 4 号）についてでございます。  
本議案は、令和 3 年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,920 万 6,000 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 113 億 1,647 万 1,000 円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。  
第 40 号議案は、令和 3 年度防潮堤側道整備工事請負契約の締結についてでございます。  
本議案は、防潮堤における側道整備工事につきまして、一般競争入札により、契約金額 8,679 万円で、たむら建設株式会社代表取締役田村久枝と請負契約を締結することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第 41 号議案は、吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現委員であります村松晴雄委員が本年 6 月 30 日をもって任期満了となりますことから、引き続き、吉田町川尻 1546 番地、村松晴雄氏を吉田町固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて御同意をお願いするものでございます。

以上が追加上程いたします 3 議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

初めに、総務課長、お願いします。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

今回、追加上程いたしました 1 議案につきまして御説明申し上げます。

第 41 号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

追加議案書の 4 ページ及び参考資料ナンバー 4 を御覧ください。

本議案は、現在、吉田町固定資産評価審査委員会の委員であります村松晴雄氏が本年 6 月 30 日をもって任期満了になりますことから、引き続き村松氏を吉田町固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づきまして、議会の御同意をお願いするものでございます。

村松氏の住所は、吉田町川尻 1546 番地、氏名は村松晴雄、生年月日は昭和 17 年 1 月 25 日で、現在 79 歳でございます。委員の任期は、本年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの 3 年間でございます。

村松氏は、固定資産評価審査委員会の委員として、平成 12 年 7 月 1 日から、7 期 21 年在職していただいております。他に代え難い経験と知識を有している方でございます。

また、村松氏の選任に当たりましては、地元川尻区からも御推薦をいただいております。

以上が、第 41 号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての御説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 次に、財政管理課長、お願いします。

財政管理課長、八木邦広君。

〔財政管理課長 八木邦広君登壇〕

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

財政管理課からは、第 39 号議案 令和 3 年度吉田町一般会計補正予算（第 4 号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、令和 3 年度吉田町一般会計補正予算（第 4 号）の 1 ページを御覧ください。

まず、第 1 条でございます。

歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ 2,920 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 113 億 1,647 万 1,000 円とするものでございます。また、第 2 項にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

以上が今回の補正予算（第 4 号）の内容でございますが、今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世代に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金が給付されることとなり、このほど、ひとり親世帯以外に低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業に関しまして、国の内示を受けましたことから、同給付金事業に係る予算を計上するものでございます。

それでは、引き続きその詳細を別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和 3 年度吉田町一般会計補正予算（第 4 号）に関する説明書の 3 ページを御覧ください。

まず、初めに、歳入から御説明いたします。

14 款国庫支出金につきましては、2,920 万 6,000 円の増額でございます。これは、2 項 9 目子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金におきまして、給付金と事務費を合わせた 2,920 万 6,000 円を計上するものでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

4 ページを御覧ください。

3 款民生費につきましては、2,920 万 6,000 円の増額でございます。これは、2 項 1 目児童福祉総務費におきまして、18 歳または 20 歳未満の子を養育するひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対し、対象児童 1 人当たり 5 万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金にかかる経費として、計 2,920 万 6,000 円を計上するものでございます。

なお、本事業にかかる経費につきましては、全額、国からの補助金を財源にするものでございます。

以上が、第 39 号議案 令和 3 年度吉田町一般会計補正予算（第 4 号）についての内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 続きまして、建設課長、お願いします。

建設課長、田邊 誠君。

〔建設課長 田邊 誠君登壇〕

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

建設課からは、追加上程いたします第 40 号議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の 2 ページ、3 ページを御覧ください。

本案は、地方自治法第 234 条の規定に基づき、一般競争入札に付した令和 3 年度防潮堤側道整備工事請負契約の締結につきまして、契約の金額を 8,679 万円、契約の相手方を、静岡県榛原郡吉田町住吉 1964 番地の 1、たむら建設株式会社代表取締役田村久枝とする請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、参考資料ナンバー 3 を御覧ください。



1ページにつきましては、入札結果表でございます。

令和3年6月4日午後1時30分から、吉田町役場2階町民ホールにおきまして、3社による制限付一般競争入札が執行されました。この入札の結果、たむら建設株式会社が7,890万円で落札し、6月8日、落札額に消費税及び地方消費税相当額である10%を加えた金額の8,679万円で仮契約を締結しております。

続いて、参考資料の2ページ、工事等概要書を御覧ください。

工事名は、令和3年度防潮堤側道整備工事です。工事箇所は、吉田町川尻地内でございます。

次に、工事内容につきまして御説明申し上げます。

参考資料の3ページ、4ページの図面も併せて御覧ください。

今回の工事は、川尻工区における防潮堤の陸側に幅員6メートルの道路を新たに築造するものでございます。施工の範囲は、参考資料の3ページの平面図におきまして赤色でお示しするとおり、東臨港橋から第2号橋梁のさらに東側の防潮堤坂路までで、施工延長は1,040メートルでございます。

標準的な横断構造は、参考資料4ページの標準横断面図におきまして赤色でお示しするとおり、路床盛土施工後、道路両側にU型側溝を設置し、その間をアスファルト舗装として、下層路盤、上層路盤、表層を順に施工するものでございます。道路外側につきましては、背後盛土あるいは現地盤への擦りつけを行います。

なお、本工事の工期につきましては、令和3年6月18日から令和4年2月21日までと設定しております。

第40号議案につきましての説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（大石 巖君） 以上で説明が終わりました。

ただいま説明のありました、日程第1、第39号議案 令和3年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についての議案審議につきましては、この後、暫時休憩を取りまして、休憩中に全員協議会を開催し、議案の内容確認を行い、本会議再開後、質疑を行います。

なお、討論及び表決につきましては、本定例会最終日、17日の本会議で行いますので、よろしく願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開催いたしますので、議員及び当局の皆さんは第2会議室にお集まりください。

再開は全員協議会終了後といたします。

休憩 午前 9時15分

再開 午前10時03分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に続き、会議を再開します。

ただいまの出席議員は12名であります。

◎議案第39号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第1、第39号議案 令和3年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから第39号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。

引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

民生費、説明書4ページの子育て世帯生活支援特別給付金事業費についてお尋ねします。

この給付金ですね、子育て世帯支援のための新たな給付金。ひとり親世帯の給付金を受け取った方を除く18歳未満の児童を養育する父母、また、住民税均等割が非課税世帯の方対象ということで、支給額が、1人5万円で割ると、537人のお子さん及びその世帯が対象という形になっています。

給付金なので、例えば、この支給を今か今かと待っているような家庭、あると思うんですが、この議案通過の折の、導入といいますかその給付のスケジュール、これ、厚生労働省では可及的速やかにという表現がありましたが、町としてはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

本支給のスケジュールについて御答弁させていただきたいと思います。

まず、申請不要で、町から支給するスケジュールにつきましては、議決をいただいた後、7月上旬をめどに、チラシですね、それと、今回、受給の拒否をされる方も、お手紙を入れて返信をしてくるスケジュールも取らなきゃいけないので、7月上旬ぐらいにはチラシと受給拒否の申請書を発送したいと考えております。受給拒否の届出の期間は2週間ぐらいを取りなさいという指示も来ておりますので、7月の下旬後ぐらいをめどにお金を支給できたらというふうにスケジュール的には考えております。

それから、もう一個は、今度は、本人が手挙げする申請者の場合もスケジュールとして考えていかなければいけないんですけども、それはちょっと時間をずらしまして、7月中旬から申請の受付を開始しまして、1か月程度、今度は、非課税世帯に該当するかどうかとい

うような確認も、町の職員がやる事務も発生していますので、その時間を1か月ぐらいただきまして、8月中旬ぐらいを、支給を開始というふうにめどとして考えております。あくまでもスケジュールの予定ということで答弁させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） スケジュールに関しては理解いたしました。

懸念でございます。この支給要件の中で、令和3年1月以降の収入が急変し、その結果、昨年度はそれなりに収入があつて住民税も均等割払っていたんだけど、今年入つてから急に業績悪化、あるいは会社辞めてしまったとかでその非課税相当に該当している家庭というのは、もちろんアンテナ高いところは町にもう相談かけていたりするんでしょうけれども、日々の生活で大変で、もう、要はこういうことが行われること自体、手挙げ申請なのに分からないというケースが恐らく数件、出てきてはいけないなと思っているんですが、そこに関してはちょっと、どのような形で、セーフティーネットといいますか、もちろん広報を含めた部分がどのような形で考えておられるか、御答弁をいただけますか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

議員御心配をしており、私たちもこれからどのように周知をしていくかということは課題として持っております。まずは、一般的に「広報よしだ」に掲載するだとか、ホームページに掲載するだとか、よしポケに掲載するだとかというようなところから始めたいと思えます。

こういった給付は、もう既に過去何回も行われているものですので、ある程度、情報としては周知できている内容だとは捉えておりますけれども、そこはやってみて、ちょっと手挙げされる方が少ないというようなことになれば、またちょっと違う方法を考えたりしたいなというふうに思っております。

期間としては、今年度末ですね、R4年の3月までお金を支給できるスケジュールを持っておりますので、ちょっと、その辺のスケジュール見ながら検討していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） ほかに。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 先ほど、システムの相手方、要するにこの143万円が、その妥当性についてちょっとお伺いしますけれども。

SBSが、相手1社、ほとんど行っていますよね。その中で一番困るのは、彼らの言いなりになっていることが一番困るんです。それと同時に、これだけでなく大きなものはみんなそうですよ。そのときにその競争の原理がないということになるとね。例えば、その、他自治体のそういう参考事例であるとか、そういう全体的な、多分出てくると、事例としては出ていると思うんですけども、そういうものをやっぱり参照にして、その中で、妥当性、妥当であるかというのを探していくわけですか。

例えば、その、テレビでやっていたクラウド制度の、それもあつたんですよね。そうしていくと、恐らくこのシステムも競争の原理を働かせることができるんじゃないかと思えますけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

本支給の、先ほども御説明させていただきましたけれども、国の仕様というものは決められております。吉田町だけが特別な受給者のために支給をしているわけではなく、どこの自治体も同じようなルールの下で本支給は行われているわけですので、国のほうで、仕様書、こういった方を抽出してくださいというようなものはルールとして持っております。ですので、決して吉田町だけが変わったものを行っているとは、私たちは思っておりません。

ただ、うちのほうは、町としてＳＢＳ情報システムというところに契約をさせていただいているんですけれども、そこがほかの市町と比べて高いか安いかというような比較は今、私たちはしておりませんが、私たちがこの事業をやるにつけては、もうＳＢＳにお願いするしかないというふうに思っておりますので、出てきた見積りは、県または国のところに内示をいただくにつけて審査もされております。決してその審査が通らなかったわけではございませんので、内示として金額をいただいておりますので、国の仕様のとおり、金額がはじいていると。それに基づいて内示を受けて、本事業を執行するというように捉えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） ８番、山内 均君。

○８番（山内 均君） 山内です。

聞いているのは、それが妥当であるか、妥当性の話ですので、信用するしかないという部分もありますのでね。その辺はちゃんと、しっかりしたチェックをしてもらいながら、国から同一のやつが出てくるからこそ、他自治体との比較というのが容易にできますので、その辺もしっかりとやっていただいて、妥当であるという金額を、確信を持ちながらやっていただきたいと思います。別に、それだけが希望です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） なければ、これで質疑を終結します。

本会議の質疑をここで終結したいと思いますが、まだ全体にわたりまして疑義がある場合には質疑を許しますが、いかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

以上で、第 39 号議案についての質疑を終結します。

---

#### ◎静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（大石 巖君） 日程第 4、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約第 7 条の規定によりまして、市長から 6 人、町長から 4 人、市議会議員から 6 人、町議会議員から 4 人をそれぞれ選出して、計 20 人をもって組織することとされています。

このたび、市長から選出すべき議員のうち3人、町長から選出すべき議員のうち1人、市議会議員区分から選出すべき議員のうち3人、町議会議員から選出すべき議員のうち1人が欠員となり、その補充のため、候補者を募ったところ、市議会議員区分及び町議会議員区分において選挙すべき定数を超えましたので、投票により選挙を行うこととなりました。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての町議会における得票総数により当選人を決定することになりますので、吉田町議会会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

そこでお諮りいたします。

選挙結果について、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを広域連合に報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを広域連合に報告することと決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（大石 巖君） ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によりまして、立会人は、2番、楠元由美子君及び3番、盛 純一郎君を指名します。

次に、候補者氏名表を配ります。

〔候補者氏名表配付〕

○議長（大石 巖君） 候補者氏名表の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（大石 巖君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。2番、楠元由美子君及び3番、盛 純一郎君、点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（大石 巖君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

2番議員から順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（大石 巖君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

2番、楠元由美子君及び3番、盛 純一郎君、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（大石 巖君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、藤井 要君 10 票、増山 勇君 2 票、以上のおりです。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

---

◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午前 10 時 20 分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。  
本日は、定例会 17 日目、最終日であります。  
本日は、1 番、福世義己君から欠席の届出があります。  
ただいまの出席議員は 12 名であります。  
これから本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。  
これから議案審議に入ります。  
初めに、一般会計の予算に関する議案の審議を議案番号順に行います。  
審議については、質疑は既に終了しておりますので、討論から行います。  
引き続き、予算に関する議案を除くその他の議案審議を議案番号順に行います。  
それでは、審議に入ります。
- 

◎議案第 38 号の討論、採決

- 議長（大石 巖君） 日程第 1、第 38 号議案 令和 3 年度吉田町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。  
これから討論を行います。  
発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第 39 号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第2、第39号議案 令和3年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで、一般会計予算に関する議案の審議が終わりました。

これから、これまでに議決した議案を除くその他の議案の審議に入ります。

---

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第3、第36号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないようお願いいたします。また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。



---

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第4、第37号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第5、第40号議案 令和3年度防潮堤側道整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第6、第41号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いをします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

---

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（大石 巖君） 日程第7、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎町長挨拶

○議長（大石 巖君） 以上で、令和3年第2回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 御苦労さまでございました。

---

◎議長挨拶

○議長（大石 巖君） ありがとうございます。

本日ここに令和3年第2回吉田町議会定例会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、6月1日以来、17日間にわたり諸議案の審議をいただきました。本日ここに全ての議事が終了し、おかげをもちまして閉会の運びとなりました。これも、議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚く御礼を申し上げます。

最後に、議員各位の、また、町当局の皆様の御健勝を心から御祈念申し上げ、誠に意を尽くしませんが、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上をもちまして、令和3年第2回吉田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前 9時08分